新型コロナウイルス感染症関連要望

１　新型コロナウイルス感染症対策の出口戦略について

（要望）

新型コロナウイルス感染症「第５波」においては、先が見えない中で県民に多くのご負担をお願いしてきた。どのような状況になれば通常の生活に戻れることになるのか、県民に県の考えを示すことが求められる。

そのためには、今後県がどのような対策を用意しているのか、何が達成されれば良いと考えているのか、出口戦略をどのように考えているのかをしっかりと示すこと。

（回答）

第５波においては、行動制限など、県民に多くのご負担をおかけし、また、医療機関はさらなる病床の確保をいただくなど協力をいただきながら、困難な状況を乗り越えました。

病床確保については、第５波ピーク時の入院患者数の２割増に対応できるよう、主に公的医療機関や疑似症患者受入れ医療機関と調整し、2,500 床を確保しました。

一方で、国は、11 月 12 日に「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を取りまとめ、今後の感染拡大に備え、「医療提供体制の強化」、「ワクチン接種の促進」、「治療薬の確保」を進めるとともに、「経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現」を図ることとし、政府の基本的対処方針も全面改訂されました。

こうした国の方針を踏まえ、県としても、次の感染拡大に備えるとともに飲食やイベント、移動における行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用を検討してまいりましたが、変異株による感染の拡大を受け、国は令和４年１月 19 日に改めて同対処方針を変更し、まん延防止等重点措置区域での「ワクチン・検査パッケージ制度」については、原則として当面適用しないこととしたため、県ではこの方針変更を受けて、同制度の適用を見送ることにしました。

今後も感染拡大の状況を見極めながら、感染対策と日常生活の回復の両立に取り組んでまいります。

２　ワクチン接種について

（要望）

希望する県民に速やかにワクチン接種を行う体制を構築し、実施することが重要である。そのためには、ワクチンの確保、打ち手の確保、効率的な実施など県の役割も大きい。県民にわかるよう今後の予定を示すことなども、県民の不安解消には有効である。また、ワクチン接種の効果も併せて検証し、今後の対策に役立てることも行わなければならない。

ワクチン接種は、コロナ収束に向けた重要な施策であるので、希望する全県民へのワクチン接種を速やかに進めること。

（回答）

ワクチン接種の予定については、県ではこれまで「県のたより」や県ホームページにおい

て、丁寧でわかりやすい情報提供を心掛けてまいりました。今後も、県のホームページに開設した新型コロナワクチンポータルサイトなどにおいて情報を提供してまいります。

ワクチン接種の効果については、県ホームページにおいて年代別の接種率などを公表しており、高齢者接種率と新規感染者に占める高齢者の割合の推移など客観的なデータを活用しながら、県民の皆様にとって分かりやすい情報を提供してまいります。

引き続き、県では、希望する方が、一日でも早くワクチンを接種できるよう、市町村と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

３　病床の確保について

（要望）

県民の命を守るために医療崩壊は起こしてはならない。「第５波」はこれまでにないスピードで新規感染者数が増え、確保しなければならない病床の数も急増した。

病床のすそ野を広げるためには、病床の数を増やすだけでなく、医療従事者の確保、後方搬送なども重要な施策になるので、あらゆる対応を取ることで必要とされる病床を確保すること。

（回答）

「第５波」における感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードで感染が拡大したことを踏まえ、県では、11 月に病床や宿泊療養施設の確保を中心とした医療提供体制だけでなく、保健所等における医療調整を含めた総合的な「保健・医療提供体制確保計画」を策定しました。

当計画において、第５波ピーク時の入院患者数の２割増に対応できるよう、主に公的医療機関や疑似症患者受入れ医療機関と調整し、2,500 床を確保しました。

また、新型コロナウイルス感染症が軽快した入院患者について高度医療機関から重点医療機関等への転院や自宅療養への切替えを促進し、また、療養期間が終了したものの他の疾患等により引き続き入院が必要な患者の後方搬送を行い、病床逼迫の解消に努めてまいります。

４　コロナ禍の心のケアについて

（要望）

コロナ禍において自殺者の数が増加傾向にある。一人でも多くの方に届く支援が求められている。県は「かながわ自殺対策計画」に基づき対策を練っていることは承知しているが、コロナ禍の中でより丁寧な対応が必要である。

特に様々な自殺対策に係る人材確保と育成は重要であることから、これまで以上に力を入れること。

（回答）

県では、これまでも「かながわ自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携しながら、自殺

対策を推進してきました。

さらにコロナ禍である令和２年度は「こころの電話相談」に加え、ＬＩＮＥ相談の開設など、相談窓口の拡充を図るとともに相談窓口の普及啓発等の取組の強化を図ってきました。

自殺対策に係る人材確保については、引き続き県職員全員を対象としたゲートキーパー研修を進めるとともに、自殺未遂者や自死遺族の支援について、関係職員向けの研修や自死遺族のつどいの実施等、相談支援体制の充実を図ってまいります。

５　コロナ禍における県民への啓発活動について

（要望）

「第５波」が収束し、現在、「第６波」の可能性あると報じられているが、気温が低く空気が乾燥し新型コロナウイルスが感染力を持つ時間がより長くなる冬に備え、いかに情報提供を行い県民の行動変容につなげていくかが重要となる。

そこで、感染力が高いとされるデルタ株などの変異種の感染力の高さや病毒性に関する情報を、ＳＮＳのインフルエンサーの協力によって伝えるなどの啓発活動により、若者も含めた県民の行動変容につながるような情報提供に取り組むこと。

（回答）

県民への情報発信については、若者も含めた県民が必要とする情報を適時適切に提供するよう、ＳＮＳを活用して、必要な情報の発信・提供に取り組んでいます。

今後も、県民のニーズを的確にとらえ、ＳＮＳ等を活用して、必要な情報の発信・提供に取り組んでまいります。

重点要望

１　持続可能な財政運営について

（要望）

本県は厳しい財政状況に置かれており、現時点で来年度予算編成時における財源不足額は約 850 億円と見込まれる。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収も見込まれるため、施策・事業を抜本的に見直し、状況に応じて柔軟かつ機動的な財政出動を実施し、持続可能な財政運営に取り組んでいくこと。

（回答）

令和４年度は予算編成方針を発出した時点で 850 億円の財源不足が見込まれる状況にありました、施策・事業の見直しや令和３年度の税収増等により財源を確保し、予算を編成しました。

新型コロナウイルス感染症ついては、オミクロン株の登場や更に感染力の強い可能性があるとされる同株の亜種が確認されるなど、先行きが不透明であることから、感染状況を注意深く見極め、感染拡大の防止と県内経済の回復のバランスを取りながら、実施しなければ

ならない様々な政策課題に的確に対応できる、持続可能な財政運営を目指してまいります。

２　災害時における情報の発受信・提供のあり方について

（要望）

災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が大きく変わり、警戒レベル４に当たる「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化され、「避難勧告」は廃止された。国民に災害状況をよりわかりやすい言葉を用い理解してもらうことにより自分事と捉え、より避難行動につなげていくための取組の一つだと理解している。

今回の改正の趣旨を踏まえ、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、災害発生時の情報が、地域に確実に伝わる取組を強化すること。

（回答）

今回の法改正の内容は、避難勧告が廃止されるなど、災害時の避難行動に直結する大変重要なものであるため、県のたよりなど様々な媒体を使い、しっかりと周知しました。また、県民の方々に分かりやすく災害発生の情報を伝えるため、気象や避難情報などをリアルタイムで伝える災害情報ポータルの運用やＳＮＳ（Twitter）を使って、きめ細かな情報発信に努めてまいります。

３　「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の検証と記録について

（要望）

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」については、コロナ感染拡大による緊急事態宣言下での実施という前例のない開催となった。本県は開催県の一つとして、また県民の命を預かる行政機関として、安全・安心な実施を確保する重大な責務を、事前キャンプを開催する市町とともに担うべき立場であった。しかしながら、開催の可否や運営を巡り、国または組織委員会との間で、権限のあり方など多くの課題が残された。また、オリンピック会場では開会式において大量の食品廃棄が行われるなど、ＳＤＧｓ未来都市である本県としては看過できない事態も明らかになっている。

こうしたことを踏まえ、本県として前例のない感染症の急拡大の中での大規模スポーツイベントとなった「東京 2020 大会」に関し、その開催を巡る経緯や本県における様々な課題をしっかりと検証し、記録・共有をしていくこと。

（回答）

令和３年に開催された東京 2020 大会に関する取組や課題、対応について、庁内で共有してまいります。また、作成した資料や記録については、公文書として公文書館等に引き継ぎ、県民共有の貴重な財産として大切に保管していきます。

さらに、こうした資料に加えて、東京 2020 大会開催までの神奈川県の歩みをまとめたものとして、記録誌や記録映像を作成し、県民の皆様と共有してまいります。

４　地球温暖化対策の取組の強化について

（要望）

今年４月、国は、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すと発表した。一方、令和３年度に改定を予定している「神奈川県地球温暖化対策計画」では、国の動きに合わせ、県の温室効果ガス削減目標を見直すとし、当面、暫定的に国の目標を県の目標として設定するとしている。

今後、この目標を実現するために思い切った政策の転換や新たな施策の実施が求められているが、本県において普及が伸び悩む太陽光発電、水素エネルギーにおいては効果的な支援・補助を行い、更なる普及拡大に取り組むこと。

さらに、廃棄物の焼却削減や都市緑化の推進など、吸収源の拡大による削減効果を盛り込んだ対策にも積極的に取り組むこと。

（回答）

県は、令和３年度に神奈川県地球温暖化対策計画を改定し、2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減するという新たな中期目標を設定することとしました。

太陽光発電の普及拡大については、全国初の取組として初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「０円ソーラー」などに取り組んでおります。また、水素エネルギーの普及拡大については、燃料電池自動車等の導入支援や水素ステーションの整備補助に取り組んでおり、令和４年度も引き続き、こうした支援に取り組んでまいります。

廃棄物の削減対策については、気候変動対策の観点から、近年、社会的に大きな課題となっている「プラごみ削減」や「食品ロス削減」について、現状を十分把握しながら、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」や今後、策定予定の「神奈川県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村、企業、団体等とも連携し、取組を進めてまいります。

都市における緑地の保全については、二酸化炭素の吸収源として一定の効果を有することが期待されますが、本県は住宅に隣接した急傾斜の緑地が多く、倒木等の災害の防止も課題となっています。また、剪定枝等の処理方法によっても吸収源としての効果が変わることが考えられますので、総合的に勘案しながら保全策を検討してまいります。なお、１ha 以上の土地の区画形質の変更等においては、県と開発業者が「みどりの協定」を締結して、一定の緑地を確保していただくように、引き続き指導してまいります。

５　ヘイトスピーチの解消について

（要望）

知事は我が会派の代表質問において今任期中のヘイトスピーチ解消のために条例制定は難しいと言う答弁を行った。その理由として、「先行自治体の条例研究など様々な検討を進めてきたが、どのような条例であれば実効性が担保できるのか、現時点では確証が持てないためである」と述べた。しかしながら、罰則規定がなくても条例制定はヘイトスピーチ解消

に有効であり、また多くの先行自治体では条例制定の意義はあったと考えている。
そこで条例制定した先行自治体の成果を検証し、改めて条例制定を検討すること。
（回答）
条例制定も含めた実効性のある取組については、先行自治体の条例を研究するほか、「かながわ人権政策推進懇話会」からの意見聴取や、有識者等へのヒアリングを実施してきました。
有識者からは、どのような行為が規制や罰則の対象となるのか、慎重な検討を重ねる必要があるなどの意見や、規制がない現行法制度の下で、条例でどのように実効性を担保していくのか、といった課題について御指摘をいただきました。
そこで、県では、「かながわ人権施策推進指針」を令和３年度中に改定し、その中で、ヘイトスピーチについても施策の方向性を、しっかりと位置付け、新たな指針に基づき、その対策を着実に進めてまいります。

６　ポストコロナ社会を見据えた経営支援・経済戦略の策定
（要望）
国は、ポストコロナ社会を見据えて、経済の立て直しを図るために、成長市場と目される分野に予算を重点配分することが今後予測される。
本県として、ポストコロナ社会を見据えた新たなビジネスモデルの構築を目指す試みに対し一層の支援とその効果の検証を進めるほか、こうした取組の一環として、新たなビジネスモデルへの一部転換を含む事業承継の推進などにも取り組むこと。
また、本県の経済戦略の新たな柱として、ポストコロナ社会を見据えた中・長期的成長のためのビジョンを打ち立てていくこと。
（回答）
県はこれまで、中小企業によるビジネスモデルの転換を後押しするための補助制度を実施してきました。
令和４年度は、引き続き、この補助制度を実施するとともに、補助金の交付を受けた事業者に対して、経営や技術の専門家を派遣し、販路開拓や技術上のアドバイスを行うなど、ビジネスモデル転換を継続的にフォローアップしてまいります。
また、事業承継の取組については、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」を通じて、ビジネスモデルの転換も含めた、事業承継計画の策定支援等を行ってまいります。
さらに、令和４年度に見直しを行う予定の「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」において、ポストコロナ社会を見据えた中小企業支援の位置付けを検討するほか、次期「かながわグランドデザイン実施計画」においても、ポストコロナ社会を見据えた産業振興の位置付けを検討してまいります。

７　想定を上回る台風や豪雨災害対策の推進について

（要望）

河川に堆積した土砂の撤去に関し緊急性の高いところから取り組むとともに、県内市町村の要望に応じ柔軟に取り組み、国の「緊急浚渫推進事業」を更に活用し早急に取組を進めること。また、市町村に対して当該制度について計画をつくるための支援や勉強会などを開催することにより市町村の取組を引き続き支援すること。

（回答）

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、重点的に実施していくこととしています。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

また、今後も「緊急浚渫推進事業債」の活用を進めるとともに、県内市町村への情報提供や計画作成の支援を引続き実施してまいります。

８　教職員の労働環境改善と人材確保について

（要望）

全国的に教職員不足が叫ばれ、本県も例外ではない。「一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保」「教育現場の労働環境改善」など、子ども、教職員がともに安心して学校生活を送ることができる環境構築が必要である。

一方、人材確保については、大学の教員養成の縮小や教員志望学生の減少など、構造的な要因もあり、教職員の病気休職や産休育休代替の臨時的任用職員の不足は深刻なものとなっている。

教職員の在校時間等の現状の客観的把握を行い、教育施策の見直しや業務改善を図るとともに、人材確保の具体的施策を図ること。

（回答）

県教育委員会は、教員の働き方改革を推進するために、令和元年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。その中で、時間外在校等時間の縮減、年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守の３つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでおります。

教職員の在校時間等については、令和２年 11 月に県立学校において導入した勤務時間管理システムにより客観的に把握しております。

今後も引き続き、本指針に基づき、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

また、人材確保については、参加対象を１・２年生にも拡大し、大学等説明会を実施し、神奈川県の教員の魅力を周知するとともに、大学推薦を設けることで、教員を志している学生への窓口を広げております。

さらに、臨時的任用職員及び非常勤講師の登録について、県のたよりにお知らせ記事を掲載することや、教員採用試験の際にお知らせの文書を配付するなど、制度周知に取り組んでおります。また、更なる人材の確保を図るため、令和３年度から「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めております。

常任委員会別要望

総務政策

１　「中期財政見通し」の見直しについて

（要望）

「中期財政見通し」における今後の財源不足額を見ても、本県の財政状況はより一層厳しくなっていく見通しである。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、「中期財政見通し」の見直しは必須であり速やかに見直しのスケジュールを明らかにし、財政健全化に向けた各種取組を推進すること。

（回答）

予算編成方針を発出した時点における令和４年度の財源不足額 850 億円は、中期財政見通しで推計した約 800 億円とほぼ同じとなりましたが、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の登場や更に感染力の強い可能性があるとされる同株の亜種が確認されるなど先行きが不透明な状況にあり今後の財政状況を見通すことは困難であります。

中期財政見通しの見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響が収まり、今後の財政状況を見極められるようになった適切な時期に、税収や投資的経費の動向をしっかり把握しながら検討してまいります。

２　かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画と森林環境税について

（要望）

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）は、「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」に位置づけられた事業の財源を確保するために、令和４年度以降も継続するとされている。

令和６年度からは森林環境税の課税も始まることから、超過課税は特別な負担を県民に求めるものであるとの認識の下、水源環境保全税について県民の理解を得られる取組を行うこと。

（回答）

本県で導入している個人県民税の超過課税（水源環境保全税）は、良質な水の安定的確保を目的としており、国が創設した森林環境税・森林環境譲与税の目的とは異なっております。

しかしながら、両税の使途には、それぞれ森林整備が含まれているため、本県では、市町村の意見を伺いながら、２つの税を活用して推進する施策が重複しないように対象地域や、事業の内容を整理したところです。

令和４年度に開始する「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業を実施していくこととしております。

今後も、毎年度行っている水源環境保全税を活用して実施した事業を検証する中で、森林環境譲与税を活用して実施した事業と重複する部分がないか点検してまいります。

３　行政改革について

（要望）

県は「行政改革大綱」を策定し、これまでの「量的削減」中心の考え方ではなく、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を進めるとしている。そして、令和元年７月には「第２期行政改革大綱」を策定し、令和３年７月に県民に向けて点検報告書を公開した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標が達成されていない施策が多数あるため、来年度に向けて着実に取組を進め目標を達成すること。

（回答）

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外勤務時間数が増大するなど、目標の達成が一部にとどまった取組があります。

一方で、全庁コロナ・シフトにより、数百人規模の応援職員をコロナ対策に従事させるため、業務そのものの必要性を検証し、抜本的な見直しを行うとともに、デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しを行ったほか、テレワークやリモート会議を積極的に推進するなど、コロナ禍においても様々な取組を進めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、質の高い県民サービスを提供できるよう、県庁組織の総合力を高めてまいります。

４　日米地位協定の改定について

（要望）

日米地位協定は締結から60年超もの歳月が経過したが、この間、我が国に置かれている米軍基地に起因する様々な問題が発生してきたものの、一度も改定がなされていない。相次ぐ航空機事故や航空機等の騒音による被害の発生、環境汚染、さらには、米軍人等による事故や犯罪の発生など、基地に起因する問題は広範多岐に渡り、こうした問題の背景には、日米地位協定の課題があると指摘されている。

以上のことから日米地位協定の改定が必要であるため、引き続き国に働きかけること。

（回答）

県は、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」を通じて、日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しています。引き続き、国等に対し、粘り強く働きかけてまいります。

５　県行政におけるＩＣＴ・データの利活用の推進について

（要望）

県では、「かながわＩＣＴ・データ利活用推進計画」を策定し行政の情報化を推進してきた。この計画により、行政手続のオンライン化・内部事務のデジタル化・オープンデータの推進・ＳＮＳ等を利活用した情報発信等の推進などに取り組んでいる。

これらの施策を実現するために高度ＩＣＴ人材を育成するためのキャリアプランを策定すること。

（回答）

県としても、デジタル技術を活用し、県業務の効率化や課題解決、また、多様化する県民のニーズに柔軟に対応していくため、その担い手となる人材を育成していく必要があり、国や他自治体の先行事例も参考にしながら、職員のキャリアプランの支援を含む本県のデジタル人材育成方針を令和３年度中に作成していく予定です。

６　持続可能な開発目標　ＳＤＧｓの推進について

（要望）

本県は取組当初の平成30年度より「自治体ＳＤＧｓモデル事業」選定自治体となっている。提案した社会的投資を推進していくことは大きな意義がある一方で、コロナ禍の中で、新しい試みを進めるためには関係者の理解や協力がより一層重要である。

今後は、ＳＤＧｓに資する事業に取り組む事業者と多様な資金提供者を結び付け、地域での資金の自律的好循環形成を目指す枠組みである「かながわ版金融フレームワーク」により、ＳＤＧｓ金融を推進すること。

（回答）

本県では、ＳＤＧｓ社会的インパクト評価や中小企業の伴走型支援などの事例共有を通じて、資金提供者による取引先企業へのＳＤＧｓ経営支援などを図る「かながわ版ＳＤＧｓ金融フレームワーク」の枠組みを構築しています。

引き続き、こうした枠組みを活用しながら、事業者と資金提供者を結び付け、社会的投資を促進することで、ＳＤＧｓ金融の拡大に取り組んでまいります。

７　公契約条例の制定について

（要望）

公契約条例の制定については「公契約に関する協議会」において、入札・契約制度の見直しや一般業務委託の積算等のルール化、公契約条例制定自治体の運用状況調査や賃金実態調査の継続が指摘された。

公契約条例を施行している他自治体の条例への評価の調査結果を踏まえ、条例制定の効果を取りまとめるともに、公契約条例の制定をはじめとする労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上に向けた取組を徹底すること。

（回答）

平成 26 年３月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、公契約条例の制定も視野に、この４つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査していきます。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。

また、県では、委託業務従事者の適正な労働条件を確保するために、県が締結する業務委託契約書に「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでおります。

８　県・市町村における手話通訳者の雇用や待遇改善について

（要望）

昨今、手話通訳者の需要が高まっている。自治体においては次世代の手話通訳者を育成するためにも、手話通訳者を正規職員として雇用するなど、県登録の手話通訳者の待遇改善を行うこと。

（回答）

神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理業務として実施している県登録の手話通訳者の報酬については、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会が法人事業として実施している手話通訳派遣事業の報酬と同程度となるよう、令和３年度に増額改定を行いました。

なお、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である手話通訳者派遣事業については、法令において市町村と都道府県の役割が明記されており、市町村の手話通訳者については、設置や派遣登録の制度を市町村が定めて実施することとされています。県では、今後、

各市町村ごとに異なる手話通訳者の制度等について、情報共有や意見交換の機会を設けてまいります。

防災警察

１　災害激甚化時代における機関連携した広域避難の取組について

（要望）

一級河川氾濫や大地震発生などの大規模災害発災時においては、他都道府県の自治体への避難が適切な場合も考えられる。

そこで、県があらかじめ県内市町村と「避難所の相互利用」に関する協定を県と 33 市町村とで包括的に協定を結ぶことや、他都道府県の自治体とも「避難所の相互利用」に関する協定を県が指導力を発揮して結ぶことにより、より県民が避難しやすくなる調整をあらかじめ行うなど自治体間での協議を促進すること。

（回答）

県は、市町村と相互応援協定を締結しています。災害対策基本法の改正により、災害発生前後における広域避難に係る協議の手続が制度化されました。県は法に基づく広域避難が円滑に進むよう、広域避難計画の策定の検討など、市町村の支援に努めてまいります。

２　帰宅困難者対策について

（要望）

多くの県民が都内に通勤していることに鑑み、帰宅困難者対策について東京都と本県などの都道府県の関係機関相互の連携のあり方について更に進めるため、具体的な議論を始めること。

（回答）

帰宅困難者対策について、国では、横浜市や東京都、交通関係者、有識者などを構成員とする「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の第１回検討会を令和３年 11 月に開催し、具体的な帰宅方法について検討を始めました。

県では、この検討委員会の議論を注視していくとともに、検討結果については首都圏で連携しながら、対策を進めてまいります。

３　大規模災害時の官官、官民、民民連携の更なる促進について

（要望）

本県が災害時に協力協定を結んでいる団体と、あらかじめ官官、官民、民民での通信連絡、対応行動に即した災害訓練を行うことにより、実際の災害時に効果的な対応が可能になると考える。

災害協定を結んでいる団体と通信連絡、対応行動に即した災害訓練はビックレスキューかながわにおいてそれらの団体が参加していることは承知しているが、より多くの団体が

参加するよう積極的に働きかけること。
（回答）
　県では、大規模な災害に備えて、ビッグレスキューかながわ等の訓練を実施しており、例年、県と災害協定を締結している多くの団体や民間事業者にも参加をいただいています。
　新型コロナウイルス感染症の影響により、ビッグレスキューかながわ等の訓練が中止となっている状況においても、連携体制の維持強化と、事業者相互の顔の見える関係の構築のため、県が実施する図上訓練を見学いただくなど、効果的な災害時連携に向けた取組を行っております。

４　ペットの避難所対策について
（要望）
　ペットの避難所については健康医療局と市町村が取り組んでいることは承知しているが、地域防災計画を所管しているくらし安全防災局として、ペットの避難所について「避難所運営マニュアル」に位置づける市町村が増えるような次の一手、例えば「市町村地域防災力強化事業費補助」の補助額や補助率を上げるなど何らかのインセンティブを与えることによりペットの避難所対策を促進すること。
（回答）
　県では、飼い主向けに「ペットの災害対策セミナー」を開催し、ペットの防災に関する知識向上や避難所運営についての普及啓発を実施しています。また、動物関連のイベント等において、防災グッズの展示や、啓発リーフレットの配布等を行っております。
　さらに、「県・市町村地震対策検討会議」において、市町村の災害対策部局に対し、ペットとの同行避難やそれを受け入れる避難所運営の重要性について説明しています。
　補助については、風水害対策事業として、避難所の生活環境改善等の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、通常よりも高い補助率２分の１で支援することとしており、ペット用ケージの整備等も補助対象としておりますので、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

５　消防団員の確保の支援策について
（要望）
　県内各地の消防団員の担い手が減少していることから、各種メディア・ＳＮＳ等を活用したＰＲで消防団への入団並びに活動への参加を促す取組を行っていることは評価する。
　一方で、静岡県や岐阜県で取り組んでいる、消防団員の確保と活動の充実を図るため、一定の要件を満たした消防団員を雇用する事業所の事業税を軽減する制度や過疎地域の消防団員の確保に貢献した事業者に対し報奨金を交付する岐阜県の「消防団員雇用貢献企業報奨金制度」などを調査・検討することに加え、県制度融資信用保証料割引、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点など、企業のインセンティブが働くような具体的施策の実現

に向けて取り組むこと。
（回答）
　県内全市町村との共催による消防団啓発イベント「かながわ消防フェア」の開催、消防団員を地域で応援する「かながわ消防団応援の店」の登録推進、若者・女性向けの消防団員募集リーフレットの作成などの従来からの広報に加え、テレビ番組やラジオ放送といった各種メディアをはじめ、県公式 YouTube や Twitter アカウント、Facebook ページといったＳＮＳ等を通じ、引き続き消防団への入団、活動への参加を促していきます。
　また、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所表示制度について、市町村に制度の活用を働きかけるとともに、県としてもどのような施策がより有効なのか、企業への直接的なインセンティブも含めて、引き続き検討を進めてまいります。

６　消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の水平展開
（要望）
　高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方々の消費者被害を防ぐため、市町村や地域の関係者が連携して見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）は現在、鎌倉市のみで協議会を設置し消費者保護に取り組んでいるが、この取組を県内に水平展開をすること。
（回答）
　鎌倉市における取組について、機会をとらえて他市町村に共有し、地域協議会設置にかかる課題解決に向けた個別の助言や働きかけを行ってまいります。

７　高齢ドライバー事故防止の促進について
（要望）
　高齢ドライバーが運転する車の逆走や、アクセルとブレーキの踏み間違え等による重大事故が多発しており、社会問題となっている。
　本県は身体機能の低下が露見する高齢者が自ら進んで運転免許を返納し、地域の交通安全が図れるよう、市町村とともに行う高齢者への相談支援体制や、神奈川県高齢運転者免許自主返納サポート協議会の拡充に取り組んでいるが、より促進するために、高齢ドライバーによるアクセル・ブレーキペダルの踏み間違い事故などの対策として、高齢ドライバーの安全運転を支援するための装置設置を促進するための補助事業を創設すること。
（回答）
　国は、車に踏み間違い防止装置を後づけする場合などに、その費用を補助する取組を始めるとともに、社会問題となった踏み間違い事故の防止に向け、いわゆる自動ブレーキの新車への義務づけや、安全運転サポート車のみ運転できる限定免許の導入について検討を進めております。
　こうした状況を踏まえ、県が後づけの踏み間違い防止装置の設置を補助して現在の車に

乗り続けることを奨励するよりも、高齢運転者やその家族に踏み間違い事故を起こさないための選択肢を提供していくことが大切と考えております。

そのため、県は県警察と連携して、安全運転相談ダイヤルや免許の自主返納を始め、自動ブレーキを備えた車への乗換えやその特徴を理解した上での後づけ装置の設置などについて啓発を強化し、高齢運転者の交通事故の防止に取り組んでまいります。

８　特殊詐欺犯罪抑止対策の更なる強化について

（要望）

県内の特殊詐欺発生件数は 1,773 件（令和２年）、被害額は 33 億 9,200 万円であり、被害金額、認知件数とも減少しているが、依然として高齢者の被害が続いている。

金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止、押収名簿を活用した注意喚起などより踏み込んだ被害防止対策に積極的に取り組むこと。

（回答）

県は、令和２年度から市町村が行う迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業に対して補助事業を行っております。同機器は、特殊詐欺の入口となる、犯人からの電話を物理的に遮断することにより被害を未然防止するというものです。今後も市町村と連携し、事業を推進するとともに、県民に対して同機器の有効性を発信し、普及に努めてまいります。

また、引き続き金融機関等と連携し、注意喚起チラシ等を活用した防止対策も実施してまいります。

県警察としては、引き続き、だましの電話に出ないための対策として留守番電話の常時設定や、犯行グループに「録音・警告」を告げる迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進について、自治体を始めとした関係機関、団体と連携し、取り組んでまいります。

また、関係機関と連携しつつ、特殊詐欺を敢行する実行犯の検挙を徹底するほか、犯行グループの中枢に迫る捜査を展開させるとともに、その背後にいる暴力団等の犯罪者グループをあらゆる法令を駆使して取り締まり、特殊詐欺撲滅に向けた取組を推進してまいります。

９　インフラ整備におけるバリアフリー化の促進

（要望）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、日常生活で利用する施設を広く対象に生活空間全体におけるバリアフリー化が求められている。また、急速な高齢化社会への進展とノーマライゼーションの思想から、高齢者や身体障がい者等の自立した生活が保障されるインフラ整備が重要である。

そのため、高齢者や視覚障がい者の方々に配慮した信号の補助装置であるＬＥＤ付音響装置や横断歩道を利用する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるための横断歩道であるエスコートゾーンの増設に取り組むこと。

（回答）
　県警察としては関係機関と調整を図り、交通環境及び要望を勘案した上で増設に取り組んでいます。

国際文化観光・スポーツ
１　ポストコロナを見据えた観光事業の抜本的見直しについて
（要望）
　長期化するコロナ禍において、ポストコロナを見据えた観光事業の抜本的見直しが求められている。インバウンド需要はもとより、県内外を問わず極小化した観光需要を原点から立て直すために、「本県が持つ独自の魅力」の更なる深掘りと、その上での「そこにしかない発見」をもたらす「体験型の県内観光」の推進を丹念にしていくべきと考える。
　県内の地域ならではの特徴を堪能できる観光施策の推進を、各自治体や関係団体とも連携し、取組を強化するほか、そのための財政支援について国へ働きかけること。
　それを通じて、ポストコロナを見据えた「県民が安心して楽しむことができる県内観光」を着実に進め、その先に新たな県外・インバウンド需要も見越した選ばれる観光を目指すこと。
（回答）
　令和４年度は、富裕層向け体験型コンテンツをはじめとする「観光資源の発掘・磨き上げ」を推進するとともに、マイクロツーリズムなどの新たな観光需要への対応に向けた観光客の受入環境整備に取り組み、魅力ある神奈川づくりを推進してまいります。
　財源については、国際観光旅客税の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金として地方に配分することについて、全国知事会等の機会をとらえて国に提言を行ってまいります。
　そして、ＮＨＫ大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」を契機として、県内にあるドラマゆかりの地をはじめとする観光コンテンツの魅力をしっかりとＰＲし、周遊観光につなげてまいります。
　また、将来的なインバウンド需要も見越し、県内各地域の伝統や文化などに高い専門性を有するガイド人材の育成に取り組んでまいります。
　なお、観光施策の実施にあたっては、県独自で作成した「旅行者のための感染防止サポートブック」の周知等により、基本的な感染防止対策を徹底することで、安全・安心な旅行の実現に努めてまいります。

２　文化振興の充実と推進について
（要望）
　本県の実施したアンケート調査にも明らかなように、コロナ禍の下で、文化芸術活動を継続していくに当たり、団体等の維持に必要な「財政的な支援」と「活動の場」の確保は、強

く求められる重要な支援である。

補助金による財政的な支援の対象・規模の拡充を目指すとともに、「バーチャル開放区」といった、発表や鑑賞の場の提供を更に多角的に進め、ニーズの高い青少年センター「スタジオ HIKARI」の無償提供も継続していくこと。

また、一度その芸が担い手とともに失われてしまえば、それをよみがえらすことが大変難しい伝統芸能に関しては、担い手の「芸の維持のためにかかる費用」に関する支援が必要と考える。県内で活動する伝統芸能に関わる団体などを通じ、担い手に対する「芸の維持のための支援」制度を検討するとともに、コロナ禍の影響を受ける地域の伝統芸能の担い手への更なる支援拡充を図るよう、国に強く要望すること。

（回答）

県では、既存の補助制度を見直し、新たに、演劇、ミュージカル、伝統芸能等の文化芸術に係る新たな事業を補助する「マグカル展開促進補助金」を創設し、予算規模も拡充することといたしました。

また、音楽、ダンス等を自由に発表できる開放的な空間である「マグカル開放区」や、オンライン上で開催する「バーチャル開放区」のほか、「スタジオＨＩＫＡＲＩ」及びかながわアートホールの会場・設備・備品を無償で提供する「マグカルシアター」を実施するなど、引き続き、文化芸術活動の場の確保に努めてまいります。

伝統芸能等の担い手に対する支援については、県のポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」において、コロナ禍における支援策を掲載するページを作成し、周知を図っております。

県教育委員会では、民俗芸能をはじめとする国や県の文化財に指定されている無形民俗文化財については、保存修理にかかる費用、公開にかかる費用、伝承活動にかかる費用の補助事業を実施しており、これらを通じて「芸の維持のための支援」の実施に努めてまいります。

また、国に対しては一層の補助の充実に努めるよう、引き続き要望してまいります。

３　国際交流・多文化共生について

（要望）

本県として多文化共生社会を実現するためには、コロナ禍であっても外国籍県民が孤独感に苛まれることがないよう多様なニーズを捉え、オンラインでの国際交流の取組を更に拡げていくことは重要である。

加えて、平成 28 年に開設した「多言語支援センターかながわ」では、これまでも周知・啓発を進め利用者のニーズに多く対応してきたと承知しているが、今後は、更に市町村や教育現場などにおいて、当事者・保護者と現場の教職員が、通訳ボランティア派遣等の支援をより受けやすくする取組を推進すること。

（回答）

国際交流については、コロナ禍においても、留学生等の不安や孤立を解消できるよう、ニーズをとらえ、オンラインを活用した交流の取組を進めてまいります。

また、通訳ボランティア派遣等の支援については、日本語を母語としない外国籍県民等が、日常の生活に通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「一般通訳支援事業」を実施しております。今後も、市町村や教育現場等からの通訳派遣のニーズに応じられるよう、通訳ボランティアの募集や研修を通じて人材確保・育成に取り組んでまいります。

県教育委員会では、政令市・中核市を除く市町村に対して、平成 29 年度から、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、帰国・外国人児童生徒教育推進事業費補助を実施し、日本語指導協力者の確保を支援しております。また、県教育委員会が作成した「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」を市町村教育委員会や学校に周知するなど、外国につながりのある児童・生徒へのきめ細かな指導・支援の一層の充実に向けた取組を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

また、県立高等学校において、「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業」により、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している高等学校 22 校に、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、多文化教育コーディネーターを配置し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートしております。令和２年度からは、横浜北東・川崎地域において、入学直前のプレスクールや、週末地域日本語・学習支援を行っております。さらに、保護者に対しては、通訳支援事業にて、保護者面談等必要に応じて通訳派遣に係る費用を措置しております。

４　ポストコロナを見据えたスポーツ振興の充実について

（要望）

コロナ禍での「東京 2020 大会」を終えて、スポーツとの関わり方や健康意識の高まりといった県民の意識変容についても、現時点で把握していく必要がある。今まさに、今後の生涯スポーツや多様なスポーツ振興に加え、未病改善・健康寿命の延伸に向き合うチャンスである。

今後実施される県民を対象としたスポーツに対する調査を十分活用し、県民のニーズや意見をしっかり取り入れた県民のスポーツの更なる活性化に向けた施策に取り組むこと。

（回答）

県では、これまで「県民の体力・スポーツに関する調査」をスポーツ推進計画の見直し等の機会に合わせ、概ね４年に１度実施しており、その中でスポーツに関する意識や運動・スポーツの実施状況等を把握してきました。

令和４年度に実施する調査により県民の意識やニーズ等を把握し、生涯スポーツ社会の実現を目指した様々な取組に生かしてまいります。

５　障がい者スポーツの普及について

（要望）

平成 27 年に発表した「かながわパラスポーツ推進宣言」にある、全ての人が、自分の運動機能や障がいの状況に応じて、どのようなライフステージにおいても、いつでも身近にスポーツに親しむことができるといった意識の共有、環境の整備に取り組むことは重要である。

新たな県民の総合的なスポーツ推進拠点としての「県立スポーツセンター」では、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策も含め利用者の安全・安心に配慮した運営に努め、障がい者スポーツの更なる普及と、競技レベルでの推進も図られるよう、障がい者スポーツを熟知する指導者やコーチ等の人材育成に取り組むこと。

（回答）

「かながわパラスポーツ」の推進に向け、一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携した普及啓発を引き続き実施してまいります。

また、県立スポーツセンターについては、引き続き密閉、密集、密接の３密を回避するための対策をはじめ、受付窓口への手指消毒剤や非接触体温計の設置、飛沫感染防止のためのアクリル板等の設置など新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めてまいります。

さらに、障がい者スポーツの競技力向上に向けた人材育成について、初級障がい者スポーツ指導者の養成などに引き続き取り組んでまいります。

６　シニアスポーツの推進について

（要望）

令和４年に本県で開催される予定の「第 34 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を契機に、若い世代をはじめ、幅広い世代の方にボランティアとして関わっていただくことは、ねんりんピックが終わった後のスポーツや文化振興につながると考えるが、多世代において、健康づくりや生きがいの大切さを考えるきっかけとしても重要である。

多くの県民が参加できるよう、シニアスポーツのすそ野を広げる取組を、共同主催者である政令市及び各競技団体等とも連携の上進め、新型コロナウイルス感染拡大防止策に万全を期した安全・安心なねんりんピックを実現すること。

（回答）

「ねんりんピックかながわ 2022」の開催にあたっては、幅広い世代の方にねんりんピックボランティアとして参加していただくことなどにより、あらゆる世代の方がスポーツや文化に親しみ、自らもやってみたくなるきっかけ作りとなるよう、共同主催者である政令市や交流大会開催市町等と連携し、取組を進めてまいります。

また、東京 2020 大会や、国体などの感染症対策を参考に、社会情勢の変化等を注視しつつ、県医療危機対策本部室と調整を図りながら、感染症対策に取り組み、大会関係者やご来場のすべての方の安全・安心を最優先に、しっかりと準備を進めてまいります。

環境農政

１　かながわプラごみゼロ宣言の実効性ある施策の推進について

（要望）

本年３月、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、衆参両院で可決され、本年６月に公布された。これを踏まえ、環境科学センターによるマイクロプラスチックの調査研究を活かし、本県におけるプラごみゼロ社会の明確なビジョンとそこに至る政策の具体的ゴールを設定すること。

また、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」における「地域環境保全対策費補助金」については、令和４年度以降も継続し、補助金の補助率を 10 割に戻すよう国に働きかけること。

併せて、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講ずるよう、引き続き国に働きかけること。

（回答）

県は、2030 年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。また、この目的の達成に向け、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等のそれぞれについて推進方策を策定し取組を進めています。今後、令和４年度にアクションプログラムの見直しを予定しており、次期プログラムでは、推進方策ごとに進捗状況が確認できる目標値を設定します。

なお、環境科学センターの調査結果では、相模湾に漂着するマイクロプラスチックは、河川を通じて内陸から流れてきているものが多いと推測されています。

「海岸漂着物等地域対策推進事業」における「地域環境保全対策費補助金」については、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」等で、令和４年度以降も継続し、補助率を 10 割に復元することを要望しております。また、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講ずることを併せて要望しております。

２　水源環境保全・再生について

（要望）

平成 17 年に策定された「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、平成 19 年度以降の 20 年間（令和８年度まで）における、水源環境保全・再生施策の取組全体を示したもので、この施策大綱に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」を策定し、特別の対策に取り組んでいる。そして、令和４年度から「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」が新たにスタートし、総仕上げの５年間となる。

目的である「将来に渡る良質な水の安定的確保」の達成に向け、この計画を着実に推進すること。また、県内の人工林では、水源かん養機能を損なわない一定面積の伐採を進め、そ

こに無花粉スギ・ヒノキを再造林するなど、花粉発生源対策も推進すること。
（回答）
県では、平成 19 年以降 20 年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和４年度からは、施策大綱に示した最後の計画となる「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」の取組を進めていくこととなりました。
この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、それぞれの特別対策事業を着実に推進してまいります。
また、花粉発生源対策について、「神奈川県花粉発生源対策 10 か年計画」に基づき、水源かん養機能を損なわない範囲で伐採を行い、無花粉や少花粉のスギやヒノキの苗木への植え替えを推進してまいります。

３　ナラ枯れ対策について
（要望）
本県は防除対策を行っているが、森林病害虫等防除事業費補助金について予算を今後も十分確保するとともに、地方自治体に対する財政支援をより一層充実、強化するよう国に働きかけること。
また、関係団体等と連携し、安全面や景観面、歴史的・文化的価値などを考慮したナラ枯れ対策を迅速に進めること。
（回答）
県では、ナラ枯れ被害が拡大しており、病害虫被害をこれ以上広げない対策が求められていますが、国の補助金である森林病害虫等防除事業費補助金は、県要望に対して十分な額が配分されておらず、必要な対策ができていない状況です。
そこで、国に対して「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「森林病害虫等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。」を、要望しました。
また、県は対策の指針となるナラ枯れ被害対策ガイドラインを策定し、危険性や景観面を考慮して対策の優先度を決めて対処するという考え方を示しました。このガイドラインに即し、地元自治体と地域で活動している団体等が連携してナラ枯れ対策を行っている事例もありますので、今後も、こうした取組を積極的に支援してまいります。
さらに、市町村へ譲与されている森林環境譲与税を活用して、緑地におけるナラ枯れ対策を行っている自治体もありますので、こうした取組を他の市町村に紹介してまいります。

４　環境保全型・有機農業の推進について
（要望）
本年５月、農林水産省は 2050 年に有機農業が農地に占める比率を現在の 0.5%から約

25%に増やす目標などを盛り込んだ「みどりの食料システム戦略」をまとめた。

本県でも、「神奈川県有機農業推進計画」を策定しているのは承知しているが、より他都道府県に先駆けて有機農業を推進する「有機農業推進先進県」となるべく、有機農業に関連する技術の普及、有機農業の就農相談、有機農業を行おうとする新規就農者などを対象とする研修、有機農業に利用可能な技術の研究などに関し具体的な数値目標を設定し、更なる有機農業の推進を図ること。

また、有機農業を希望する新規就農者や既存の生産者に対しての技術支援を行うよう、農業アカデミーでの講座の充実や、有機農業を学べる研修機関の拡充、多様な媒体を活用しての情報提供の充実を図ること。

（回答）

本県の有機農業をさらに活性化させるための推進方策や数値目標などを、有機農家や外部有識者の意見も聞きながら検討し、令和５年改定予定の「神奈川県有機農業推進計画」に新たに位置付けてまいります。

また、有機農業の技術支援について、新規就農希望者などの人材育成は、かながわ農業アカデミーにおける有機農業の講義や有機農家への派遣研修を充実するとともに、先進的な有機農家で研修を行っている研修生が国の支援が受けられるよう研修機関としての認定を進めてまいります。なお、既存の有機農家に対する技術支援については、農業技術センターの普及指導員が、引き続き指導や情報提供を行ってまいります。

５　農業の担い手確保・育成について

（要望）

本県農業の主な担い手である家族・小規模経営をはじめとした多様な経営体が長きに渡って営農を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として創設された経営継続補助金を恒久措置とするよう国に求めること。

また、新規就農や農地活用の拡大に向けて農地の貸借を進めるに当たり、既存の国庫・県単独事業では面積要件と集積率を満たさず、整備ができない農地に対し、農地中間管理機構による 10 年程度以上の長期の貸借を条件として、伐根等を含む耕作放棄地の復旧、農地段差解消、進入路整備等の基盤整備が行えるよう、土地改良事業の仕組みを見直し、県単独事業の創設を行うこと。

さらに、本県で新規就農を希望する方が、国の「農業次世代人材投資事業」を活用するに当たり、選択肢が広がるよう、「県が認めた研修機関」の更なる育成を強化すること。

（回答）

経営継続補助金は令和２年度の補正予算により新型コロナウイルス対策として国が措置した事業であり、令和３年度は予算措置されておりません。事業の性質上、恒久的な事業化は難しいと考えられますが、県としましても、家族・小規模経営に対する国の支援策に注視し、必要に応じて提案してまいります。

また、基盤整備のうち、荒廃農地の解消を目的としたものについては、概ね既存の「農とみどりの整備事業」で対応可能と考えられますので、県では引き続き当該事業が活用されるよう、事業制度の周知を図ってまいります。

耕作放棄地や条件不利地は、地形的に制約のある小規模点在農地に多いと思われ、基盤整備を行っても借り手が確保できない恐れもあることから、市町村等と連携して具体的な希望貸借地の把握に努めてまいります。

さらに、農業次世代人材投資事業については、令和２年度から県が認定した先進農家等で研修を受ける者も支援対象となったところであり、令和３年度までに７件の認定を進めてきたところです。本事業における認定研修機関が増加することは、有機農業などの農法、地域や作物を選択して研修が可能となり、新規就農者の確保の拡大につながるものと考えていますので、引き続き、先進農家等への本制度の周知に努めることで、先進農家等の研修機関としての認定を進めてまいります。

６　食品ロスの削減について

（要望）

県の「食品ロス削減推進計画」をより進めるとともに、「食品ロス削減対策庁内会議」でのより率先的な取組を行うこと。

さらに、食品ロスを削減する見地から、企業・事業者の食品寄付を進めるために、各自治体に１箇所ずつ食支援の拠点づくりが進められるよう県が支援すること。

また、食品ロス削減と食支援の取組を進めるためにフードバンク活動への支援を強化すること。

（回答）

県は、令和３年度中に策定する予定の「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの削減に対する取組を進めていくとともに、計画に基づく施策を着実に推進するために、庁内会議による検討や、毎年度の進行管理を行ってまいります。

食品ロスの削減の観点からのフードバンク活動への支援としては、フードバンク団体の存在や取組を様々な場面で周知するほか、未利用食品等の食料をフードバンク団体へ提供していただくよう事業者に働きかけを行ってまいります。

また、生活困窮者を支援する団体と協働して、フードバンクなどの情報を生活困窮者に届ける取組を進めています。

７　水産業の持続可能な発展について

（要望）

水産資源の回復のためには、魚種ごとに資源状況の把握に努め、状況に即した効果的な対策を図るため、新たに策定した「資源管理方針」に基づき、更なる資源管理を効果的に進めること。

東京湾の貧酸素水塊については、シミュレーションモデルを駆使し、研究・調査を更に進め、対策を図ること。

海水温上昇、海流変動、磯焼け、水産資源の生息域の変遷等、環境変化に対し、水産業の持続可能な発展に向けての支援や、栽培漁業のほか将来の担い手育成、人材確保等、就業支援についても継続して取り組むこと。

（回答）

水産資源の回復については、令和２年 12 月に県が策定した資源管理方針に基づき、漁業者が取り組む資源管理が、より効果的になるよう努めてまいります。

貧酸素水塊については、シミュレーションモデルの結果を国等とも共有し、対応策の具体化を検討してまいります。

水産業の持続的な発展への支援については、温暖化に耐える養殖ワカメ等に関する試験や安定して生産できる二枚貝の養殖を推進するなど、天然資源が減少する中、安定的な生産量を確保できる養殖業の拡大を図ってまいります。

水産業への就業支援については、漁業就業セミナーや漁業体験研修の実施、国の漁業就業フェアへの参加等に加えて、令和２年度からかながわ漁業就業促進センターを開校しており、引き続き漁業への就業や定着化に向けて積極的に取り組んでまいります。

８　有害鳥獣被害対策の推進について

（要望）

イノシシやシカ、ニホンザルといった野生の有害鳥獣の問題は、全県に広がりつつあり、近年はツキノワグマ、ヤマビル、アライグマ、クリハラリス、スクミリンゴガイなど、様々な種類の鳥獣害が報告されている。

有害鳥獣の被害を減らし、住民の安全を確保するためにも、有害鳥獣の捕獲にかかる人的経済的負担に対し、実施主体や自治体に対する更なる財政的支援を行うこと。

また、ニホンザルに関しては今年度長年の懸案であった県西地域の個体群の１つＨ群の全頭捕獲が決定されたが、市町村と連携し、農業被害や生活被害の実態調査を行い、第５次管理計画に向け、必要な見直しを総合的かつ効果的に行うこと。

また、広域化複雑化する鳥獣被害に対し、県の鳥獣被害対策支援センターに専門性のある正規職員を配置し、専門性をいかした効果的な対策を行うこと。

（回答）

財政的支援については、市町村が計画的な取組を行えるよう予算の確保に努めてまいります。さらに、令和３年度からは、地域の実情に応じた対策を進めていくために県と市町村が一体となって課題解決を行う、新たな取組をスタートさせるとともに、喫緊の課題に対応するため捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修費補助金を、時限を定めて実施していくこととしました。

ニホンザルについては、県民説明会でいただいた意見や農業被害、生活被害の状況等を総

合的に勘案し、年度ごとの実施計画においても、柔軟に対応していくとともに、第５次管理計画に向け、群れ管理の見直しについて検討を進めてまいります。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」については、平成 30 年度より、地域ぐるみの鳥獣被害対策の取組をさらに県内に広げていくため、常勤職員を１名増員し 10 名体制とし、また、令和３年度から非常勤の専門職員１名を常勤化したところです。今後も、業務の内容や活動の効果を検証した上で体制強化を検討いたします。

９　豚熱対策について

（要望）

現在、家畜伝染病予防法により、豚熱発生の際には農場にいる豚の全頭殺処分を行うこととなっている。その発生の実情に合わせて、殺処分の基準を緩和し、実情に合わせた柔軟な運用ができるよう、国に求めること。

また、野生イノシシの豚熱の感染拡大防止のため、野生イノシシの捕獲の更なる強化と現在捕獲者の大きな負担となっている捕獲時における消毒等の処理について、負担軽減となる支援を更に行うこと。

（回答）

生産者及び生産者団体から、豚熱ワクチン接種をしていること、野生いのししの撲滅が進まないことから殺処分の基準緩和を要望されているものと思われ、心情的にはその気持ちに賛同します。

しかしながら、豚熱は治療法がなく、発生した場合には、患畜及び疑似患畜を殺処分することによりその感染源を断ち、病原体の根絶を図ることがまん延防止の唯一の効果的措置とされており、家畜伝染病予防法第 16 条で、豚熱の患畜及び疑似患畜はと殺することが義務付けられています。

なお、本県の発生事例でも、殺処分に先立ち実施した全ての豚舎を対象とした抽出検査において、当初、異状があった豚舎以外でも、複数の豚舎で感染が確認されており、豚熱発生後にワクチンによる免疫が獲得できている豚と、すでに感染している豚とを区分することは現実には困難です。

野生イノシシを原因とした養豚場での豚熱発生を防止するため、ＩＣＴ技術を使用したわなの貸出や、豚熱発生のリスクの高い農場周辺でのイノシシ捕獲に対する捕獲奨励金の上積み等を実施してまいります。

また、死亡個体埋設時の防疫措置に必要な物品の支給についても実施してまいります。

厚生

１　人権・男女共同参画の推進について

（要望）

多様性を認め合う、真の男女共同参画社会の実現は、我が会派でも取り組むべき重要な政

策であると認識している。かながわ男女共同参画センター職員による相談窓口や専門家による相談窓口を設置することで、県民の相談に応えることは重要なことである。

しかしながら、重要なことは相談の先であり、問題を具体的に解決しなければならない。そのためには、児童相談所、法テラス、ＮＰＯなど、相談内容に応じて連携する必要がある。かながわ男女共同参画センターが相談から問題解決までできるよう更なる機能強化を図ること。

（回答）

かながわ男女共同参画センターでは、配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的な暴力に悩む方のため、相談員による電話・面接相談と、法律相談や精神保健相談等の専門家が行う専門相談との連携による相談を総合的に実施しています。また、個別の相談対応に際し、必要に応じ児童相談所、県内の市町村の相談窓口、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連絡・連携を図っております。

２　障がい者施策の推進について

（要望）

本県の障がい者施策は、いくつもの重要な視点があるが、津久井やまゆり園事件を通してこれまで以上に地域移行の促進が重要であることが確認された。

障がい者が地域で自立して生活していくためには、社会資源の整備・充実を進めることが重要である。また、地域移行を促進するためには、地域生活へ移行する本人及びその家族の不安を解消する必要がある。大切なことは、障がいの程度、障がいの内容によりきめ細かな対応である。

このような状況に行政が対応し、障がい者が地域で生活できる環境を整備すること。

（回答）

津久井やまゆり園の利用者について、相談支援専門員や施設の職員、県職員、市町村職員等で構成する支援チームを作り、本人やご家族、相談支援や権利擁護等に精通している意思決定支援専門アドバイザーを交えながら、丁寧に意思決定支援に取り組んできました。

この取組を広く普及するとともに、障がい者が地域で生活できる環境を整備するため、県では、訪問系サービスや日中活動系サービス、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等に対し支援するとともに、広域的・専門的な観点から人材の養成を行い、地域資源の充実を図ってまいります。

また、地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実を推進します。

３　がん対策について

（要望）

かながわグランドデザインでは、指標に 75 歳未満の 10 万人当たりのがんの死亡者数を

69.8 人から 63.1 人に減らすことを指標にしている。この 10 万人当たりのがんの死亡者数は他の都道府県と比べると多く、がん対策は県として重大な課題である。

本県は「神奈川県がん対策推進計画」で令和５年度までの計画が策定されており、その中で、がんの未病改善、がん医療の提供、がんとの共生という柱で施策を展開している。

すべて重要な施策であるが、がん検診の受診率の向上、緩和ケア人材の育成は喫緊の課題であるため、これらの施策を推進しグランドデザインの指標目標を達成すること。

（回答）

「かながわグランドデザイン」の指標目標（75 歳未満の 10 万人当たりのがんの死亡者数を 69.8 人から 63.1 人に減らすこと）を達成するためには、1 人でも多くのがん患者を早期発見、早期治療につなげられることが重要です。そのために県としては、がん検診の受診率の向上に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、検診の受診控えが懸念されていることから、広報の強化などに取り組んでいます。また、緩和ケア人材の育成につきましても、すべてのがん患者やその家族が緩和ケアを受けられるよう、まずは多くの医療従事者が緩和ケア研修会を受講できるように取り組んでいきます。

４　子ども・子育て支援について

（要望）

神奈川県の未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、社会全体で子育てを支える仕組みの充実が求められるが、この分野の施策は多岐に渡る。

中でも重要なのは、待機児童の問題、子どもの貧困問題、青少年の社会的自立である。これらの問題は一つの施策で解決するものではないので、中長期的展望の下に施策展開を行うことが大切である。そのことにより、かながわグランドデザインの指標にも取り上げられている「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する満足度を上げていかなければならない。

よって、県民が希望する子ども・子育ての環境を整備すること。

（回答）

保育園の待機児童について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童数がピークを迎えた平成 22 年度以降、令和２年度までに 80,030 人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めています。

子どもの貧困問題については、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に位置付けた構成事業の実施状況等を毎年確認しながら計画を進めてまいります。

また、青少年の社会的自立を図るため、ひきこもりやニートなど困難を有する青少年の様々な悩みに対する総合的な相談や、ＮＰＯへの活動支援を行うほか、地域若者サポートステーションにおいて、職業的な自立を支援しています。

５　私学助成の充実について

（要望）

教育の機会を保障することは重要であり、言うまでもなく、私学に通う学生もそのことは当てはまる。県はこれまでに年収約 700 万円未満の世帯まで授業料を実質無料化してきたことはその意味で評価できる施策である。

しかしながら、本県に住んでいて県外の私学へ通う子どもに対する支援は十分とは言えない。また、専修学校・各種学校の私立学校経常費補助金についても更なる支援が必要である。

私学助成を充実させることにより、本県に住む学生が私学を選択することで不利益にならないような支援をすること。

（回答）

県財政は非常に厳しい状況にありますが、私学助成の充実については、「私学助成制度運営協議会」で関係団体の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。

私立高等学校等生徒学費補助金を県外学校も対象にすることについては、県では、入学金や授業料への学費補助については、私立高等学校等に通う生徒を持つ保護者の経済的負担の軽減及び私立高等学校等の振興を目的として行っております。

現在、県外の私立高等学校等に通う生徒は、国の就学支援金制度の対象となっていますが、本県独自の学費補助については、県内私立高等学校等の振興という観点から、県内私立高等学校等への通学者に限っています。

こうしたことから、まずは、神奈川の子どもたちが、神奈川で学べて良かったと思える環境づくりと、県内私立高等学校等の振興に努めることを基本としておりますが、県外私立高等学校等への通学者に対する支援については、国の就学支援金制度の充実や他自治体の動向を見ながら将来の研究課題としたいと考えております。

なお、学費補助については、年収約 700 万円未満の世帯まで授業料を実質無償化し、住民税非課税世帯まで入学金を実質無償化しておりますが、令和４年度予算において、新たに年収約 800 万円未満までの多子世帯の授業料を実質無償化するため、所要の措置を講ずることといたしました。

また、経常費補助金については、標準的運営方式を基に、特色ある教育に対する支援を充実するなど検討してまいります。

６　高齢者福祉の充実について

（要望）

高齢者が安心して元気に暮らせる神奈川県の実現には、地域包括ケアシステムの推進、認知症疾患医療センターの一層の活用、介護職員の確保など行うべき施策は多い。

また、人生 100 年時代の設計図を考えたときに、高齢者の健康・生きがいづくりも大切に

なる。そのためには、高齢者を単に支えられる側として捉えるのではなく、その経験、知識、意欲を生かして活躍していただくことも重要である。

そこで、これらの施策を人生 100 年時代の設計図の中に位置づけて、県としての高齢者福祉に対する全体像を提示して県民を巻き込んだ施策展開を行うこと。

（回答）

超高齢社会が到来し、人生 100 歳時代を迎える中、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現を基本目標として、令和３年３月に「かながわ高齢者保健福祉計画」を改定したところです。

計画では、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むとともに、認知症とともに生きる社会を目指し、認知症疾患医療センターの機能を強化していくことなどを位置付けました。

また、地域の高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブなどによる地域支え合いの取組を促進していくこととしています。

計画に位置付けた取組の評価結果などを見える化しながら、着実に施策を推進してまいります。

人生 100 歳時代の取組では、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、行政・大学・民間事業者・NPO 等との連携により「学びの場」や「活動の場」を創出し、県民一人ひとりがコミュニティに参加しやすい環境づくりを進めています。

今後も、高齢者の経験、知識、意欲を生かすという視点も踏まえ、取組を推進してまいります。

７　ひきこもり対策について

（要望）

40 歳以上のひきこもり相談窓口の明確化、周知広報、「コミュニケーション人間関係講座」等の青少年支援事業の年齢制限緩和、ひきこもる本人を支える家族支援、例えば社会参加に向けたアウトリーチや居場所活動といった他者との関係性の回復を促す支援など必要である。

これらの支援を通して年齢や状況に応じて、ひきこもり対策を行うこと。

（回答）

県では、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりに悩む方の年齢に関らず、当事者やその家族からの相談を受け付け、医療や福祉、就労等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行っています。

また、ひきこもり地域支援センターのホームページにおいて、身近な地域で支援が受けられるよう、市町村におけるひきこもり担当窓口を紹介するとともに、年齢制限なく居場所支援等を行っているＮＰＯの情報を提供するなど、より詳細な支援情報の周知に取り組んでいます。

今後は、ひきこもり地域支援センターに専門職チームを置いて、市町村等が対応に苦慮している事案を検討し、市町村等に対して助言等を行うほか、ノウハウの乏しい市町村等職員に同行し、当事者宅までアウトリーチを実施するなど、市町村等への支援を強化してまいります。

８　児童虐待の防止について

（要望）

児童虐待の防止を図るために、児童相談所、市町村、学校、警察など関係機関や地域と連携して、子どもや家族の支援に取り組むことは大切である。そのためには、関係機関の情報共有、専門人材の確保、児童養護施設の充実とその後のフォロー体制、更には里親制度の推進なども重要な施策となってくる。

様々な施策を推進するために必要な予算を確保し、特に自治体間の連携や相談体制の強化を行い児童虐待防止に対応すること。

（回答）

相談体制を強化し児童虐待防止を図るため、本県児童相談所では市町村担当児童福祉司を配置するとともに、各児童相談所に要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当児童福祉司を配置して、市町村をはじめとした各関係機関と情報共有を図り、連携を強化しています。

また、県警察との虐待情報の全件共有やＳＮＳを活用した相談を実施し、市町村や学校など関係機関との連携のもとで、虐待の早期発見・早期対応、再発防止に努めています。

さらに、里親委託の推進、児童養護施設等で育った子どもたちの自立に向けた支援等については、令和元年度に策定した「社会的養育推進計画」に基づき取組を進めており、引き続き推進してまいります。

９　動物愛護について

（要望）

改正動物愛護法が６月１日、一部内容が施行された。この法改正の目的の一つに「動物取扱業の更なる適正化」があり、規定には動物取扱業の飼養施設への温度計等の備付けなど具体的な基準である「数値規制」が明記された。

この数値規制が遵守されない状態があれば、行政がいち早く対応するため、相談窓口の充実が必要である。

単に相談窓口を設置するだけでなく機能させるために、県民への相談窓口の周知、相談された際の機敏な対応を行い、動物取扱業の改善が必要な時は徹底した指導を行うこと。

（回答）

動物取扱業については、相談窓口は動物愛護センターであることを、既存の県のホームページの他、令和３年 10 月にアップした「かながわペット 110 番」のページにおいても掲載

しています。「ペット110番」のページの開設については、ＳＮＳ等により周知を図りました。

県民等から相談があった際には、状況を確認の上、数値規制が遵守されていない等の場合には、動物取扱業者に改善を指導する等、しっかりと対応してまいります。

産業労働

１　デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を見据えた新たなビジネス環境 への対応について

（要望）

近年、データやデジタル技術を基軸とした新たなテクノロジーを活用した新規参入企業の台頭が顕著となっており、国は「ＤＸ推進ガイドライン」を策定し、各企業の競争力の強化に向けた体制整備を進めているところである。

本県においては、これまでデータとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトに対し、支援を行ってきたところであるが、いまだＤＸの取組を進めていない中小企業も多いことから、県内の中小企業等に対しＤＸの導入促進を支援していくこと。

また、ＤＸ時代にふさわしいイノベーションと競争力の高い産業を創出・育成するため、ＡＩやＩｏＴ、ロボットに加えて、データやデジタル技術に関しても高度化する知識や技術を習得した人材の育成に引き続き取り組むこと。

（回答）

県内の中小企業等に対して、ＤＸの導入促進を支援していくことについては、令和４年度においても、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発、実証に必要な技術的助言や費用に対する支援など、引き続き県内産業におけるＤＸの促進に取り組むとともに、令和３年度の実績を踏まえ、今後の取組について検討してまいります。

また、産業技術短期大学校等において、ＡＩに関する技術を身に付けるための在職者向けの講座や、ＩｏＴに関する技術を習得する求職者向けの職業訓練を実施しており、引き続き、産業界のニーズを踏まえた人材育成に取り組んでまいります。

なお、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している専用相談窓口（企業経営の未病相談ダイヤル）において、中小企業・小規模企業のＩＴ・ＩｏＴ等の導入・活用に関する相談に応ずるほか、専門家を派遣して、その企業に最適なＩＴ・ＩｏＴ等の導入・活用の助言を行っております。

２　再生可能エネルギー、省エネルギーの導入促進について

（要望）

2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、本県でも「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策（グリーン成長戦略）を示していかなければならない。国の動向を見据えて、太陽光発電等の再生可能エネルギーや省エネルギーなどの導入促進に取り組むこと。

また、蓄電池や水素などの成長が期待される産業に向けて、積極的な支援に取り組むこと。
（回答）
再生可能エネルギーについては、本県で導入ポテンシャルが高い太陽光発電の導入促進のため、初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「０円ソーラー」などに取り組んでいます。令和４年度も引き続き、こうした取組を実施し、太陽光発電の導入を促進してまいります。
省エネの導入促進については、令和４年度当初予算において、中小規模事業者のサプライチェーンの脱炭素化への取組を支援するため、県又は県が指定した機関の省エネルギー診断で提案された設備導入に対する補助制度を新たに設ける措置を講ずることとしました。令和４年度は、同補助制度に基づき、中小規模事業者の省エネ設備の導入を資金面から支援してまいります。
また、省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）の導入を促進するため、ＺＥＢ・ＺＥＨの導入に対して補助を行うとともに、ＺＥＨ化が困難な既存住宅の省エネを促進するため、省エネ効果が見込まれる窓等の改修工事に対して補助を行っております。令和４年度も引き続き、こうした取組を実施してまいります。
さらに、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（ＫＩＳＴＥＣ）では、例えば、蓄電池など成長が期待される産業分野における技術等の、研究開発や事業化支援を推進してまいります。

３　雇用の継続・就業支援の強化について
（要望）
コロナ禍の中、完全失業率は令和２年平均 2.8％となり、令和３年５月には 3.0％、６月末は 2.9％となった。リーマンショックから回復の兆しのあった失業率が再び悪化している。今後、解雇や雇止めの更なる拡大を防ぐために、労働関係法規の周知徹底と労働相談や就業支援の拡充を図ること。
特にコロナ禍で雇用悪化の大きな影響を受けている女性の雇用に対して、一層の支援、拡充を図ること。
国の雇用調整助成金など制度の周知や活用への支援、説明会の継続、経済団体への働きかけ等を強化しつつ、県としても雇用の継続につながるための助成金等の拡充を図ること。
（回答）
県では、39 歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40 歳以上の中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や業種転換への対応のため、キャリアカウンセリングを強化した上で、就業支援を行っております。
また、女性の雇用への支援については、国の「マザーズハローワーク横浜」内に設置して

いる「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」や、「コロナ労働 110 番」・「女性のための労働相談」で、コロナ禍で影響を受けている女性の幅広い相談に、引き続き対応するとともに、令和４年度では、キャリアカウンセリングの強化や、女性向けミニ企業面接会を開催することにより、就業支援を強化してまいります。

さらに、令和３年６月 23 日には県内の経済５団体に雇用の維持並びに確保について協力を要請しております。

加えて、「非正規労働者解雇・雇止め等相談強化期間」を設定し、弁護士相談などの特別相談会や街頭労働相談会、セミナーを実施し、労働関係法規の周知や、個別の労働相談に対応するほか、労働相談窓口の一層の周知に努めてまいります。

国の雇用調整助成金の周知については、引き続き行ってまいります。

４　ハラスメント対策について

（要望）

今後も更なるハラスメント対策が求められるところであり、引き続き労働基準監督署と連携を図り、労働法規の遵守、賃金不払いなどの防止に努めること。

昨今は、新型コロナウイルス感染症による企業の収益力が低下したことにより、解雇や雇止めが起こっている現状がある。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ）に対するハラスメントなどによって、当事者が不利益を被ることがあっては絶対にならないため、引き続き防止と周知に取り組むこと。

（回答）

令和元年５月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和２年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。

また、令和３年度は、12 月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しております。

令和４年度も、引き続き、神奈川労働局等と連携を図りながら、労働法規の遵守、賃金不払いなどの未然防止に努めるとともに、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて普及啓発に取り組んでまいります。

５　働き方改革について

（要望）

「働き方改革関連法」に基づく長時間労働に歯止めをかける「残業時間の上限規制」と非正規社員の待遇改善を図る「同一労働同一賃金」の遵守を進めること。

中でも、本年４月から「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業へ適用されたことを

受け、その周知・啓発を図ること。

（回答）

県では、「労働相談強化期間」を設定し、残業時間の上限規制や同一労働同一賃金の取組促進について、弁護士などの特別相談や街頭労働相談会、セミナーを実施し、個別の労働相談に対応しております。

また、労働相談において、使用者側（会社等）に法令違反が認められる場合は、労働者に労働基準監督署へ是正申告するように助言するとともに、違法な長時間労働等の法令違反が疑われる場合は、県が、企業名等を神奈川労働局に情報提供することとしております。

加えて、「パートタイム・有期雇用労働法」の中小企業への適用などを含む、労働関係法令の遵守に関し、引き続き県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

６　障がい者就労支援の推進について

（要望）

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況では、障がい者の解雇が起こっている。コロナ禍にあっても、現状の法定雇用率に基づく障がい者雇用が確実に保持されるよう県内企業へのより一層の働きかけを行うこと。

また、障がい者のテレワークをはじめ、新たな就労のあり方の可能性を広げる取組に関しても、積極的に推進すること。

（回答）

県障害者雇用促進センターでは、障がい者雇用が進んでいない中小企業を対象とした個別訪問等を行っておりますが、令和２年度からは、コロナ禍においても障がい者の離職を防止し、雇用継続を図る観点から、すでに障がい者を雇用している企業を中心に訪問し、相談対応を実施しております。

また、障がい者をめぐる厳しい雇用情勢を踏まえ、令和３年度は、神奈川労働局と連名により、障がい者雇用に係る支援窓口（ハローワーク、県障害者雇用促進センター）などを周知する文書を、障がい者雇用率制度の対象となる全ての県内企業（約 4,800 社）に送付しました。

さらに、障がい者には、通勤や職場での勤務が難しい方もおり、テレワークによる在宅就労が有効な選択肢となる場合があることから、テレワークを活用した障がい者雇用をテーマとした企業向け研修を行っております。

こうした取組を通じ、コロナ禍においても引き続き、より一層の障がい者雇用の促進を図ってまいります。

７　コロナ禍における外国人労働者の支援について

（要望）

安定した就労をすることが困難になった外国人労働者に対して、引き続き働き続けることができるように専門職や支援団体との連携を更に進めつつ、相談や支援の拡充を行うこと。

（回答）

県では、かながわ労働センターにおける外国人労働相談や、事業所訪問により、職場環境の把握に努めるとともに、助言や情報提供等を行っております。

また、労働相談において使用者側（会社等）に法令違反が認められる場合は、労働者に労働基準監督署へ是正申告するように助言することとしており、さらに、違法な長時間労働等の法令違反が疑われる場合は、県が、企業名等を神奈川労働局に情報提供することとしております。

加えて、外国人労働者のための労働法規の概要等を県ホームページに掲載するほか、社会保険労務士や労働基準監督官等と連携して、主要駅頭等での街頭労働相談会を実施するなど、使用者や労働者に対する労働法規の普及啓発に努めてまいります。

８　テレワーク・サテライトオフィスの更なる普及、促進について

（要望）

本県では、テレワークの導入経費の補助を行っているが、いまだ充分に広がりをみせていない。

人流抑制の側面と働き方改革の側面から、テレワークという新しい働き方が持続するようアドバイザー派遣の制度などを周知させ、テレワークの導入促進に努めること。

また、サテライトオフィス設置促進に向けて、いまだ設置の少ない地域でも設置が進むように支援をすること。

さらに、コロナ感染症対策として、利用の少ない県有施設をサテライトオフィスとして活用するなど、県としても積極的にサテライトオフィスの有用性を示す提案を行っていくこと。

（回答）

県では、Ｗｉｔｈコロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的として、令和２年度、特にサテライトオフィスの設置数が少ない地域において、共用型のサテライトオフィスを設置する企業や県内市町村に対し、整備費用等の一部の補助を行いました。

今後は、引き続き、県ホームページで県内サテライトオフィスを紹介するとともに、セミナーやアドバイザー派遣を通じて、サテライトオフィスの活用や利用を促進することで、更なる設置を支援してまいります。

加えて、令和４年度も、引き続きテレワーク導入に係る経費の補助や、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして企業に派遣する事業を実施し、テレワーク導入促進に努めてまいります。

９　ベンチャー企業の育成について

（要望）

現在HATSU鎌倉で担っている「チャレンジャー」制度をはじめとしたインキュベーション機能を今後もしっかりと維持した上で、HATSU鎌倉で培った知見を基に、地域課題を多く抱える地域の自治体や地元企業とも連携し、そうした機能を横展開していくことで、県内各地でのベンチャー、とりわけ社会課題についてビジネスの枠組みをいかした解決を目指すソーシャルベンチャーの育成を進めていくこと。

また、県の進める起業家支援の取組として、クラウドファンディングによる資金調達を支援する「かなエール」の事業は重要である。今回、購入型に加え株式投資型が追加されたが、今後は更に様々な段階の起業家を広く支援していけるよう事業を展開していくこと。

（回答）

県では、令和４年度に、「HATSU 鎌倉」の運営で得たノウハウや知見をもとに、県内の複数地域において地元市町村や企業と連携し、地域密着型の起業支援拠点を新たに設置してまいります。こうした取組により、ビジネスを通じて社会課題を解決するベンチャー企業を県内全域で生み出してまいります。

また、クラウドファンディングによる資金調達支援についても、様々な起業家の資金需要に応えられるよう、県内各地の支援機関等と連携し、「かなエール」の利用を促進してまいります。

建設・企業

１　急傾斜地崩壊対策等の推進について

（要望）

県はこれまで、急傾斜地法によるハード対策に取り組んできたが、ハード対策には時間と費用がかかるため、土砂災害の被害を受けるおそれのある区域に着目し、警戒避難体制の整備や危険箇所の周知等の土砂災害防止法によるソフト対策にも併せて取り組んできた。

また、昨年２月策定の水防災戦略に基づき、対策が急がれる箇所から重点的に取組を進めてきている。近年、豪雨災害が頻発し激甚化する台風被害に鑑みると、更なる取組の強化が必要となる。

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策の財源を活用し、整備を加速化するとともに、緊急性の高い区域で土地所有者不明の箇所の対応について、国としっかり協議を図ること。また、県民に対し、いのちを守るための行動についてしっかりと周知すること。

（回答）

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加

速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでまいります。

令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、今後も、市町に地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

また、土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。今後も、土地所有者等関連情報の収集なども併せて、市町と連携して対応してまいります。

また、土砂災害のおそれのある区域については、これまで区域図を各戸配布するとともに、個別相談会を開催する等周知に取り組んでまいりました。今後も、急傾斜地の土砂災害から県民の命を守るために、ハザードマップによる周知など、市町村と連携し、住民の方々への更なる周知に努めてまいります。

２　養浜対策の推進について

（要望）

平成 23 年に相模湾沿岸海岸侵食対策計画を策定した。その計画に基づき、養浜を主体とした侵食対策を進めた結果、養浜の効果が現れている海岸がある一方で、茅ヶ崎海岸菱沼海岸地区など、予想外に波の影響を強く受け、侵食が進み、背後地や施設に被害が発生している海岸もあり、令和３年３月に効果的な侵食対策を進める必要があるため、計画を改定した。

将来に渡り「美しいなぎさの継承」を図るため、侵食対策の基本方針に基づき、効果的な海岸侵食対策を地元との調整と周辺環境への影響に留意しつつ、着実に実施すること。

（回答）

県は「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

また、より地域の実情に合った計画にするため、有識者、漁業関係者や地元の皆様の意見を伺いながら、令和３年３月に計画を改定しています。

今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、海岸特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に取り組んでまいります。

３　海岸防護の推進について

（要望）

県は、大型台風の通過時などに想定し得る最大規模の高潮の対策について、平成 31 年４月に東京湾沿岸計 68.6 平方キロを「高潮浸水想定区域」に指定し、住民らの避難の目安となる「高潮特別警戒水位」を設定した。相模湾沿岸については、令和３年５月 28 日に公表したが、修正箇所が見つかり修正後８月 31 日に再公表された。

津波、高潮、高波浪等から沿岸を守り、防護水準を満たしたより安全性の高い海岸保全施設を整備すること。とりわけ、高さが不足している区間の海岸保全施設の整備に当たっては、

地元との調整とともに早期に実施すること。
（回答）
県は、海岸保全基本計画で定めた津波や高潮を対象に、後背地の人々の生命や財産を守るために護岸や堤防などの海岸保全施設の整備に取り組んでいます。
また、海岸保全施設の整備にあたっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や地元市町の御意見を伺いながら施設の整備計画を取りまとめてまいります。
今後も引き続き、地元との調整を図りながら、しっかりと海岸保全施設の整備を進めてまいります。

４　公共工事における中小企業・小規模企業参入の推進について
（要望）
公共工事の際には、予算の透明性、品質の確保などで優位性があるといわれている分離発注を、特別な場合を除き原則としているが、更に精査し拡大するとともに、ＰＦＩを導入する場合には、ＰＦＩによる公共工事がより地域に根差したものになるよう県内企業、中小企業・小規模企業が参画しやすくなるような仕組みづくりを行い、実施主体である部局に示し、推進を図ること。
（回答）
県土整備局が発注する公共工事においては、内容や特性、施工条件などを十分に勘案し、分離して発注することが適当である場合には、引続き分離発注に努めてまいります。
また、ＰＦＩ事業の実施に際しては、地域経済の活性化を図るため、事業者募集の入札時に県内企業の参画促進に係る県の考え方を明記することを奨励しています。

５　建設業への働き方改革関連法の全面適用（令和６年）について
（要望）
平成 31 年４月１日に国が施行した改正労働基準法によって、建設業でも令和６年３月までの５年間の猶予を経て時間外労働の上限が罰則付きで規定される。
今後、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づいて本県にて策定される「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」により、公共工事においては、１日８時間・週 40 時間就労を基準として、週休２日工事の推進、適正な工期・積算数量等の設定を徹底すること。また、労務費その他諸経費の係数補正を更に拡大するとともに、県内の建設業者が行う民間工事についても、同様の措置が取られるよう周知指導を徹底すること。
（回答）
週休２日制の一層の普及促進を図るため、令和２年４月から、達成状況に応じて４週６休、７休も対象とする割増補正を導入したほか、大規模な工事について、発注者が週休２日制に

取り組むことを指定する「発注者指定型」を新たに導入しています。また、令和３年４月から、対象工事を原則、全ての工事に拡大するとともに、７月には、土木工事の市場単価にも経費補正を導入したところです。

引き続き、週休２日の事例を積み重ね、国や他自治体の取組を参考にしつつ、受注者や建設業団体の意見を良く聴きながら、取り組みやすい制度となるよう、努めてまいります。

工期については、基本的に作業に必要な日数、準備及び後片付けに要する日数に、雨天日や休祭日、夏季・年末年始休暇及び４週８休等の不稼働日を考慮した上で、設定しています。引き続き、工事内容や現場の実情等を踏まえながら、適切な工期の設定に努めてまいります。

明らかに年度を跨ぐ工事については当初契約時からあらかじめ年度を跨る工期設定ができるよう通常２月補正予算で設定している繰越明許費の一部を 11 月補正予算において前倒し設定することとしています。

労務費その他諸経費の係数補正については、国が、実態調査をもとに設定していますので、県が独自に補正係数を設定することは困難ですが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

また、県内の建設業者が行う民間工事についても、適正な工期の確保など、働き方改革に資する取組について、様々な機会をとらえて周知に努めるとともに、建設業法違反等が確認された場合には、適切に対応してまいります。

６　県管理の国道及び県道整備の促進について

（要望）

県が管理する国道及び県道については、「かながわのみちづくり計画」に基づき着実に計画道路の整備が求められているが、とりわけ、県管理道路について地域が抱える課題を解決するため、当該自治体と連携して解決に取り組むこと。

（回答）

県が管理する国道及び県道について、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところであり、引き続き、整備を推進する箇所について、当該自治体と連携し、計画的かつ着実に推進してまいります。

７　無電柱化の取組の推進について

（要望）

国は、本年５月「脱・電柱社会」を目指すため、前計画での成果や課題を踏まえ、無電柱化を一層推進するべく、「無電柱化推進計画」を策定しているので、国の計画に基づき速やかに県の計画を策定すること。

計画策定に当たっては、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、無電柱化の必要性が高まっていることを踏まえ、第１次緊急輸送道路かつ緊急交通路指定想定路を優先すること。

また、無電柱化の重要性に関する県民への理解と関心を深め、県民の協力が得られるよう、広報啓発活動を行うこと。

（回答）

「神奈川県無電柱化推進計画」については、国が令和３年５月に新たな計画を定めたことから、これを基本として、無電柱化を一層推進するため、令和３年度内に計画を改定します。

現計画では、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の３つの観点に基づき、無電柱化を推進することとしており、計画の改定にあたり、防災の観点から、第１次緊急輸送道路及び緊急交通路指定想定路においても無電柱化を推進していくことは重要であると考えます。

無電柱化を推進するうえで、国は、11 月 10 日を「無電柱化の日」と定めており、県では、毎年、11 月１日から 15 日までの間、ポスターの掲示や道路情報板等で広報啓発に努めているところです。今後も引き続き、県民の皆様の理解と関心を深められるよう、広報啓発活動に取り組んでまいります。

８　社会環境の変化を見据えた「神奈川県住生活基本計画」の策定について

（要望）

県は「神奈川県住生活基本計画」の５年ごとの見直し期に当たり、「神奈川県賃貸住宅供給促進計画」「神奈川県マンション管理適正化推進計画」を統合一本化する方針を示している。

策定に当たり、ポストコロナの新たな日常や働き方など社会環境の変化をしっかりと見据え、コミュニティ・街づくりの視点、安全・安心な住まいづくりの視点とともに、住宅確保要配慮者へのセーフティネット機能の強化・拡大を図ること。

（回答）

今回の「神奈川県住生活基本計画」の改定は、「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化などに的確に対応するため、行うものです。

計画案の基本目標は「人生 100 歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる『いのち輝く住まいまちづくり』の実現」とし、安全・安心な住まいまちづくりや住宅確保要配慮者の居住の安定確保（住宅セーフティネット機能の強化など）、地域コミュニティの再生を含む、９つの目標の実現に向け、総合的な住宅施策を展開することとしています。

９　将来に渡って持続可能な水道の実現

（要望）

企業庁は令和元年３月に「神奈川県営水道事業経営計画」を策定し、今後給水人口の減少が見込まれることや大規模災害の発生が懸念されるなど、厳しい事業環境にあっても水道施設を適切に維持・更新し、「将来に渡って持続可能な水道」の実現を目指すこととしてい

る。

しかしながら、水事業を巡る諸課題や今後の取組について広く県民、利用者と共有しているとはいいがたく、特に中長期的な視点を持った「これからの時代にふさわしい水道システムの構築に向けた検討会」の取りまとめに挙げられた水道システムの再構築のほか、管路、施設の更新、維持管理等、持続可能な水道のための財政的な負担を利用者自身がどう支えるのか、これからの時代にふさわしい料金体系のあり方を含め、議論が必要である。

従来の広報に加えて、県民、利用者との共有と課題解決への協力が図られるよう手立てを講じるなど、公営水道の責務を果たすこと。

（回答）

県営水道事業の経営に関する諸課題について、新たに設置する神奈川県営水道事業審議会において、有識者や水道使用者等による議論を深めていただくとともに、「お客様意識調査」や「事業所調査」を実施し、幅広く水道使用者の意見やニーズを把握してまいります。

また、水道使用者が事業運営に協力いただけるよう、県営水道の広報紙「さがみの水」等により、水道事業の課題等を丁寧に説明するなど、理解促進に向けた広報に取り組んでまいります。

文教

１　県立高校改革の着実な推進について

（要望）

新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」が定着する中、県立高校改革の推進においては、学びの保障と教育の質の向上を担保し、生徒の学びと成長にとって何が必要かという視点を最優先にする「生徒第一（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方の下、県立高校改革を着実に進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を的確に県立高校改革実施計画に反映し、生徒が安全で安心な学校生活を送りつつ、学校教育の質を高めるよう取り組むこと。

（回答）

県立高校改革の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提に、「新しい生活様式」の中で、学校教育の質を高め、生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、国の動向や県内の感染状況を適宜、把握して取り組んでまいります。

２　「ともに生きる社会」を実現する教育の推進について

（要望）

県は、インクルーシブ教育実践推進校を 14 校に増やしているものの、肢体不自由、医療的ケアのある児童生徒の受入態勢にはまだ課題が多い。加えて、増加している日本語の理解に困難がある児童・生徒への支援の充実のためにも、就学情報の多言語化や通訳派遣事業の

拡充、地域ＮＰＯ等をはじめとした関係機関との連携・協働が求められる。

こうした課題を捉え、的確な整備と人員確保を進め、インクルーシブな社会「ともに生きる社会」を実現する教育を着実に推進すること。

（回答）

県教育委員会では、共生社会の実現に向け、支援教育の理念のもと、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進しており、高校段階では、できるだけ高校で学ぶ取組を進めているところです。インクルーシブ教育実践推進校 14 校では、学校全体でチームとして生徒を支援する体制を整え、すべての生徒が共に学べる環境を構築するとともに、キャリア教育やすべての生徒にとってわかりやすい授業や相互理解を深める教育活動にも取り組んでいます。今後も、すべての生徒の高校教育を受ける機会の拡大を図ってまいります。

公立小・中学校では、児童・生徒への生活介助や学習支援を行う特別支援教育支援員の配置については、県においては厳しい財政状況から実施は困難な状況にありますが、国において市町村に対する地方財政措置を講じているところです。県教育委員会としては、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充を要望してまいります。

県立高等学校及び県立中等教育学校では、現在、学校生活を送る上で、生活介助が必要な生徒について「介助職員」を配置するための支援をしています。今後も引き続き、在籍する障がいのある生徒が、円滑な学校生活を送ることができるよう県立高等学校・中等教育学校介助職員事業実施要綱に基づき支援してまいります。また、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるよう学校教育法等に位置付けることや、訪問看護制度の利用に係る経費に対して地方財政措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国への要望を実施してまいります。

就学に関する情報ですが、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもを支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供していきます。

また、通訳等の充実については、公立小・中学校では、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っており、県教育委員会としては、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を行っています。また、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳ＩＣＴ機器及び翻訳ソフト・アプリ等、ＩＣＴの活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を行っています。

県立高等学校では、「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」及び「多文化教育コーディネーター派遣事業」により、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している高等学校 22 校に、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、多文化教育コーディネーターを配置し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートしています。令和２年度からは、横浜

北東・川崎地域において、入学直前のプレスクールや、週末地域日本語・学習支援を行っています。さらに、保護者に対しては、通訳支援事業にて、保護者面談等必要に応じて通訳派遣に係る費用を措置しています。

今後も、日本語の理解に困難がある生徒について、日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援の一層の充実を図ってまいります。

さらに、ＮＰＯ等との協働についても、県内で活動するＮＰＯ法人と協働事業の実施や、関係機関連絡会の開催等を通じて、今後も学校内外での支援や相談体制の構築に努めていきます。

３　「ＧＩＧＡスクール構想」の着実な推進について

（要望）

コロナ禍を受けて全国的にＧＩＧＡスクール構想が大きく前進する中、本県においても県内小中学校における一人一台端末は今年中には実現される見込みである。

しかしながら、いまだＩＣＴを活用した授業が苦手な教員も多く、環境面ではインターネット接続に関する不具合など、様々な問題が懸念される。

今後も現場での問題を的確に把握し対処することで、ＧＩＧＡスクール構想を着実に推進すること。

（回答）

県教育委員会では、各教育事務所や県立総合教育センターにおいて、公立小中学校の担当教員や新採用、中堅教員等を対象に研修講座を実施しております。各市町村によって導入している端末やソフトが異なっていることを踏まえ、研修講座については、ＩＣＴ活用の基本的な考え方や手法等を研修の内容としています。

こうした基本的な内容や、各教科におけるＩＣＴの効果的な活用方法、整備・運用面での課題などについては、全県指導主事会議等を通して県内各市町村教育委員会と共有するとともに、「ＩＣＴを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を随時改訂することで、ＩＣＴを活用した学びの一層の充実を図っていきます。

また、令和３年５月に政令市・中核市教育委員会とともに設置した「ＩＣＴ活用に関する連絡会議」においてＩＣＴ活用の課題等を集約していき、その中で得られた改善策等を情報提供するなどして各市町村教育委員会による小・中学校でのＩＣＴ活用推進を支援してまいります。

さらに、令和３年度２月補正予算を計上し、ＩＣＴを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

４　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの拡充について

（要望）

いじめ・暴力行為・不登校への対応は本県が長年抱えている課題である。ここ数年では、周囲から実態が見えにくいインターネットを介したいじめ等も存在しており、児童・生徒を取り巻く環境の変化に応じたきめ細かい対応が求められている。

そのような課題の解決に大きな役割を果たすのがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在であり、導入以降年々拡充されてはいるものの、いまだ十分とは言えない状況である。

児童・生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、引き続きそれらの配置人数・時間の拡充に努めること。

（回答）

スクールカウンセラーについて、県立高等学校及び中等教育学校においては、令和４年度は４人増加し、96 人を配置する措置を講ずることといたしました。小・中学校においては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しておりますが、国庫補助が平成 20 年度に２分の１から３分の１に削減されたことや、県の厳しい財政の状況から、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは困難な状況にあります。

また、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについて、県立学校においては、平成 30 年度から 30 名を配置しています。また、小・中学校においては、平成 21 年度から配置しています。令和４年度は２人増加し、50 人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めております。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

５　特別支援学校等の過大規模化解消について

（要望）

特別支援学校への入学希望者は増加傾向にある。特に、人口増加の著しい横浜市港北区、川崎市、藤沢市などでは、在籍者が増加し過大規模化や過密化が進んでいる。

特別支援学校の新設や既存学校の増改築、分教室の設置などにより受入枠を拡充し、障がいのある児童・生徒に対する充実した指導を確保すること。

（回答）

現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

具体的には、川崎市内、横浜市内にそれぞれ県立特別支援学校の新設、県立総合教育センター亀井野庁舎の跡地を活用した藤沢養護学校の増改築を基本として対応していきます。

こうした整備に向けて、川崎市内への新設については、川崎市教育委員会と合意した内容

に基づき整備を進め、横浜市内への新設については、引き続き、横浜市教育委員会等と緊密に連携を図りながら、学校規模や設置場所等の調整を進めてまいります。

６　国際社会で活躍できる人材の育成について

（要望）

国際社会で活躍できる人材の育成が望まれる中、英語教育の充実を図り、小学校外国語教育の充実に向けては、英語専科担当教員の配置、県立高校及び中等教育学校においては、外国語指導助手（ＡＬＴ）活用の配置等が進められている。

これらの推進には期待するところであるが、同時に、これらの施策が、実際に英語によるコミュニケーション能力の向上を通して、国際社会で活躍できる人材の育成につながるよう確実に推進すること。

（回答）

小学校外国語教育の充実については、神奈川大学と連携し、免許法認定講習を実施し、各地区から選出された小学校教員が中学校英語二種免許状を取得し、各地区において多くの小学校教員の専門性向上に資する中核的な役割を果たせるよう、令和４年度も引き続き取り組んでいきます。また、全県指導主事会議等を通じて市町村教育委員会に対して事例の共有を行うほか、連絡協議会を開催し、小学校英語専科教員間の連携等を図ってまいります。

県立高等学校及び中等教育学校については、外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を継続して全校全課程に配置し、効果的な活用を図り授業を更に充実させ、生徒の外国語によるコミュニケーション能力、特に発信力の強化を図ってまいります。

また、国際社会で活躍できる人材の育成を目指し、学力向上進学重点校・同エントリー校及びグローバル教育研究推進校等、国際教育を推進する県立高等学校に対しては、今後も引き続き重点的に外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を配置してまいります。

７　教職員によるわいせつ事案の根絶について

（要望）

わいせつ事案を起こす教職員の不祥事が後を絶たないことから、県教育委員会は、「わいせつ事案防止対策有識者会議」を設置し、「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を受けた。しかしながら、それ以降も、教職員がわいせつな行為で懲戒処分を受ける事案が頻発している。

わいせつ事案の根絶に向け、不祥事防止対策の検証を行うとともに、提言を受けた不祥事防止対策をいち早く実施し、安心して学校生活が送れる環境をつくること。

（回答）

教職員によるわいせつ事案が続いている状況から、令和３年度は、わいせつ事案の根絶を最重要の課題とする取組方針を策定し、「わいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえた教職員の倫理に関する指針の策定、研修用映像資料作成、学校内で不祥事を未然防

止・早期発見するための体制づくりなどの取組に加え、「わいせつ事案防止セミナーの開催」などの緊急的な取組等を実施しています。各取組については、着手可能なものから速やかに実施していくとともに、より効果的な取組になるように継続して検証を行ってまいります。

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、わいせつ事案の根絶に向けて、不祥事防止対策を進めてまいります。

地域要望

川崎市

（要望）

１.新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制等について

(1) 神奈川モデルの構築に係る経費は、市町村ではなく県で負担すること。

（回答）

新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症に対する医療提供体制については、国の責任において財政措置を講ずるべきであり、特定の自治体に過度な負担が生じないよう、引き続き全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

（要望）

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、国に対して県市一体となり、対象事業の拡大にかかる要望等について連携・協力すること。

（回答）

県はこれまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における対象事業の拡大について、国へ要望してまいりましたが、引き続き、医療機関・市町村の御意見を伺いながら、必要に応じて国へ要望してまいります。

（要望）

２.県単独補助事業における補助基準の格差是正等について

(1) 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、早急に補助率格差の是正に取り組むこと

(2) 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。

(3) 指定都市在住であるだけで格差が設けられる現状について、県民たる市民に説明責任を果たすこと。

（回答）

個々の県単独補助金の見直しは、県と市町村の役割分担と経費負担の適正化を図るものであり、新たな財政需要に対応するために不可欠ですが、補助金総体としては、市との今日的役割分担の視点から協調関係に十分配慮しつつ、適正な対応を図ってまいります。

（要望）
３.拠点地区の整備について
(1) 県市協調のまちづくりにおける広域自治体として、事業進捗に応じた相応な財政措置。
（回答）
政令市内の再開発事業については、県と市の役割分担を見直し、平成 23 年度から新規地区への県による施行者への補助を廃止していますが、令和３年度から、法人二税の超過課税を活用した政令市市街地再開発臨時補助金による政令市への補助を行っています。

（要望）
(2) 新たに創設された『政令市市街地再開発臨時補助金』について、他の超過課税を活用した制度からの財源の付け替えとならぬよう配分すること。また、補助率等の算定に関し、合理的な理由や客観的なデータを示し、より実効性の高い制度設計とすること。
（回答）
政令市市街地再開発臨時補助金は、県土整備局において、先行する政令市道路整備臨時補助金に準拠し、新たに設けた補助制度であり、この補助手続きを通じて技術的助言などに取り組むことにより、安全で魅力あるまちづくりをサポートしてまいります。

（要望）
４.一級河川（県管理）の治水対策の推進について
(1) 平瀬川の施設機能向上を図る改築工事について、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。また、令和元年東日本台風で浸水被害のあった平瀬川における多摩川合流部の対策である「平瀬川ブロック河川整備計画」に基づく堤防整備について、早期実施に必要な支援を行うこと。
（回答）
一級河川平瀬川の老朽化護岸の対策について、施設機能向上を図る改築事業について、国庫補助等の見通しがたってきたことから、事業実施に必要な支援等を行ってまいります。
多摩川合流部対策等を含めた、平瀬川ブロック河川整備計画については、令和３年度に策定する見込みとなっていることから、策定後の早期堤防整備に向け、事業実施に必要な支援を行ってまいります。

（要望）
(2) 三沢川流域の治水安全度を向上させるため、引き続き、浚渫等を行うなど、河川の維持管理を適切に行うとともに、老朽化施設の維持補修等で、浸水被害の軽減に努めること。
（回答）
三沢川については、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、令和２年度に浚渫や伐

採、三沢川に接続している大丸水門の補修やアクリル板の目地補修を実施してまいりました。

今後も、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、パトロールなどにより現場の状況を把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

相模原市

（要望）

１.境川の県管理区間における河川整備計画に基づいた河川改修の推進及び雨水管の放流抑制の見直しについて

県民・市民の生命・財産を守るため、一刻も早い河川改修や、放流量の見直し箇所の具体化について、より一層の取組を進めること。

（回答）

境川については、時間雨量概ね 60㎜ の降雨に対応できるよう、「境川水系河川整備計画」に基づき、遊水地や護岸の整備を重点的に進めています。

相模原市域の整備状況ですが、遊水地については、上流部の相模原市緑区で整備を進めており、令和３年度末の供用を目指しています。

護岸の整備については、中流部の特に川幅が狭い、相模原市中央区の約 2.9 キロメートル区間で優先的に取り組んでおり、土地所有者の御理解を頂きながら、早期の用地取得に努めるとともに、まとまった用地が確保できた箇所から、順次、護岸の整備を進めてまいります。

また、雨水管の放流抑制の見直しについては、河川の整備状況を踏まえて、下流域への影響など総合的に判断する必要があり、現在、市の下水道計画を踏まえ、あらためて河川の流下能力などを確認しながら、市との協議を開始したところです。引き続き、放流抑制の見直しの具体化について進めてまいります。

（要望）

２.砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策及び治山事業の更なる推進について

県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定に取り組み、本年５月 25 日に県内の全ての市町村で指定が完了した。しかしながら、ハード対策としてのお抜本的な防御対策工事等が必要であるため更なる推進をすること。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林については、いまだ復旧のめどが立っていない箇所もあり、二次的被害の懸念があるから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた治山事業を更に推進すること。

（回答）

県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めていま

す。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

また、県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設の整備を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきたいと考えています。

今後も、相模原市には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

令和元年東日本台風により被害のあった山林については、早期復旧が必要な道路等の公共施設や人家等に近い箇所から優先的に治山事業を進めています。

緊急に復旧しなければならない箇所については、既に工事に着手しており、多くの箇所で完了しています。

しかし、一部の箇所では、適切な復旧方法を決定するために詳細な地質調査を実施した結果、より大規模な工事が必要であることが判明し追加工事が必要となったため、現在、追加工事を実施中、若しくは発注の準備を進めており、そうした箇所も早期復旧に向けて事業を進めています。

また、令和２年度には、山の奥地を含めた相模原市域全域で航空レーザー測量を実施し、詳細な地形・崩壊状況等を調査しましたので、今後は、そのデータも活用しながら森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向け、計画的に治山事業を進めてまいります。

（要望）

３.県単独補助事業における、指定都市とその他の市町村とで補助率等の格差是正について

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異があるものについて、指定都市の在住だけで格差がある現状を是正すること。

（回答）

個々の県単独補助金の見直しは、県と市町村の役割分担と経費負担の適正化を図るものであり、新たな財政需要に対応するために不可欠ですが、補助金総体としては、市との今日的役割分担の視点から協調関係に十分配慮しつつ、適正な対応を図ってまいります。

（要望）

４.地域防犯力強化支援事業補助制度における地域防犯カメラ設置事業について、令和３年度以降の上限額逓減の見直し及び令和５年度以降の補助制度の継続をすること。

本市では、令和元年度も予算額を上回る申請があり、地域における防犯カメラの需要は高いため、令和３年度以降の上限額逓減の見直し及び令和５年度以降の補助制度の継続をす

ること。
（回答）
防犯カメラ設置支援に係る「地域防犯力強化支援事業」は、令和４年度の１台当たりの補助上限額を当初の計画どおり４万円に逓減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。
なお、令和５年度以降は、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、継続的に支援を行うことを検討していまいります。

（要望）
５.防犯設備の整備の検討など、地域防犯力の強化に向けた取組を行うこと。
街頭緊急通報装置の設置も、防犯力を高めるとともに緊急時に備えた手段の一つとして効果的であることから、街頭緊急通報装置をはじめ、防犯設備の整備の検討など、より効果的な地域防犯力の強化に向けた取組を行うこと。
（回答）
県は、防犯設備の整備として、「地域防犯力強化支援事業」により防犯カメラの設置を支援してきました。今後も、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。
県警察としては、県内の治安情勢等を考慮しつつ、街頭緊急通報装置を含む固定式防犯カメラを県内に整備しておりますが、自治体や自治会・町内会等による防犯カメラの設置が進む中、現在、防犯カメラの設置地域の「隙間」を埋めるため、効率的かつ機動的に設置が可能である「モバイル式防犯カメラ」の積極的な活用を図っております。
なお、市町村が独自に街頭緊急通報装置を整備する際には、県警察が設置しているものと同等の効果が得られるよう、緊急時の通報先を警察本部通信指令室とするなど、必要な支援に努めております。
防犯カメラについては、地域防犯力の強化を始め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に欠かせないものであることから、県警察では、引き続き、自治体等が防犯カメラを設置する際のアドバイスや設置場所に関する警察施設の貸与などを通じて、防犯カメラの設置の取組を促してまいります。

（要望）
６.県内の全てのパスポートセンターにおいて、県民の利用を可能とすること。また、当面の対応として、県と連携した運営方式により本市民以外の者も本市パスポートセンターの利用を可能とすること。
相模大野パスポートセンター・橋本パスポートセンターでは、本市在住の方のみ、パスポート発給の申請受付・交付を行っているため、利便性の良い相模大野パスポートセンターに訪れた市外の方は申請できない。県民の利便性向上を図るため、県が移譲事務交付金を含め

た十分な財源措置を講じ、「旅券発給業務の権限移譲の基本的な考え方」における考え方を全面的に見直すなどにより、県民が県内全てのパスポートセンターを利用できる仕組みとすること。また、当面、本市のパスポートセンターについて、県と連携した運営方式により、本市民以外の者も利用できるようにすること。

（回答）

パスポートの発給申請は、旅券法の規定により、申請者の住所又は居所の所在地を管轄する都道府県に出向いて行うこととされています。

また、本県では、地方自治法第 252 条の 17 の２第１項及び同法第 252 条の 17 の３第１項に基づき、移譲先市町村は、当該市町村が管理執行できる行政区域の事務のみを処理でき、他の市町村に係る事務を処理することはできないとして、事務処理の特例に関する条例を運用しております。

そのため、パスポートの発給事務について、市町村に移譲された場合においては、当該市町村に住所又は居所の所在地を有する方の申請を受けることはできますが、他の市町村の区域の住民からの申請を受けることはできません。

したがって、移譲先市町村も含めた全ての申請窓口において、全ての県民の利用を可能とするためには、県下全市町村が県からパスポートの発給事務の権限移譲を受け、その後に全市町村が相互に事務の委託を行うといった手続きを経る方法が考えられますが、本県が市町村に示している包括的権限移譲において、令和３年度、他市町村から移譲の要望はなく、現状では、移譲先市町村を含む全ての申請窓口で、全ての県民の利用を可能とすることは困難です。

また、御要望にある「県と連携した運営方式」として、貴市市民以外の県民が利用できるようにするためには、新たに県の支所を併設する方法が考えられますが、現在本県にその計画はなく、一方で、外務省において旅券事務におけるデジタル・ガバメントが予定され、旅券事務の変更が想定されますので、今後、国の動きを踏まえた上で、県全体で効率的・効果的な運営となるように、総合的に検討してまいります。

（要望）

７.危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進すること。

自転車活用推進法の施行を背景とした自転車利用者の安全対策や高齢運転者対策については、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であるため、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や役割分担に基づいた効果的な対策を講じること。

（回答）

県では、自転車損害賠償保険等の加入義務化を柱とした「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、学校や事業所における適正利用や交通安全教育などを明記し、ルール厳守を呼び掛けております。

また、毎年５月を自転車マナーアップ強化月間として位置付け、県、県警察、市町村及び交通関係団体がそれぞれの責任において、連携した活動を実施しております。県は、ポスターや啓発チラシを作成して、市町村等に配布し、それぞれの団体における活動の支援等を行っております。

県警察としては、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に自転車利用者による、悪質性・危険性の高い交通違反などに対する積極的な指導警告及び取締りに取り組んでまいります。

また、関係機関・団体と連携して、児童や地域住民などの幅広い年齢層の自転車利用者を対象とした参加・体験型の自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を開催するなど、学校や地域における自転車の交通ルール遵守に向けた取組を推進してまいります。

（要望）

８.高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

県は、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めているが、更なる支援策の拡充等、効果的な対策を講じること。

（回答）

県警察では、運転免許の自主返納をしやすい環境整備の取組として、運転免許を自主返納した際に希望者に交付される運転経歴証明書を提示することで、各種優遇サービスを受けることができる「神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会」に加盟する企業等の拡充を図っています。

今後も引き続き、高齢者運転免許自主返納サポート制度に賛同していただける企業・団体を募り、更なる拡充に努めていきます。

（要望）

９.野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県との被害対策の広域的な統一を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

ニホンザルについて、近隣都県と共通した捕獲優先の対策を講じ、近隣都県と連携し、広域的・効果的な被害対策について検討を進めること。

また、県独自の取組であるニホンザルの雄雌判別と、捕獲個体の研究機関への送致を継続する場合は、効率的な送致方法の確立、または財政的措置を講じること。

さらに、県が集計する「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」では、出荷用農作物のみを対象とし、自家消費用農作物が対象から除かれていることから、本市の農作物被害の全容が把握されていない。県は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、本市の実情を踏まえた配分をするとともに、柔軟な事業計画の承認と予算の確保について国へ要望するとと

もに、引き続き、鳥獣保護管理対策事業予算を確保し、被害の軽減、根絶のための支援をすること。

（回答）

隣接都県と連携した広域的な被害対策については、農作物被害・生活被害対策としては、シカ・サルについての会議や情報交換会を実施しております。

特に、県境を越える行動域を持つニホンザルについて、毎年、隣接都県と情報交換会を開催し、被害対策や群れの情報などの共有を行っており、引き続き、ＧＰＳ等で共有した情報の活用など、より効果的な対策に努めてまいります。なお、イノシシについては、定例的な会議等は実施しておりませんが、野生イノシシの豚熱感染等の情報共有は相互に行っており、シカ・サルの会議等を活用して情報交換等を図ってまいります。鳥獣被害対策の関連予算については、引き続き、予算の確保に努めてまいります。

ニホンザルの被害対策については、群れの情報やそれぞれの取組についての情報交換や、ＧＰＳ等で共有した情報の活用など、隣接都県市とも連携して、より効果的な対策の検討に努めてまいります。

雌雄判別及び捕獲個体の研究機関への送付については、被害対策の適正な実施に必要と考えていることから、引き続き、協力をお願いいたします。なお、送致に係る財政的措置については、捕獲個体の処分経費として、市町村事業推進交付金の活用が可能です。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、各市町村の被害状況に応じた配分ではなく、市町村が提出する要望額に基づき、国が内示した割合で各市町村一律に配分しているため対応が困難ですが、国に対して、地域の実情に応じた柔軟な取組ができるよう機会をとらえて働きかけを行うとともに、県としても、鳥獣被害対策の推進に向け、令和４年度も引き続き予算を計上いたしました。

（要望）

10. 小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、国の施策として統一的な医療費助成制度が創設されるまでの間、通院対象年齢の中学校３年生までの拡大等、入院医療費に係る一部自己負担金の撤廃及び所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げること。

（回答）

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。

小児医療費助成制度の一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

なお、小児医療費助成制度については、本県と市町村との協議により、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため医療費の負担が非常に重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢を引き上げることは考えていません。

県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も、引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけてまいります。

（要望）

11. 重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、精神障がい者に対する制度の拡充を図ること。

重度障害者医療費助成事業に対する県の補助制度において、平成 24 年度から精神障害者保健福祉手帳１級の方の通院が新たに補助対象となったが、身体・知的障がい者は入院も対象とされているなど、相違が生じている。本市では、障がい者の経済的負担の軽減を目的に、平成 16 年 10 月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳１級の方の入院及び２級の方の通院・入院を含めて助成を行っている。県として、精神障がい者に対する補助制度を拡充すること。

（回答）

重度障害者医療費助成制度については、平成 24 年度から、精神障害１級の方の通院を対象としています。

県では、身体・知的の重度障害者に相当するのは精神障害１級であり、身体・知的障害者との均衡を図る意味から、精神障害１級の方を制度の対象としました。

また、入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、制度の様々な課題について、市町村との検討の場を活用し協議してまいります。

（要望）

12. 新型コロナウイルス感染症対策として、国に対して行政需要に即した支援や医療機関に対する支援の必要性等について、協力して求めていくこと。医療機関及び市保健所に対し、来年度も迅速かつ丁寧な支援を行うとともに、「神奈川モデル」の下で、県と各市町村とで連携して感染症対策を効率的かつ効果的に進めるため、国事業に係る県の対応方針や市町村への支援内容、財政措置等について、事前に情報提供し、十分に協議、調整を行うこと。

（回答）

緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金における自治体の判断による柔軟な活用について、国へ要望してまいりましたが、引き続き、機会をとらえて国へ要望していきます。

また、各医療機関が、感染症対策を徹底したうえで、安定した医療の提供を行うことができるよう、市と連携し、全国知事会を通じて支援を要望してまいります。

さらに、県内全体の感染拡大を防ぐためには、県と市町村が一体となって取り組むことが重要と考えており、引き続き、県・市町村間の情報共有を図りながら、効果的な感染症対策を進めてまいります。

（要望）
13. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、今後の「新しい日常」への移行を踏まえた継続的な支援、感染症拡大収束後の地域経済の復興に資する消費喚起策といった適時に効果的な支援を実施すること。また、緊急事態宣言が再度発令され、休業要請等を行った際は、協力金の対象事業者の拡大や金額の拡充等をすること。
（回答）
県では、令和３年度、商店街が発行するプレミアム商品券のプレミアム分等を支援する事業を実施しております。
また、「かながわＰａｙ」アプリを通じたキャッシュレス決済により買い物をした際に、決済額の 20%（１人当たり上限 30,000 円相当分）のポイントを還元する「県内消費喚起対策事業」も実施しております。
県内経済の回復を図るためには、引き続き、県内の消費喚起に取り組む必要があることから、これら２つの事業については、令和４年度も実施してまいります。
なお、地域の実情に応じて都道府県が時短要請等を行う場合、これに伴う協力金については、地方創生臨時交付金の対象とするよう、引き続き国に要望してまいります。

（要望）
14. 県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。
（回答）
津久井湖城山公園の拡大区域については、令和２年３月に都市計画変更の手続きを完了し、事業に着手したところです。今後、圏央道や津久井広域道路に近いといった立地条件を活かし、災害時にどのような活用が図れるか、引き続き、相模原市の防災部局と調整を進めてまいります。

（要望）
15. 県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区、相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。
（回答）
特例措置については平成 29 年度にも東京都教育庁に検討の依頼をしましたが、都内中学校から都立高等学校を志願する者への影響等を考慮し、認めることができないとの回答が

ありました。都立高等学校の志願状況について、その後も大きく変わらない中で、特例措置の導入は容易ではないととらえていますが、当該地域の中学生の状況も伺いながら、県教育委員会として対応を検討してまいります。

（要望）
16. 通学時における児童の交通安全を早期に確保するため、改善要望に対する安全対策を迅速に実施すること。また、その検討に時間を要する場合には、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供すること。
（回答）
県警察としては、交通規制等の実施について、その必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い箇所から迅速に実施してまいります。
また、検討に時間を要する場合もあることから、対策箇所については、道路管理者はもとより、学校関係者や地域住民等に対し情報提供や注意喚起を行ってまいります。

（要望）
17. 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎のある敷地内への早期整備を進めること。
南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっているが、駐車場が少なく、施設内が手狭であること、また、立地も南区の北部に位置していることから、同区自治会などから相模大野地域への移転建て替えについて、期待が寄せられている。
県は、神奈川県高相合同庁舎の敷地に相模原南警察署を移転し、同一敷地内に集約して再整備する方向であり、現在、諸課題について、本市を含めた関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第着手される旨の見解が示された。今後、諸課題の整理を行うとともに、南区における効果的な交通・防犯体制に向けて、早期整備を進めること。
（回答）
相模原南警察署の移転建替えについては、引き続き、諸課題への対応を検討し進めてまいります。

（要望）
18. 交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。
県警では、今後 10 年をかけて県内 472 箇所の交番を約 400 箇所に再編する「神奈川県警察交番等整備基本計画」をまとめた。交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から 16 箇所への新設等の要望があり、このうち大島団地地区及び町田駅南口地区については、交番用地として市有地の提供が可能となっている。ついては、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めること。

（回答）

県警察としては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、計画の方向性として「交番新設時における交番総数増加の抑制」を示しており、都市開発や人口集中等に対応する場合であっても、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応することとしております。

交番の設置については、事件事故の発生状況や来訪者の多寡、他の警察施設との距離などを総合的に検討し、必要性を判断していくこととしています。

大島団地地区は、相模原北警察署大島交番が管轄していますが、約 1.5km と近接した圏内に同警察署大島交番、同警察署相原交番、津久井警察署城山交番及び同警察署湘南駐在所の３交番、１駐在所があり、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討すると、現時点での交番の設置は困難です。

また、町田駅南口地区は、相模原南警察署中和田交番が管轄していますが、1.5km と近接した圏内に同警察署中和田交番及び同警察署相模大野駅前交番の２交番があり、現在の交番の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難です。

今後も、県内各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

横須賀市

（要望）

１.急傾斜地崩壊危険区域のがけについて、速やかに対策が講じられるよう、県及び国に働きかけをすること。

（回答）

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するために、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に、急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策の財源を活用するなどし、取組を進めてまいります。

また、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和については、「国の施策、制度、予算に関する提案」や予算要望時等において、国に対して働きかけを行っており、令和２年度からは、要配慮者利用施設かつ地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる斜面については、がけの高さが「５ｍ以上」に緩和されました。

令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、今後も、市町の御協力をいただきながら、地域の方々の要望を踏まえて、水防災戦略等に基づき優先度の高い箇所から施設整備に取り組んでまいります。

また、国に対しても、引き続き、予算の確保や採択基準の緩和について、機会あるごとに要望してまいります。

（要望）

２.子どもを産み育てやすい環境づくりの実現に向け、等しく医療費の助成を受けることができるよう、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。また、現在、就学前までとなっている県の小児医療費助成事業補助金の入院外（通院等）医療費の助成対象年齢を、県内の実態に合わせ、引き上げること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

また、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）

３.アライグマ、クリハラリス及びイノシシの完全排除に向けた広域的な取組の実施と市町への財政支援を強化すること。

（回答）

アライグマ、タイワンリス及びイノシシの防除における財政支援については、地域関係者などによる主体的な取組があってこそ効果的な対策が可能であることから、引き続き、市町村事業推進交付金により財政的支援を継続してまいります。

また、農林水産業等に係る被害については、市から具体的な活用の要望がありましたら、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用など、県として必要な支援を行ってまいります。

三浦半島におけるイノシシ対策については、広域的な視点から、生息状況・被害状況・捕獲個体の年齢構成等を把握するためのモニタリングや捕獲の空白域となっている奥山域での捕獲事業の実施など、個体数の減少及び生息分布の縮小に向け、対策を推進してまいります。

（要望）

４.三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号横須賀三崎線間の都市計画決定区間につい

て、早期整備を図ること。
（回答）
三浦半島地域においては、現在、「（都）安浦下浦線」や「三浦縦貫道路Ⅱ期（北側区間）」の整備に重点的に取り組んでいるところです。
三浦半島中央道路の南側区間については、道路計画に必要な検討を進めています。

平塚市
（要望）
１.新型コロナウイルス感染症対策事業への国庫補助
新型コロナウイルス感染症対策に対する財政措置として、令和４年度以降においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、地方自治体が必要となる財源に対する国庫補助について積極的に措置するよう国に働きかけること。
（回答）
県では、これまでも国に対し、臨時交付金を増額し、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置するよう全国知事会等を通じ要望してきたところです。
令和３年度においても、事業者支援分については、８月に市町村が独自の支援を行うことができるよう県市町村分として 56 億円が配分され、12 月には地方単独分として県市町村分として 226 億円が配分されました。
今後もコロナ禍における自治体事業の支援のため、事業者支援分や地方単独事業分の増額措置について、引き続き機会をとらえて国に求めてまいります。

（要望）
２.地域医療の確保及び病院の感染症対応に対する支援
新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行いつつ、感染症対策を徹底した上で安定した地域医療の提供を引き続き行うため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い医業収支が悪化した病院に対する支援のための財源を継続して確保するよう国に働きかけること。
（回答）
長期にわたり、新型コロナウイルス感染症の治療を担ってきた医療機関の多くが、医業収支の悪化に直面しました。
県はこれまで、緊急包括支援交付金を活用し、医療機関に対して、感染症患者を受け入れるための病床確保料や設備整備費補助、感染拡大防止等支援金などによる支援を行ってきました。
また、県独自に、オンライン診療の導入費用補助による支援のほか、県民に対し、必要な受診や検診を控えないよう、動画やポスターなどを活用して呼び掛けてきました。
国においては、本年 11 月より、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するか

かり増し費用に係る補助金の募集を開始しました。（Ｒ４．１月末日まで）

新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行いつつ、感染症対策を徹底したうえで安定した地域医療の提供を引き続き行うことができるよう、国に対し引き続き要望してまいります。

（要望）

３.保育士の確保及び処遇改善

県内自治体間で格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

（回答）

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。

県では、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和３年度までの９年間で約 14%の賃金引上げが実現しました。

また、「保育対策協議会」において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、令和元年度から、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための「養成施設就職促進事業」などの事業を実施しており、令和２年度からは、保育所等の働きやすい職場環境づくりの支援を行う「保育所等就業継続支援事業」を実施しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

（要望）

４.金目川水系の整備

金目川水系の河川整備目標に対応できていない箇所について、次のとおり予算を拡充して早期に整備すること。

①金目川下花水橋～ＪＲ東海道本線（右岸）については、早期整備に努めること。

②金目川河口付近（右岸）については、早期用地取得及び早期整備に努めること。

③金目川・鈴川合流部については、早期用地取得及び早期整備に努めること。

④金目川長持排水路付近については、整備時期及び方針を明確にすること。

⑤河内川の流下能力不足区間の断面確保については、整備時期を明確にし、早期整備に努めること。また、整備完了までの間、現在計画している現況河道内での護岸改修の早期整備に努めること。

（回答）

①下花水橋からＪＲ東海道本線までの右岸については、地元市町のご協力により堤防沿いの平塚市道（唐ケ原５号線他）の取扱について、地元の理解を得られたことから、令和２年度から工事に着手しました。引続き整備を進めてまいります。

②金目川河口付近（右岸）ついては、用地交渉を進め、令和３年度に地権者と用地補償契約を締結しました。補償物件の移転が完了後、早期に護岸整備に着手できるよう努めてまいります。

③鈴川の最下流部である平塚市南原地区では、用地取得難航箇所が１件あり、堤防の整備に着手できない状況にありますが、収用手続きを進めるためには、南原地区より下流の金目川の整備を進めることが必要です。

なお、下流の金目川の整備状況ですが、鈴川との合流点付近の平塚市上平塚地区にある、お寺、宝積院の用地については、地元市の協力により用地取得が完了し、令和２年度に完成しました。

鈴川最下流部の南原地区の整備を進めるにあたり、今後収用手続きを進めるためにも、引き続き、金目川下流の整備を推進してまいります。

④金目川長持排水路付近の整備については、国の採択を受け、令和２年度から鈴川合流点から水神橋までの区間の河床掘削に着手しており、下流より順次進め、５年間で完了させる予定です。

⑤河内川については、全川で概ね時間雨量 30㎜の降雨に対応する改修が完了していますが、近年の豪雨により、堤防からの溢水や低い土地の浸水（外水・内水）による被害が発生している現状については、認識しています。

河内川の浸水対策については、合流先の金目川の水位の影響を受けることから、金目川下流部の河道整備を実施し、その後、河内川の堤防や河道の整備、また、併せて沿川での下水道による対策を行うことが必要と考えていますが、これらの整備が終わるまでには、多くの時間がかかります。

そこで、現在の河道の流下能力を最大限活かすために、まずは、河道内の樹木の伐採や、堆積土砂の撤去を実施しました。また、平成 30 年度から検討を進めていた現用地内で実施可能な河道拡幅策として、現況の流下能力が比較的に低い下河原橋上流付近から万年橋までの約 600 メートル区間について、令和３年度から順次工事を実施してまいります。

また、対策の状況については、県と平塚市で構成する「流域対策連絡協議会」などにおいて、情報を共有しながら進めていきます。

（要望）

５.ツインシティ整備計画に定める道路２軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整備の整備について、次のとおり事業着手及び支援すること。

①平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及

び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間（先行区間）について、県道としての整備の早期検討及び事業着手を図ること。

②先行区間以外の区間についても、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組に係る支援をすること。

（回答）

①平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、県道としての整備の検討に着手したところで、令和３年度は、測量や道路予備設計を実施しています。

検討の熟度を高めて行く中で、都市計画変更手続きや農用地解除などを進めて行く必要がありますが、県と市で構成する「道路２軸（先行区間）調整会議」などの場で、情報を共有しながら、早期整備の実現に向けて取り組んでまいります。

②それ以外の区間については、地元市が主体となって課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいており、県としても必要な支援を行ってまいります。

（要望）

６.県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため､学校給食単独調理場校への県費栄養職員を 550 人未満の学校でも１人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

（回答）

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、本県の非常に厳しい財政状況の下では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しています。

また、県教育委員会自らも、学校規模や給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校に１名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すよう、国に対し要望を行っています。

（要望）

７.イノシシとスクミリンゴガイによる被害の対策

イノシシやスクミリンゴガイによる被害に対する広域的な指導や対策を行うこと。

（回答）

イノシシについては、集落環境整備、防護対策、捕獲といった、県、市町村、地域が連携した地域ぐるみの取組を続けていくとともに、生息状況や被害状況のモニタリングを行い、

結果を市町村や「地域鳥獣対策協議会」に情報提供することで、対策を推進してまいります。

また、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を通じ、これまでに県内各地域で実施してきた技術的支援の実績を踏まえ、効果的な対策につながる技術的な支援を引き続き行ってまいります。

スクミリンゴガイについては、令和２年に湘南地域県政総合センターが中心となり、平塚市、伊勢原市及び秦野市と管内の農協とともに市町村域を超えた情報交換会を開催し、課題や、他地域の取組事例等を関係機関で共有しました。この情報交換をきっかけに、令和３年には、湘南農業協同組合が生産者等に協力を呼びかけ、被害が発生した地域を中心に冬期耕うんと水路の泥上げを実施しておりますので、引き続き、このような地域ぐるみの協力・連携による対策を支援してまいります。

また、県農業技術センターでは、令和２年度から令和３年度にかけて、国の委託事業を活用し、平塚市及び伊勢原市の水田において、冬期の耕うん、田植え後の浅水管理及び水口へのネットの設置を組み合わせた防除体系の実証試験を行っておりますので、今後は、実証試験の効果を検証した上で、本県における防除体系モデルを作成し、普及してまいります。

（要望）

８.廃棄物処理施設整備への支援

廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象になるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。

（回答）

廃棄物処理施設の解体に係る経費については、廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うことを国に要望しております。

（要望）

９.中心市街地活性化のための支援や地方創生推進交付金を補完する制度の創設

中心市街地活性化のために、商業者や地域住民等が主体となるまちづくりの取組への支援や地方創生推進交付金を補完する制度を創設すること。

（回答）

県では、商店街の集客力の強化を図るため、インバウンド対応、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、買物弱者支援の取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業に対し、支援しております。

また、商店街や若手商業者グループによる地域活性化の活動等を支援し、次代の地域商業の担い手の育成に取り組むアドバイザー派遣事業も実施しております。

商店街は、地域住民の消費活動の場を提供するとともに、地域コミュニティの核として重

要な役割を担っており、今後も引き続き商店街の活性化につながる補助支援制度の充実を図ってまいります。

（要望）

10. 教員数配置の充実強化

学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進及び教室活動での密集回避を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）は改正されたが、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講ずるなど、35 人学級の早急な拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても 35 人学級の維持・拡大に取り組むこと。

また、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1 クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。

（回答）

小学校の 35 人以下学級の計画的な整備や中学校の 35 人以下学級の早期拡充、また、少人数指導等に係る加配定数の維持について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

さらに、県教育委員会自らも、少人数学級の拡充により、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の維持について国に要望しております。

また、本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による学級担任外の教員などの増員は難しいのが実情ですが、児童生徒の実態や地域の実情に応じた、柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

（要望）

11. 不登校等の学校不適応対策

不登校、集団不適応、その他心理的な悩みや課題のある児童・生徒への支援の充実を図るため、市独自のスクールカウンセラーを市内全小・中学校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、県のスクールカウンセラーの年間 40 回、280 時間の勤務時間を確保すること。

また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

（回答）

スクールカウンセラーについて、政令市を除く全公立中学校に配置し（1 日 7 時間×35 日＝年間 245 時間が基本）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しました。また、令

和３年度は、特に新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見等の防止策として、各学校での相談体制の充実を図るため、年５日分を追加し、年間 280 時間に配置を拡充しており、令和４年度も同様に措置することとしました。さらに、市町村単独スクールカウンセラー配置への財政的支援については、国補助金の制度が都道府県・政令市のみを対象としていること、また、国庫補助が平成 20 年度に２分の１から３分の１に削減されたこと、県の厳しい財政の状況等から、県単独での財政措置は困難な状況にあります。

次に、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成 21 年度から配置しており、令和４年度は２人増加し、50 人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めてまいります。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

（要望）

12. 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

特別支援教育の推進を図るため、特別支援教育コーディネーターの専任化、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

また、特別支援学級において医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対する財政措置の拡充について、国に働きかけること。

（回答）

県教育委員会では、平成 14 年から、すべての子どもが自らの力で解決することが困難な課題を教育的ニーズととらえ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく支援教育に取り組んできました。

あわせて、子どもをチームで支えるため、教職員や関係機関をつなぐ中心的な役割を担う教員である教育相談コーディネーターを養成し、各学校で１人以上を指名してきました。

また、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図るため、政令市を除く 30 市町村の公立小学校各１校に非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備しています。

小中学校における特別支援教育コーディネーターに係る教職員定数の改善について、引き続き、国に要望していきます。

県立特別支援学校では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭（専門職）を、県内５つのブロックに分け、すべての職種が各ブロックで複数名になるように配置しています。これらの自立活動教諭（専門職）や、教育相談コーディネーターを中心とした、特別支援学校のセンター的機能を活用した特別支援教育に関する相談・支援や、障がい

のある幼児・児童・生徒への指導・支援等の取組により、今後も地域の小・中学校等の支援体制づくりを支援してまいります。

また、どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、ケアの内容に応じた看護師の配置の考え方に基づいて、看護師の配置を行ってまいります。

医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き、国に要望してまいります。

（要望）

13. 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業の継続

令和３年度までの時限事業である「共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業」について、モデル事業を契機とした他地域での活動の動きもあることから、令和４年度以降も事業負担を継続すること。

（回答）

本事業については、地域が主体的に取り組み、自走化までの意欲を有する５市 10 地区をモデル地区として、令和３年度までのスタートアップ支援を行うことを前提として、協定を締結し事業に取り組んでいます。

そのため、モデル地区に対する県負担金を令和４年度以降も継続する予定はなく、また、モデル地区以外についても、県負担金を支出する予定はありません。

（要望）

14. 地域自殺対策強化交付金事業費補助金の見直し

地域自殺対策強化交付金事業費補助金については、市町村の負担割合が過剰とならないよう補助率の見直しなど、必要な財源配分を国に働きかけること。

（回答）

県では、市町村が地域の実情に応じたきめ細かな自殺対策を進めることができるよう、必要な財源措置について、引き続き地域自殺対策強化交付金の補助率拡大等を国に働きかけてまいります。

（要望）

15. 地域保健医療対策の充実

調剤薬局においても無料低額診療事業と同様に、無料、または低額な料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置づけるよう国に働きかけること。

（回答）

診療施設内で投薬が行われる場合には、その費用も無料低額診療事業の減免額にして差支えないとされています。

（要望）
16. 老人クラブへの補助の見直し
高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づく老人クラブ活動等事業への補助について、30 人未満のクラブへの補助も対象にするとともに、会員数に応じた補助体系を構築すること。
（回答）
国は、会員 30 人に満たないクラブについて、「その他特別の事情」がある場合（就労する高齢者の増加や過疎化、災害等の社会的環境の変化により会員が減少したものの、従前と同様の活動が見込まれると活動計画の確認をもって市町村が認める場合）には、引き続き補助対象として差し支えないとの見解を示しており、県でも、そうした場合には補助対象としています。
県要綱で一律に補助対象とするクラブの人数を 30 人未満とした場合は、県の負担のみならず、全市町村の負担増加につながり、さらに、会員数に応じた補助体系に変更した場合には、現在の補助基準額の見直しに繋がることも考えられるため、総合的に判断する必要があると考えています。

（要望）
17. 介護保険制度に対する財政支援等
介護人材の確保、定着に向けた取組について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と諸施策の充実を図ること。
（回答）
県では、福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の３つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。
市町村への助成制度としては、介護分野への新たな介護人材の参入促進を図るために、市町村が実施する介護に関する普及啓発事業に対して補助を行う事業を令和元年度から開始しています。
介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業の内容について検討を行ってまいります。

（要望）
18. バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、国の法改正に伴う導入目標の上方修正を踏まえ、バス

事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。
（回答）
バリアフリー新法において、ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うこととされていますが、国や県では促進を図るための支援を行っています。
まず、国では、市町村が「地域公共交通会議」において策定した「生活交通に関する計画」に基づき、バス事業者がノンステップバスを導入する場合に、補助を行っています。
県では、ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うものと認識していますので、支援制度の創設については考えていませんが、自動車税の種別割や、環境性能割を減免するといった税制上の措置を講じています。

（要望）
19. 横断歩道等の路面規制表示の補修
横断歩道等の不鮮明な路面規制標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応するとともに、十分な財政措置を図ること。
（回答）
県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修が実施できる予算の確保に努めてまいります。

（要望）
20. 海岸の整備
海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。また、消波ブロックや被覆ブロックの沈下が進行しているため、機能を継続的に調査すること。
（回答）
県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。
平塚海岸においては、侵食の拡大を防止するための維持的な養浜を実施することとして、平塚ビーチパーク付近や市営龍城ヶ丘プール跡地前に例年約２千から４千㎥の養浜を実施しており、令和３年度は約３千㎥の養浜を実施いたします。
今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、良質な養浜材の確保に努めるとともに、養浜事業を効率的に実施し、砂浜を回復させることにより、海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上等に取り組んでまいります。
また、平塚海岸の離岸堤については、消波ブロックや被覆ブックの沈下等が見られたため、平成 24 年度に現況調査を実施した結果、施設の機能低下や崩落の危険性は見られず、早急な補修などの対応は必要ありませんでした。

その後も、県では、ブロックの沈下状況や機能低下について、定点観測による調査を行うなど、経過観察していますが、ブロックの著しい沈下や機能低下は確認されていません。

今後も引き続き、継続的に調査を行い、経過観察してまいります。

鎌倉市

（要望）

１.新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事務の交付時期を早めること。

（回答）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付については、委託事業者による審査と、ポイントを絞った県の審査を組み合わせることで、早期に交付できる体制の構築に取り組んできました。

また、規模別協力金の交付額を自動計算するシステムを開発するほか、委託事業者を固定化して、審査等の人員を増員するとともに、研修を充実することで、交付までの時間の短縮につなげました。

さらに、一日でも早く飲食店に協力金を交付するため、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」も実施しました。

引き続き、こうした取組により交付の迅速化に努めてまいります。

（要望）

２.藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくりが、市域をまたがる広域のまちづくりである点に鑑み、広域自治体として主体的に事業をけん引する役割を果たすこと。特に、土地区画整理事業及び新駅設置等を含む交通結節点への財政的支援と、グリーンフィールドにおける面的な産業クラスターの育成につながる施策に対して、集中的な財政支援など企業立地促進のインセンティブとなる支援をすること。

（回答）

広域自治体としての役割について、県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、ＪＲ東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

平成 30 年 12 月には、県、藤沢市、鎌倉市（以下「３県市」という。）が両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けた取組の基本事項に合意しました。

新駅については、令和３年２月に、３県市とＪＲ東日本の４者で、新駅を設置することの覚書を締結し、県が整備費の 30%、ＪＲ東日本が 15%、残りを両市で折半することとしました。今後は、令和４年度から新駅の詳細設計、その後に、工事着手を予定していますので、円滑な事業の実施に向けて、引続きＪＲ東日本との調整に努めてまいります。

また、まちづくりについては、令和３年３月に、３県市とＵＲ都市機構の４者で、両地区の一体的なまちづくりを進めるため、役割分担等を定めた基本協定を締結しました。この基

本協定に基づき、県は事業推進等に関する両市の調整役として、土地区画整理事業や都市計画手続きが円滑に履行できるよう調整を行ってまいります。

財政的支援については、令和４年度からは、新駅の整備費やまちづくり事業費に国交付金等を活用することから、国に対して予算配分の充実について要望を行い、国交付金等の確保に努めてまいります。

企業立地促進のインセンティブとなる支援については、企業誘致施策「セレクト神奈川ＮＥＸＴ」により、当該地区への先端医療関連産業や未病関連産業等の集積に向け、引き続き市と連携して取り組んでまいります。

また、深沢地区での「ウェルネス」なまちづくりは、本県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。

まちづくりの進捗状況に応じて、県が「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」の推進を通じて構築したネットワークを活用することで、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関の誘致に向けて、市との連携を図っていきます。

今後も県は、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、藤沢市・鎌倉市と連携するとともに、ＵＲ都市機構やＪＲ東日本との調整に、しっかり取り組んでまいります。

（要望）

３.休日を中心に著しい交通渋滞が発生しているため、交通渋滞解消に向け、道路管理者である県と交通管理者である県警察本部の積極的な連携をすること。具体的には、自律分散型信号や左折レーンの積極的な設置に向けた取組や（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制の構築を行うこと。

（回答）

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行ってまいります。

渋滞が発生している交差点への左折レーンの設置については、沿道に商業店舗が建ちならんでいることから、多くの地権者の方の協力が必要となり、困難な状況ですので、現地内の対策として、どのような方法が考えられるのか、まずは、現地の交通状況を把握したうえで、鎌倉市とも調整を行ってまいります。

鎌倉市内の主要な信号機について、コンピュータを活用した信号制御を行う地域制御方式を既に整備しております。自律分散型信号については、整備効果等を確認し有効であれば整備を検討してまいります。

（要望）

４.山崎跨線橋南交差点を通る県道 304 号（腰越大船）の交差点内道路目違いの是正、山崎

跨線橋への右折レーンの延長、及び歩行者環境の早期の整備改善を図ること。また、県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。

（回答）

県道 304 号（腰越大船）の山崎跨線橋南交差点の改良にあたっては、ご提案いただいている鎌倉市が所有する用地を活用することで市と調整を進めており、令和３年度は、目違いの解消や右折レーンの延長などに係る交差点詳細設計を実施します。今後も、市と連携しながら、整備に向けた取組を進めてまいります。

県道 23 号（原宿六ツ浦）の整備については、笠間交差点部の整備を予定している横浜市などと連携しながら、鎌倉市内においても、４車線化に向けた、道路設計などの検討を進めています。

（要望）

５.生活道路における安全対策として、地域住民の歩行の安全を確保するため、自動車の速度抑制及び事故発生防止として移動式（可搬式）オービスの積極的投入や横断歩道における音響信号機の設置及び設置要件の緩和を行うこと。

（回答）

可搬式オービスの取締りについては、取締り場所の確保が困難な幹線道路等著しい速度超過が認められる路線、「重点通学路」「ゾーン 30」を含めた生活道路、警察官の複数配置が困難な時間帯の運用を主な目的としているところです。

県警察としては、交通事故実態、道路状況、車両の通行量等の実態調査を踏まえた上で、効果的な時間帯、場所を選定した積極的な取締りを検討してまいります。

また、本県で整備している音響式信号機は、電子音で「ピヨピヨ、カッコー」と鳥の鳴き声で誘導する視覚障害者用付加装置と、「ピンポーン、信号が青になりました。」と音声で知らせる音響式歩行者誘導付加装置の２種類ありますが、視覚障がい者から音響式歩行者誘導付加装置は、横断するタイミング等がわかりづらく、視覚障害者用付加装置を整備して欲しいという要望が多いため、現在は視覚障害者用付加装置の整備を推進しております。

視覚障がい者の方々の御要望を踏まえつつ、道路交通実態や視覚障がい者の方々の利用頻度等を勘案して、緊急性の高い箇所から整備を進めております。

音響式信号機及び視覚障害者用付加装置の設置要件については、警察庁の通達で示されている「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」に基づき、計画的に整備を推進してまいります。

（要望）

６.地震・津波防災対策にかかる財政上の負担増に対して、補助制度や協力体制の拡充を図ること。特に帰宅困難者対策としての災害時情報発信のための施設整備及び運用に係る補

助、避難所における感染症対策や新たな津波対策に関する対応など、多額の経費を必要とする事業への補助メニューなど、市町村の実情に即した支援制度の拡充をすること。また、国道 134 号線下開口部への防潮扉の設置及び河川遡上対策、134 号線の防潮堤のかさ上げの実施、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援、地震・津波防災対策が進むよう補助制度の拡充を図ること。

（回答）

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う地震・津波防災対策を支援しております。令和元年度に津波対策事業として、耐浪検査を、令和３年度に複合災害対策として、避難所における感染症対策事業を補助対象事業に追加し、市町村が行う津波対策や避難所における感染症対策の取組等に対する支援を強化しましたので、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。なお、補助対象の拡充については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

なお、国に対して、全国知事会や国への提案を通して、帰宅困難者対策や、避難所における感染症対策、新たな津波対策について、必要な各種支援を充実させるよう求めています。

県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備にあたっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や鎌倉市の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめてまいります。

国道 134 号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

（要望）

７.歴史的風土特別保存地区及び近郊緑地特別保全地区に係る事務及び財政負担について、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の下、県としての積極的な関与、財政措置及び維持管理に対する支援をすること。

（回答）

歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、市から具体的な提案を伺いながら検討してまいります。

近郊緑地特別保全地区の買入事務については、現行の国庫補助率の引上げといった支援措置の拡充を引き続き国に要望してまいります。

市域を跨ぐ大規模緑地に対する積極的な関与については、今後、具体的な提案・相談があれば、対応を検討してまいります。

地域制緑地の管理に係る補助制度については、緑地の維持管理への財政支援を引き続き国に要望してまいります。

「樹林管理事業」への支援については、民間所有者に対する支援として、自然保護奨励金制度を設けております。

（要望）
８.県の小児医療費助成事業について、以下の４点を要望する。
・対象者の一部負担金を撤廃すること。
・補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。
・小・中学生の入院に係る現物給付分を補助対象とすること。
・所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すこと。
（回答）
小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。
小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。
また、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、一部負担金の撤廃や補助対象年齢を引き上げることなどについては考えておりません。
今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）
９.現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを全校に配置すること。
（回答）
スクールカウンセラーについて、政令市を除く全公立中学校に配置し（１日７時間×35 日＝年間 245 時間が基本）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しました。また、令和３年度は、特に新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見等の防止策として、各学校での相談体制の充実を図るため、年５日分を追加し、年間 280 時間に配置を拡充しており、令和４年度も同様に措置することとしました。
スクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置することについては、国庫補助が平成 20 年度に２分の１から３分の１に削減されたこと、県の厳しい財政の状況等から、県単独での財政措置は困難な状況にあります。
次に、スクールソーシャルワーカーについて、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるス

クールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、令和４年度は２人増加し、50人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めてまいります。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

（要望）

10. 公立小・中学校の通常級において充実かつきめ細かな教育活動を実現するため、少人数学級や少人数指導・ＩＴに対応できるよう県独自の加配教員の増員を図ること。

（回答）

本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、指導方法の工夫改善をはじめとした指導体制の充実を図るための各種加配定数等の改善・充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

また、県教育委員会自らも、少人数学級の拡充により、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の維持について国に要望しております。

（要望）

11. 指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為、埋蔵文化財の保管環境の確保及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務について補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

（回答）

指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為及び出土品等の収蔵施設建設等に要する経費に対する財源措置については、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に要望してまいります。

また、開発事業者の負担により、民間の発掘調査組織に委託して実施した発掘調査等の報告書刊行については、本来であれば受託者の責任で行われるべきものですが、受託者不在の状態にあっては、報告書の刊行を含め、行政として埋蔵文化財を適切に公開・活用していく必要があると考えています。現行の国庫補助制度では、このようなケースが補助対象として明確に規定されていないことから、国との個別相談に基づき採択の可否が判断されています。

早くから民間発掘調査組織を利用してきた本県では、今後も同様の事例が生ずる可能性もあるため、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、補助対象として採択されるよう、国に対

して働きかけてまいります。

（要望）
12.埋蔵文化財包蔵地において掘削を伴う土木工事を行う際に事業者に提出が義務付けられている届出及び通知について、進達及び指示通知伝達等に係る経由事務軽減及び迅速化のため、電子申請等により効率化を図ること。
（回答）
県と市町村により運営されている「e-kanagawa 電子申請」を利用した、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に伴う届出・通知等に係る市町村が行う経由事務の効率化については、これまでにも一部検討を行ってきたところですが、システム上の利用制限や現状で電子署名に対応できないなど、システム自体の改修が必要となる課題もあります。
また、県内自治体における電子申請等のデジタル化の取組については、市町村間でも考え方に違いがあり、現状で経由事務のデジタル化への移行が一律に図れる状態にはありません。
今後はこれらの課題の整理等を行った上で、電子申請等について検討を進めてまいります。

（要望）
13.少子高齢・人口減少社会を迎え、労働力の減少が見込まれる中、自治体職員の確保、特に専門技術職の職員の確保が困難となっていることから、行政サービスの持続性確保と地域連携のための人事連携方策の強化を図ること。
（回答）
専門人材の確保については、平成30年度、県・市町村それぞれの実務担当者や市町村人事所管課との意見交換を行い、市町村の個別の取組では対応が困難な専門人材の採用や育成等について、県による補完の方策を検討しました。
その結果、特に市町村から不足しているとの声が多かった保健師及び土木職について、市町村のニーズを把握した上で、中長期的に可能な限り県から職員を派遣するため、県において計画的に採用し、一定以上の職務経験を持つ職員をローテーションにより派遣することとし、令和３年４月１日付で、保健師１名、土木職１名を２市町へ派遣しました。
なお、安定的な制度運用の観点から、単年度ですべての派遣希望を満たすのではなく、数年かけて対応していくとともに、保健師、土木職等の専門人材は、そもそも確保しづらい職でありますので、県の採用実績等に応じて、派遣可能な人数を確定していくこととなります。
また、市町村の多様な交流ニーズに対応するため、既存の職員交流の仕組みを柔軟に活用するなど、人材育成方策の強化を図ってまいります。

（要望）

14. 平成 28 年度から、地域の防犯力を強化する対策として、防犯カメラの補助対象台数を拡大するための、地域防犯力強化支援事業補助金の交付を実施してきたが、令和３年度以降も現状の補助内容の継続すること。

（回答）

防犯カメラ設置支援に係る「地域防犯力強化支援事業」は、令和４年度の１台当たりの補助上限額を当初の計画どおり４万円に逓減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。

なお、令和５年度以降は、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、継続的に支援を行うことを検討してまいります。

（要望）

15. 国民健康保険制度の国庫負担の引き上げ等の支援拡充による保険者の負担軽減を図ること。平成 30 年度制度改正で導入された納付金については、自治体の財政上の負担が過度に増えないよう、都道府県においてもきめ細かい支援体制をもって配慮するよう支援すること。

また、将来的な都道府県単位の保険料水準統一に向けては、地域の実情を踏まえ、市町村及び都道府県が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に向けた検討も行うこと。

（回答）

平成 30 年度の国民健康保険制度改正後も、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望しています。

国民健康保険事業費納付金については、引き続き市町村と丁寧に協議を行いながら、納付金の算定を行い、神奈川県国民健康保険財政安定化基金の活用も検討する等、きめ細かな対応をしてまいります。

また、保険料水準統一については現国保運営方針の期間（令和３年度～令和５年度）において、「保険料水準の統一」の定義や前提条件、ロードマップについて協議を行い、令和６年度以降、新たに策定された方針とロードマップに従って「保険料水準の統一」に向けた取組を具体的に進めていくこととしており、国保協議会等を通じて市町村への必要な情報提供と丁寧な合意形成を図ってまいります。

藤沢市

（要望）

１. かながわ女性センター跡地の活用に当たっては、跡地売却等により民間活用される場合においても、市や地域住民の意見を十分に配慮し、魅力ある観光資源となるよう地域に開かれ周辺環境と調和の取れた整備を進めるとともに、津波避難場所や避難施設など、災害発生

時の利用を前提とした活用も図られるようにすること。
（回答）
かながわ女性センター跡地については、「県及び市町村による公的・公共的な利活用を優先する」という基本的な考えに基づいて検討し、これらの利活用が見込めない場合には、藤沢市と調整しながら、民間事業者による利活用の検討を進めてまいります。
なお、同跡地の取扱いについては、東京 2020 大会が１年延期されたことから、現時点では令和５年３月まで駐車場として活用する予定です。

（要望）
２.特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消するため、肢体不自由児童・生徒の受入れが可能となるよう県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。また、特別支援学校を市内に新設すること等について、次期県立学校施設再整備計画に含めるよう、検討を行うこと。加えて、特別支援学校への人的配置の充実などの体制強化を図ること。
（回答）
特別支援学校の整備等については、現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、施策の方向等を取りまとめております。
具体的には、県立総合教育センター旧亀井野庁舎の跡地を活用した藤沢養護学校の増改築を基本として対応していきます。
整備に向けては、引き続き、藤沢市教育委員会等と緊密に連携を図りながら、学校規模等の調整を進めてまいります。
教職員の配置については、義務標準法及び高校標準法に基づき配当しております。基準を超えて教員を配置する場合、県単独での予算措置となるため、本県の大変厳しい財政状況では難しい状況です。
県教育委員会では、特別支援学校において、児童・生徒の障害の種別や状況に応じた学級編制を可能とするために、これまで毎年、国に要望してきており、今後も粘り強く要望してまいります。

（要望）
３.道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区及び「県道湘南台大神」の早期事業着手・整備を進めるとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。
（回答）
都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。今後も、市が主体となった勉強会に県も参加し、検討を進めてまいります。

都市計画道路横浜藤沢線の川名工区については、現在、この路線が通過する川名緑地の環境を保全する観点から、道路の構造を高架橋からトンネルへ都市計画変更するための課題の整理・検討を行っているところです。

また、都市計画変更を行い事業が本格化するまでの間、地元からの要望を受け、暫定的な道路整備を進めており、令和３年度中の完成を目指しています。

県道 410 号（湘南台大神）については、現在、事業用地の取得に向け、地元調整などに取り組んでおり、令和３年度から用地取得を進める予定です。

引き続き、市と連携し、地域の御理解をいただきながら、事業推進に努めてまいります。

横浜湘南道路及び高速横浜環状南線の早期整備については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

（要望）

４.新型コロナウイルス感染症陽性患者で自宅療養している患者の健康観察等について悪化リスクのある患者や悪化が疑われる患者については、当市は「地域療養の神奈川モデル」を整備し、県内他市に先駆けて事業運営を行っている。

県が仕組みを構築した「地域療養の神奈川モデル」を安定的に運営し、すべての県民が安全・安心に自宅療養を行うために、新たな補助制度の創設を国に働きかけるとともに、県においても必要な財源を確保し保健所設置市に対して財政支援を行うこと。

（回答）

「地域療養の神奈川モデル」に係る財政支援については、県の「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」及び関東地方知事会の「令和４年度国の施策及び予算に関する提案・要望」において、今後、地域療養体制の整備を着実に進めていくために、往診する医師への診療報酬や、急変する可能性のある患者に対する日々の健康観察を行う看護職への手当について、現状の緊急包括支援交付金の拡充等による臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置付けるなど、持続可能な制度として構築するよう、引き続き、国に要望してまいります。

（要望）

５.重症心身障がい児者が地域で安心して生活していくために、県内で唯一重症心身障がい児者の長期入所施設が整備されていない湘南東部障害保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ入所施設の積極的な整備推進を図ること。

（回答）

重症心身障がい児者の施設入所については、障害福祉圏域ごとに入所施設を設けるのではなく、入所の必要性の高い重症心身障がい児者について、全圏域のニーズを把握しながら広域的に入所調整を行い、真に必要な方にサービスが提供されるよう取り組んでいます。

また、平成30年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者の受入先となる医療型短期入所事業所の開設支援に取り組んでおり、平成30年度は２か所、令和元年度は１か所、令和２年度は１か所、新たに開設されています。

今後もこうした取組を進めつつ、重症心身障がい児者が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討してまいります。

（要望）

６.プラスチックごみを含む海洋ごみの約８割は河川などからの流出物であると考えられており、河川ごみ対策は広域的に取り組むことが効果的であることから、かながわプラごみゼロ宣言を行い、廃棄されるプラごみゼロを目指す県が主体となって、当市の境川及び引地川両河川を含めた県全域での河川清掃の強化及び不法投棄の取締り活動を展開するとともに、プラスチックごみの海への流出防止となる、河川除塵機の設置及び維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

（回答）

河川ごみ対策について、県は、河川環境の保全の観点から、草刈りと合わせた清掃を、地元住民や流域市町の御協力をいただいて実施しており、引き続き、ごみの撤去に取り組むとともに、河川美化の周知啓発、不法投棄されにくい環境づくりなどに取り組んでまいります。

流域自治体間の情報共有については、流域総合治水対策協議会の場などを活用し、情報共有を図ってまいります。

また、河川から海にプラスチックごみが流れ出ることを防ぐためには、ごみの発生源である街全体で日頃からごみを拾う、そしてごみをポイ捨てさせない取組が重要と考えております。

そのため、河川除塵機の設置及び維持管理費用について、県が財政的支援を行っていくという考えは現時点では持っておりませんが、県では、「かながわプラごみゼロ宣言」の目的達成に向けたアクションプログラムを策定し、方策の一つとして「クリーン活動の拡大等」を推進しており、海岸はもとより河川においても、より多くの県民や企業が美化活動に参加していただくため、自治体や企業・各種団体に美化活動等の実施の呼び掛けを行っています。

さらに、不法投棄対策として、県と市町村による合同パトロールや県の監視カメラの設置、ドローンを活用したスカイパトロール等を市町村からの要望を踏まえながら実施してまいります。

（要望）

７.いずみ野線延伸については、沿線地域におけるまちづくりが先行していることから、事業見通しを早期に明らかにすべく、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援に関する国への更な

る働きかけについて取り組むこと。

また、事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

（回答）

現在、いずみ野線延伸区間の沿線地域では、藤沢市及び地元住民により、鉄道の需要創出に資する新たなまちづくりの取組が進められています。

県では、いずみ野線延伸の実現に向けて、沿線地域におけるまちづくりの状況などを踏まえながら、引き続き、藤沢市を含む地元市町等と共に組織する「いずみ野線延伸検討協議会」において、事業スキーム等の検討を深めるとともに、助成制度の拡充などについて、国に働きかけてまいります。

（要望）

８.近年頻発している突発的集中豪雨などの気候危機への対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

（回答）

境川、引地川及び小出川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置づけ、境川と引地川は時間雨量概ね 60㎜、小出川は時間雨量概ね 50㎜の降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めてまいります。

境川については、３つの池からなる境川遊水地を、平成 25 年度までに供用を開始しています。

また、堰跡橋から御殿橋の狭窄部については、バイパスのルートや河床掘削工法等の検討を行っているところです。

引地川については、４つの池からなる下土棚遊水地の本体工事が完成しました。

下土棚遊水地から上流の大和市境までの未整備区間については、六会橋から熊野橋までの区間で、平成 26 年度から用地買収に着手し、河幅を広げる護岸の整備を進めています。

小出川については、下流から順次、河幅を広げる護岸工事や、橋梁の架替え工事を行うほか、遊水地の整備に向けた調査を進めています。

遊水地については、茅ヶ崎市の行谷地区に選定し、現在用地取得を進めているところです。

また、上流の藤沢市域における暫定整備については、慶応大学湘南藤沢キャンパス付近の新道橋から諸之木橋までの区間で、老朽化している護岸の修繕工事に合わせて、河道拡幅を行うなど、流下能力を高める対策を進めています。

（要望）

９.消防防災施設整備費補助金の高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするなど、地域の実情に即した配分方針に見直しを行うよ

う国に働きかけること。
（回答）
市町村の実態に即した配分方針となるよう、引き続き、国へ働きかけてまいります。

（要望）
10. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされているが、ポストコロナの時代を見据え、生涯に渡って心身ともに健康で豊かなスポーツライフの実現をめざし、オリンピック・レガシーを未来につなぐため、県は、江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、積極的に取り組むこと。
また、スポーツ活動の充実、まちの賑わいの創出、地域交流の創出へとつながるようなスポーツ施策の展開を、県は市と連携して取り組むこと。
（回答）
マリンスポーツやビーチスポーツなどのイベントが開催されることは、湘南の魅力アップにつながるとともに、スポーツに対する機運を高める効果が期待できます。東京 2020 大会の開催にあたり整備したセーリングセンターや、江の島大橋の三車線化等が今後の国際大会の誘致等においてレガシーとして活用していけるものと考えています。
県立スポーツセンターを活用した取組としては、「県障害者スポーツ大会」を開催しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度は全種目を、令和３年度は一部種目を開催しておりません。
また、県立スポーツセンターを施設見学に訪れる様々なパラスポーツの競技団体などに県立スポーツセンターでの全国的なパラスポーツの大会の開催を積極的に働きかけており、今後も引き続き、大会の開催誘致に向けて取り組んでまいります。
スポーツ施策の展開については、今後も、市町村との情報共有に努め、しっかりと連携を図って取組を進めてまいります。

（要望）
11. 市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和 56 年５月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。
（回答）
県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。
なお、補助対象の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

（要望）

12. 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳１級の方の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳Ｂ１の方まで拡大すること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないよう、全国統一の制度を創設するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・精神・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金について撤廃すること。

（回答）

県の重度障害者医療費助成制度の助成対象は、身体障がい者１・２級、ＩＱ35 以下、身体障がい者等級３級でかつＩＱ50 以下、精神障がい者等級１級の重度障がい者（精神障がいは通院に係るもの）が対象となっています。療育手帳Ｂ１の方や、精神障がい１級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

（要望）

13. 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止・減額をすることなく補助率を引き上げるとともに補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を

図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

また、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、補助率や補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）

14. 保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

（回答）

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。

県では、これまで、地域限定保育士試験などの保育士確保の取組を実施するとともに、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和３年度までの９年間で約 14%の賃金引上げが実現しました。

また、「保育対策協議会」において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、令和元年度から、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための「養成施設就職促進事業」などの事業を実施しており、令和２年度からは、保育所等の働きやすい職場環境づくりの支援を行う「保育所等就業継続支援事業」を実施しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

（要望）

15. 新学習指導要領の実施や、教員が子どもたちに向き合い一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実のため、小学校外国語専科教員や教育相談コーディネーター及び児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

また、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を

行うこと。
（回答）
小学校外国語専科教員の加配措置については、令和３年度以降は国の加配の増加予定はなく、本県の厳しい財政状況の下、県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、英語専科教員の加配定数の充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。また、県教育委員会自らも、子ども達一人ひとりの最適な学びの実現のため、加配定数を拡充するよう、国に対し要望を行っています。
また、専任の教育相談コーディネーターを配置するための定数改善や、児童生徒指導担当教員の配置拡充については、県の個別的提案や、県教育委員会として、これまでも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいりますが、教育相談コーディネーター等の後補充や、特別支援教育推進に係る非常勤講師の配置については、その重要性は十分認識しており、令和４年度においても所要の措置を講ずることといたしました。
特別支援学級における教員の複数配置については、義務標準法に基づき１学級当たり８人を上限とする学級に教員（学級担任）を配置するとともに、学級担任のほかに児童・生徒数を勘案し、特別支援学級の一部に予算の範囲内で教員の複数配置を行っています。

（要望）
16. 災害発生時の踏切遮断は、緊急時の避難行動や緊急車両等の通行の妨げとなることから、鉄道業者と協議を行い、災害発生時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルールづくりを進めるよう国に働きかけること。
（回答）
津波等からの迅速な避難や、円滑な救出救助活動を確保する観点から、災害時の踏切対策は重要な課題です。県では、全国知事会等を通じて、国に対して、踏切の早期解放に向けた対策の検討や、鉄道事業者への指導等について要望を行ってきました。また、国への働きかけに加え、地域での働きかけも必要であり、鉄道等のライフライン事業者が参加する協議会の中で踏切対策を継続的課題として検討を続けています。
なお、令和３年４月１日に施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設され、県内では７か所（川崎市内２か所、鎌倉市内２か所、小田原市内１か所、大和市内２か所）の踏切道が指定されました。
今後も、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期解放に向けた対策が円滑に進むよう、引き続き全国知事会等を通じて、国に対して要望してまいります。

（要望）
17. 地域における防犯対策の更なる強化を図るため、地域防犯力強化支援事業補助金の交付

を今後も継続するとともに、防犯カメラ１台当たりの補助金額を令和２年度と同程度で維持すること。

（回答）

防犯カメラ設置支援に係る「地域防犯力強化支援事業」は、令和４年度の１台当たりの補助上限額を当初の計画どおり４万円に逓減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。

なお、令和５年度以降は、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、継続的に支援を行うことを検討してまいります。

（要望）

18. 入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、「老人福祉施設整備費補助金」について、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

（回答）

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況のなか、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けた着実な助成を行っているところであり、現時点では困難です。

しかしながら、特別養護老人ホームについては、設置後 20 年を経過している施設が増加しており、それらは介護保険施行前に、措置費で対応していたため、十分な修繕準備積立金を積むことができず、大規模修繕に関する経費の確保に各施設が苦慮しているのは県としても承知しております。

これらの課題は県単独の課題ではなく、全国的な問題であるため、特別養護老人ホームの大規模修繕について、地域医療介護総合確保基金の補助対象メニューに加えるよう国に要望し、介護施設の創設や、ロボット・センサー等の導入とあわせた大規模修繕は対象となりましたが、引き続き介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕に活用できるよう要望しております。

なお、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い、既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「（移転を伴う）創設」として、「県老人福祉施設整備費補助金」の補助の対象としております。

（要望）

19. 歴史的建造物の保存と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業費に係る国庫補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

（回答）

国登録有形文化財の保存修理事業に対する国の助成措置の充実については、全国都道府

県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

（要望）
20.「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、全国的な海洋ごみ対策が今後ますます重要となる中、市町村における海洋ごみの回収・処理事業等は特に重要となることから、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を令和４年度以降も継続し、補助率を 10 分の 10 に戻すよう国に働きかけること。
（回答）
地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）については、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」等で、海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川等を含む流域圏で広域的に発生する原因者不明のごみが含まれており、国が責任をもって対応する必要があることから、令和４年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続することを要望しております。
また、補助率が当初の 10 分の 10 から 10 分の７に引き下げられ、近年の人件費の上昇等により、従前の予算規模では清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じていることを踏まえて、補助率を 10 分の 10 に復元することを併せて要望しております。

（要望）
21.昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まりや、観光地における交通渋滞の緩和などを目的とした利用促進のために自転車の活用機運が向上していることや、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」においても自転車利用が推奨されていることなどから、自転車で走りやすい道に対するニーズも高まっているため、自転車ネットワーク計画に位置づけられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について、県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。
（回答）
藤沢市自転車ネットワーク計画に位置付けられている県道 30 号（戸塚茅ヶ崎）では、富士見橋から藤沢警察署付近までの約 0.3 ㎞区間において、令和３年度に「矢羽根型の路面標示」を設置してまいります。
また、他の路線についても、市や交通管理者と調整を行い、順次、自転車走行空間の確保を進めてまいります。

（要望）
22.「かながわ都市マスタープラン」に位置づけられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点の整備に向け、新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりを進めるため、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、

土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

（回答）

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、ＪＲ東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

平成 30 年 12 月には、県、藤沢市、鎌倉市（以下「３県市」という。）が両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けた取組の基本事項に合意しました。

新駅については、令和３年２月に、３県市とＪＲ東日本の４者で、新駅を設置することの覚書を締結し、県が整備費の 30%、ＪＲ東日本が 15%、残りを両市で折半することとしました。今後は、令和４年度から新駅の詳細設計、その後に、工事着手を予定していますので、円滑な事業の実施に向けて、引続きＪＲ東日本との調整に努めてまいります。

また、市が債務保証を行う事業用地を土地開発公社から買戻しする場合、民間事業者への貸付を目的とする土地の取得に当たっては、地方債の充当率が 75%となっており、その充当残の 75%に県貸付金を活用していただくことが可能となっています。

なお、市が土地開発公社経営健全化計画に準ずる計画を策定した場合は、県貸付金の充当率を 90%まで引き上げられますので、活用に当たっては御相談ください。

まちづくりについては、令和３年３月に、３県市とＵＲ都市機構の４者で、両地区の一体的なまちづくりを進めるため、役割分担等を定めた基本協定を締結しました。この基本協定に基づき、県は事業推進等に関する両市の調整役として、土地区画整理事業や都市計画手続きが円滑に履行できるよう調整を行ってまいります。

令和４年度からは、新駅の整備費やまちづくり事業費に国交付金等を活用することから、国に対して予算配分の充実について要望を行い、国交付金等の確保に努めてまいります。

今後も県は、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、藤沢市・鎌倉市と連携するとともに、ＵＲ都市機構やＪＲ東日本との調整に、しっかり取り組んでまいります。

（要望）

23. 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の趣旨に基づいて、情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があることから、各自治体の進捗状況や抱えている問題などの情報交換を行う場として、県主導による県内市町村担当者会議を設置すること。

（回答）

県では、県及び県内の市町村が連携・協調して、自治体ＤＸの推進や様々なデジタル分野における共通的かつ広域的な課題について対応するため、県・市町村相互の意見交換を行うことを目的として従来から設置していた「高度情報化推進会議」の目的や会議の名称等を改

め、令和３年 11 月 12 日に「県市町村デジタル推進会議」を設置するとともに、この下部組織として、各自治体の自治体ＤＸの対応状況や課題解決に向けた情報交換及び具体的な検討を行う場として、担当者会議を設置しました。

（要望）

24. がん療養者のアピアランスケアについては、がん療養者の就労を含めた社会的な問題として取り組むべき課題であり、ウイッグ等の費用助成について要望が出ている一方、一部の自治体のみが費用助成を実施しているなど、全国的にも居住地による差が生じている。このような差が生じないよう、県はアピアランスケアの費用助成について制度構築を行うこと。

併せて、アピアランスケアの全国的な支援体制の構築について、国に働きかけること。

（回答）

現在、県では、アピアランスケアに関する相談体制を向上させるために、県がん診療連携協議会等と連携して、がん相談支援センターの相談員を対象とする研修会などを企画しています。アピアランスケアの費用助成については、県の厳しい財政状況を踏まえると、新たに制度構築することは困難ですが、国には、アピアランスサポートの充実について、引き続き要望してまいります。

なお、県立病院機構では、がんセンターでアピアランスサポートセンターを開設しており、外見上の変化による影響にどのように対処していくか、患者に情報提供しながら、相談員が対応しています。

（要望）

25. 国は 2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目標に掲げており、実現のためには再生可能エネルギーの普及拡大へとつながる住宅用の太陽光発電システムや蓄電池等の設置が効果的であるが、国や県の設置補助事業は利用条件が限定的であるため、県は太陽光発電システムや蓄電池等の単体設置に対しても支援を行うとともに、国に対しても同様の支援を実施するよう働きかけること。あわせて、国の固定価格買取制度は家庭用の太陽光発電システム等の導入インセンティブとなることから、県は国に対して制度の維持を働きかけること。

（回答）

住宅用太陽光発電等の設置に対する支援については、既存住宅において、自家消費型の太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した際に所得税額等を控除する措置を講ずるよう、国に対し、提案、要望しております。また、県としては、限られた財源を優先度の高い施策に重点的に配分する必要があるため、住宅用太陽光発電や蓄電池の単体設置に対する補助は行っておりませんが、これらの設備の設置に対する支援として、初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「０円ソーラー」に取り組んでおります。こうした支援を引き続き行うとともに、必要に応じて、国への提案、要

望を行ってまいります。

固定価格買取制度（ＦＩＴ）は、住宅用太陽光発電等の設置に対するインセンティブとなるものの、再生可能エネルギーによる電力の買取に係る費用として、再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）が国民の電気代に上乗せされていることから、買取量が増えることによって、国民負担も増大してきております。県としては、国民負担の増大や、エネルギーの地産地消促進の観点から、固定価格買取制度に頼るのではなく、太陽光発電等を設置した場所で発電した電気を消費する「自家消費型」を促進することが望ましいと考えているため、国に対して固定価格買取制度の維持を働きかけるという御要望には添いかねます。

小田原市

（要望）

1.ニホンザル被害対策の推進について、本市に生息するニホンザルH群の全頭捕獲に向け県専門機関から技術的支援を行うこと。

（回答）

ニホンザルのH群については、今までも個体数調整、被害防除対策、追い上げ・追い払い等の対策を組み合わせ、被害防止に取り組んでおりますが、令和３年度は「管理困難な群れ」に位置付け、群れを除去する予定となっており、早期の全頭捕獲の実現に向けて、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を中心に様々な取組を技術支援してまいります。

（要望）

２.県西３市９町約 53 万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業の完了及び早川海岸整備に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。

（回答）

「小田原漁港特定漁港漁場整備事業」及び早川海岸整備については、引き続き予算の確保に努め、事業を推進してまいります。

また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討については、「小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会」に引き続き参加するとともに、国等の関係機関との協議調整等において必要な支援をしてまいります。

（要望）

３.都市計画道路穴部国府津線、城山多古線・小田原山北線、小田原中井線の整備促進を図ること。

（回答）

（都）穴部国府津線、（都）城山多古線・小田原山北線、（都）小田原中井線については、

いずれも県西地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路であると認識しています。

（都）穴部国府津線については、伊豆箱根鉄道大雄山線及び小田急小田原線と、それぞれの鉄道を跨ぐため、各鉄道会社と橋梁の詳細な構造などを決めるための協議や、事業に必要な用地の取得を、引き続き進めてまいります。

（都）城山多古線・小田原山北線については、令和３年度に、まとまった用地が確保できた一部区間の道路改良工事を行ってまいります。また、トンネル工事については、現在、埋蔵文化財調査を精力的に進めており、調査が終わり次第、着手する予定です。

（都）小田原中井線については、一部供用している区間がありますが、未供用区間について、令和２元年度に、小田原市の全面的な御協力により、用地測量を行うための説明会を開催し、現在、用地取得に向けた境界確定などを進めているところです。引き続き、市の御協力をいただきながら、事業に必要な用地の取得を着実に進めてまいります。

（要望）

４.市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図るとともに、河川改修事業を進めている山王川、森戸川については、整備速度の加速化を図ること。

（回答）

通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去などについては、水防災戦略に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に取り組んでいます。

個々の河川での実施にあたっては、土砂の堆積状況などを見ながら実施することとしており、今後も、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

山王川及び森戸川については、水防災戦略に位置づけ、国の「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に整備を進めています。

山王川については、河口から富士見橋までの区間（2.3km）は、平成 21 年度までに護岸の整備が完了しており、27 年度から富士見橋上流の川幅を拡げるための護岸工事に着手し、右岸側の護岸約 140m が完成しました。

小田急線橋梁の架け替えについては、令和２年度に工事着手しました。

また、小田急線橋梁上流の未改修区間については、小田急線橋梁の架け替え後に下流から順次整備を進める予定としています。

森戸川については、河口から天神橋までの区間については平成 26 年度までに護岸の整備が完了しています。

現在、天神橋から第１森戸橋までの区間について、平成 30 年度までに用地測量が完了しており、令和２年度から用地交渉を進めているところです。

早期の工事着手ができるよう、引き続き用地交渉を進めてまいります。

（要望）
５.令和３年度から全校対象となったスクール・サポート・スタッフの配置について、教職員の働き方改革を推進するため、今後も継続すること。
（回答）
スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和４年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。県教育委員会としては、引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、国に要望してまいります。
また、県教育委員会自らも、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について国に要望しております。

（要望）
６.重度障害者医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃し、また精神障害者保健福祉手帳１級所持者の入院費を補助対象とすること。
（回答）
重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。
この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。
また、精神障がい１級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

（要望）
７.小田原市立病院は、地域医療支援病院のほか、県西二次保健医療圏において唯一救命救急センター、地域周産期母子医療センターとしての機能を有するなど、同医療圏において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であることから、医療介護総合確保促進法に基づく県計画に位置づけ、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講じるとともに、当該補助に係る充填率の引上げを図ること。

（回答）

小田原市立病院は地域の基幹病院であり、その建替えは、県西地域の将来の医療需要を見据え、今後必要とされる医療機能の充実・強化に資するものと認識しています。

こうした認識のもとで、本県としても、県西地区保健医療福祉推進会議で、小田原市立病院の再整備への基金活用について地域の関係者の合意を図るほか、小田原市立病院と県立足柄上病院の連携協力に係る基本協定の締結を全面的に支援してきました。

こうした地域の関係者の合意に基づき、県西地域の住民が将来にわたって必要な医療を受けられるよう、今後、国と基金の活用について協議を進め、基金を最大限活用しながら、小田原市立病院の再整備を支援してまいります。

なお、機能維持に係る運営費については、一義的には診療報酬等によって賄われるべきものと考えます。

（要望）

８.ひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃することとともに、補助対象年齢を拡大すること。

（回答）

「ひとり親家庭等医療費助成事業」の補助率は、政令市、中核市が３分の１その他の自治体が２分の１、補助対象年齢は、18 歳に達した日の属する年度の末日までにある児童、20 歳未満の障害者、20 歳未満で高等学校に相当する学校に在学する者となっており、他県と遜色ないものとなっております。また、本制度の設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、一部負担金の撤廃は考えておりません。

（要望）

９.海岸等の保全について、小田原海岸の養浜の強化と防潮堤防の早期嵩上げ等を図ること。また、東町の漁港海岸については、有識者等で構成する検討会を設置し、有効な対策の検討を進めること。

（回答）

小田原海岸では、酒匂川から発生する土砂を活用し、国府津地区や前川地区の養浜を行っています。

令和３年度は、これまで、毎年約１万５千㎥であった養浜量を増やし、約３万㎥の養浜を実施いたします。

今後も引き続き、しっかりと養浜を実施してまいります。

また、護岸の嵩上げについては、国府津地区では、令和２年度に嵩上げ工事が概成しました。

前川地区については、地元の方々などの意見を聞きながら、構造形式を決め護岸整備を進めてまいります。

環境農政局所管の東町の漁港海岸については、現在、深浅測量を実施するなど基礎データ収集に努めており、今後、有識者等との意見交換を行いながら、有効な対策の検討を進めてまいります。

今後も、小田原海岸を所管する県土整備局と環境農政局において、連携を密に図りながら、海岸等の保全を推進してまいります。

（要望）

10. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する家屋等が明らかになってきているので、これまで以上に急傾斜地崩壊対策事業費と砂防事業費の拡大を図り、ハード対策の一層の推進を図ること。

（回答）

県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めています。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきたいと考えています。

急傾斜地崩壊対策事業では、令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、砂防事業を含めた土砂災害対策について、今後も、市町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

（要望）

11. バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設するとともに、鉄道駅のバリアフリー化の推進について、国のバリアフリー基本方針の内容を踏まえ、ホームドアや障がい者対応型のエレベーター整備のみならず、スロープ整備を補助対象とするなど、支援制度を拡充すること。

（回答）

バリアフリー新法においては、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化の推進について、各交通事業者が行うこととされていますが、国や県では、促進を図るため支援を行っています。

ノンステップバス導入については、国では、市町村が地域公共交通会議において策定した、生活交通に関する計画に基づき、導入補助を行っています。

県では、ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うものと認識していますので、支援制度の創設については考えていませんが、自動車税の種別割や、環境性能割を減免するといった税制上の措置を講じています。

また、国では、基本方針に即して鉄道事業者が整備するエレベーター、スロープなどの段差解消施設、ホームドア、内方線付き点状ブロックなどの転倒防止施設等のバリアフリー施設整備について補助を行っています。

そのうち県では、整備コストが高い、エレベーターとホームドアに対して、設置促進を図るため、補助を行っています。

（要望）

12. 新型コロナウイルスの感染防止に係る保育園への登園自粛及び保育料還付について、市町村間で対応に差異が発生しないよう、県が具体的な方針を示すなどの対応を図ること。

（回答）

保育所など子どもの集まる施設では、子ども同士の感染に加え、家庭内で子どもから家族への感染拡大の連鎖が懸念されますが、登園自粛は働く保護者の方々に大きな影響を及ぼすことから、国及び県の方針としては、保育所は原則開所とし、登園自粛の要請を求めておりません。そうした現状にあって、なお家庭での保育の協力要請を行うか否かについては、地域における感染状況や保育所の現況を踏まえて、保育の実施主体である市町村が御判断いただくものと考えます。

なお、市町村が判断した結果の要請であれば、保育料の還付を行うことは可能であることは国に確認済みです。

（要望）

13. 老人福祉整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定運営を図るため、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充すること。

（回答）

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況のなか、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けた着実な助成を行っているところであり、現時点では困難です。

しかしながら、特別養護老人ホームについては、設置後 20 年を経過している施設が増加しており、それらは介護保険施行前に、措置費で対応していたため、十分な修繕準備積立金を積むことができず、大規模修繕に関する経費の確保に各施設が苦慮しているのは県としても承知しております。

これらの課題は県単独の課題ではなく、全国的な問題であるため、特別養護老人ホームの大規模修繕について、地域医療介護総合確保基金の補助対象メニューに加えるよう国に要

望し、介護施設の創設や、ロボット・センサー等の導入とあわせた大規模修繕は対象となりましたが、引き続き介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕に活用できるよう要望しております。

なお、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い、既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「(移転を伴う)創設」として、「県老人福祉施設整備費補助金」の補助の対象としております。

（要望）

14. 第７回線引き見直しにおいて工業系保留区域に位置づけられた鬼柳・桑原地区について、線引き見直し期間内に市街化区域編入ができない場合、第８回線引き見直しにおいても引き続き保留区域に位置づけること。

（回答）

第８回線引き見直しについては、令和３年度から検討会を設置して検討を開始したところです。

第８回線引き見直しにおける保留区域の設定は、令和４年度に策定する線引き見直しに向けた県の基本的な考え方を示す「基本的基準」に基づき、その後の産業の見通しなどを踏まえて行うこととなります。

まずは、第７回線引き見直しで設定した保留区域の市街化区域への編入に向けて、具体的な土地利用計画をまとめるとともに、地権者との合意形成や関係機関との調整を進めることが重要と考えています。

県としては、第７回線引き見直し期間内に市街化区域に編入できるよう、引き続き、必要な情報提供や技術的支援を行ってまいります。

（要望）

15. 新型コロナウイルスワクチンの供給については、国から都道府県を経由して市町村へ分配されているが、各市町村において不足が生じることのないよう、要求した量を確実に供給するよう国に働きかけること。

（回答）

県ではこれまでも、各市町村担当を配置するなどして、県内自治体のワクチン接種にかかる状況を把握できる体制を確保し、積極的な市町村支援を行ってきました。

追加接種(第３回接種)が始まる中で、今後も、接種期間の更なる前倒しなど国の動向を注視し、国に対して必要な要望等を行っていきます。併せて、市町村と連携し、適切な量のワクチンの配分に努めるとともに、迅速かつ円滑なワクチン接種を行うことができるよう、引き続きサポートしてまいります。

茅ヶ崎市

（要望）

１.在宅勤務をはじめ、レンタルスペース等でのテレワークや都心部以外にオフィスを借り上げるサテライトオフィス、複数の企業でフロアを共有するシェアリング型のオフィスなど、Ｗｉｔｈコロナ時代において求められる、感染対策を講じた多様な労働環境の整備についての財政的支援を拡充すること。

（回答）

県では、Ｗｉｔｈコロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的として、令和２年度、特にサテライトオフィスの設置数が少ない地域において、共用型のサテライトオフィスを設置する企業や県内市町村に対し、整備費用等の一部の補助を行いました。

今後は、引き続き、県ホームページで県内サテライトオフィスを紹介するとともに、セミナーやアドバイザー派遣を通じて、サテライトオフィスの活用や利用を促進することで、更なる設置を支援してまいります。

加えて、令和４年度も、引き続きテレワーク導入に係る経費の補助や、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして企業に派遣する事業を実施し、テレワーク導入促進に努めてまいります。

（要望）

２.大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、平成 27 年４月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面における安全対策を実施するとともに、平成 30 年７月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。

（回答）

小出川では、相模川合流点から追出橋までの約 7.5km 区間を「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量 50mm に対応できる河川整備を重点的に進めています。

令和３年度は、寺尾橋上流において護岸工事を進めるほか、一ツ橋から追出橋区間の用地取得および護岸工事を進めてまいります。

また、令和２年度に続き鷹匠橋から上流に向かって、流下能力を進めて向上させるための河床掘削工事を実施する予定です。

遊水地の整備については、茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定し、これまでに行谷生産組合や地権者に対して説明会を開催し、事業を進めることについて、御了承いただきましたので、令和３年度から用地取得を進めています。

今後も、地域の方々の御協力をいただき、茅ヶ崎市と寒川町の事業とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めてまいります。

相模川の国土交通省直轄区間においては、地元市等と連携し、様々な機会をとらえて、未整備区間の更なる整備を国に強く働きかけてまいります。

（要望）
３.侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上、環境整備のため県管理地である柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎漁港西側の堆積砂を活用し推進を図ること。
（回答）
茅ヶ崎海岸では、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して養浜材として活用しています。
今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、しっかりと養浜を実施してまいります。

（要望）
４.保存対象となる史跡等の土地が県有地の場合であっても、市有化を進める際に史跡等購入費国庫補助の対象となる特例措置を創設するよう国に働きかけること。
（回答）
史跡の整備等にあたり、市町村が自らの管理地として整備等を行えるよう、市町村による県有地の買上げについても国庫補助対象とすることについて、県教育委員会としても国に要望しているところであり、引き続き、市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

（要望）
５.地域生活支援事業について、国の定める基準額ではなく、事業費の総額に対して国２分の１、県４分の１の補助を行うこと。
（回答）
「地域生活支援事業」の国庫補助率が２分の１を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。
そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても、国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについて、国に要望しています。
併せて、「市町村地域生活支援事業」の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせること

なく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

（要望）

６.藤沢大磯線は、さがみ縦貫道路のアクセス道路でもあるため、周辺道路からの影響も勘案し整備済区間においては環境対策を講じるとともに、未整備区間においては、地域住民の安全性向上や交通ネットワークを構築する観点から早期事業化を図ること。

（回答）

藤沢大磯線については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、茅ヶ崎市からの御要望を踏まえ、事業の必要性や、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していませんが、未整備区間における安全対策に目を配り、市の御協力をいただきながら、新湘南バイパス高架下道路の安全対策の実施に取り組んでいるところで、交差点のカラー舗装化などを実施しました。引き続き、市と共に有効な安全対策を進めてまいります。

逗子市

（要望）

１.津波対策の強化として、沿岸市町の津波避難ビル拡充のため、基準水位の公表、構造要件に係る新基準を検証するための財政的、技術的な支援を行うこと。

（回答）

県では、沿岸市町と調整を図りながら、現在、津波災害警戒区域の指定に向けて取り組んでおり、基準水位の公表については、この指定に合わせて行っています。

これまで、調整が整いました小田原市、真鶴町、湯河原町、藤沢市、二宮町及び大磯町で基準水位を公表しています。

逗子市におかれましても、区域指定を進める意向が確認できましたら、津波災害警戒区域の指定に向け、市と連携して進めてまいります。

構造要件に係る新基準の検証に対しては財政的・技術的支援を行うよう国に対して要望を行っております。

（要望）

２.重度障害者医療費助成制度の補助対象内容の更なる見直しを図ること。

（回答）

重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたこと

から、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

（要望）

３.今後到来する 2025 年問題を踏まえ、同一の二次保健医療圏内における救急医療体制について、格差が生じないよう産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について県で対策を講じること。

（回答）

現在、国では「2040 年を展望した医療提供体制の改革について」により将来の医療提供体制に向けた議論を開始したところであり、そこでは、地域医療構想の実現等、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進の三位一体による推進により医療提供体制の確保を図ることを目指しています。

県保健医療計画の一部である「医師確保計画」により、医師偏在格差の縮小に取り組むとともに、広域で対応すべき救急・小児・周産期医療については、「県救急医療問題調査会」及び「県周産期医療協議会」においても、医療体制の確保に向けて引き続き議論し、初期救急医療から三次救急医療まで、患者の症状に応じた適切な治療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めてまいります。

（要望）

４.バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取り組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。

（回答）

県は、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」で定めた「今後の取組方針」に基づき、バーベキュー等海岸利用の適正化に向けて、市町と連携して周知・啓発等に取り組むこととしています。

また、砂浜侵食に関しては、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

逗子海岸では、沿岸流により西側から東側に砂が移動する傾向があり、現状の砂浜を維持するため、主に西側において、年間約 500～1,000 ㎥の養浜を行っており、令和３年度は、

1,000 ㎥の養浜を実施いたします。

今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、しっかりと養浜を実施してまいります。総合的な海岸管理の方策については、引き続き、「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」で関係市町等と共に検討してまいります。

（要望）

５.急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても、同様に採択すること。

（回答）

本県では、傾斜度が 30 度以上、高さが５メートル以上あり、かつ、保全対象となる人家が５戸以上ある自然のがけ地において、土地所有者等からの要望を踏まえて、急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。

土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。

がけ地に公共用地が含まれる場合については、地元市町と結ぶ協定に基づき、現在でも負担割合を増額して対応しているところです。

なお、がけ地の大部分が公共用地となっている場合は、急傾斜地崩壊対策事業の実施は困難ですが、国では、交付金対象外となるがけ地において、市町村が斜面対策を行う場合、その財源対策として、緊急自然災害防止対策事業を活用できるようにしており、今後、本事業を活用する際には、県はその活用に向けた支援等を行ってまいります。

逗子市

（要望）

６.エッセンシャルワーカーである介護従事者に対し、介護報酬の大幅な拡充など、適正な処遇とするよう国に働きかけること。

（回答）

高齢・障害福祉施設等について、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講ずる、これまでにない様々な感染防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築するよう国に要望しています。

また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

なお、介護職員の処遇改善については、国が令和３年 11 月９日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の中で、介護職員を対象に収入を３％程度引き上げる

ための措置を実施することとされています。
　県としては、今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行ってまいります。

（要望）
７.土砂災害特別警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策の更なる推進を図ること。
（回答）
　県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めています。
　ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。
　県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきたいと考えています。
　急傾斜地崩壊対策事業では、令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、砂防事業を含めた土砂災害対策について、今後も、市町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

（要望）
８.逗子市域を経路とするバスの公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）導入を推進すること。
（回答）
　公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）にあっては、県警察による光ビーコン等の整備が必要であるとともに、バス事業者によるバスへの車載機の搭載が必要になります。
　県警察としましては、逗子市及びバス事業者による今後の導入計画の具体化に合わせ、交通環境を踏まえ適切な交通管理ができるよう光ビーコン等の整備を検討してまいります。

（要望）
９.三浦半島地域の活性化について、県のビジョンを明確化すること。
（回答）
　三浦半島地域内では、民間企業や住民が主体となった、地域活性化につながる具体的な取組が活発に進められており、地域関係者が連携して取組を進めるためのコンソーシアム形成などの動きも出てきています。
　そこで、県としては、こうした取組を踏まえ、三浦半島地域の活性化に向け、広域観光の

在り方や連携の進め方について、市町はもちろん、地域の企業や経済団体等と、様々な形で議論を深めてまいります。

（要望）
10. 県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。また、閉校となる逗子高校跡地について、逗子市及び三浦半島の活性化に資する形で処分・利活用すること。
（回答）
県有施設の再編整備等によって生じる跡地の利活用については、基本的な考え方として、「(1)県自らの活用について検討する」、「(2)県自ら活用しない場合は、地元市町村等から公的・公共的な活用を図りたいとの希望があれば、優先して譲渡を検討する」、「(3)こうした公的・公共的な活用が見込まれない場合は、民間事業者による活用を図る」、こととしています。
逗子市の市街化区域内にある小坪の県有未利用地の利活用は、引き続き、逗子市と協議しながら検討を進めてまいります。
逗葉高校と逗子高校の再編・統合については、平成 30 年 10 月に策定した「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」に基づき、令和５年度に再編・統合し、逗葉高校の敷地・施設を活用して、新しい高校としてスタートする予定です。
こうした中、非活用校となる逗子高校の敷地・施設の利活用についても、跡地の利活用の基本的な考え方に沿って検討を進めますので、現在、県自ら活用する予定がない中では、逗子市の希望があれば優先して譲渡することを検討します。

（要望）
11. 三浦半島中央道路・逗子区間について、早期着工すること。
（回答）
三浦半島中央道路の北側区間は、事業に対する地元の反対があったことから、令和２年度に、事業の効果や必要性などの説明資料を各戸に配布し、改めて、地元の意向を確認しました。
その結果、事業に賛成する声がある一方、地盤沈下や交通集中などを懸念する声も多く寄せられたため、県は、必要な調査を実施した上で、地元に説明していくこととしました。
さらに、令和３年７月には、オープンハウス方式の相談会を開催しましたが、地盤沈下や、騒音や振動といった生活環境の変化などを懸念する声が寄せられています。
事業の推進には、地元の理解が欠かせないため、令和３年度は、地元への回答や懸念に対応するための地質調査などを実施し、その結果を示しながら、地元との対話を継続して、事業に対する御理解が得られるよう、地元市町の協力を得ながら、粘り強く取り組んでまいります。

（要望）
12. 県道 24 号線の渋滞の原因となっている交差点の改良など、当該道路の拡幅を早期に実施すること。
（回答）
県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めています。
県道 24 号(横須賀逗子)の都市計画に基づく道路拡幅については、本計画に位置付けておらず、拡幅改良を進めることは困難です。
なお、逗子警察署入口交差点については、三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点でありますので、逗子市の協力を頂きながら、三浦半島中央道路の検討とあわせて、交差点の改良に向けた検討を進めてまいります。

（要望）
13. 道路利用者の安全・安心の歩行空間の確保のため、県道 205 号にある金沢新道踏切を改良すること。
（回答）
県道 205 号（金沢逗子）の金沢新道踏切の改良については、ＪＲ東日本株式会社と連携しながら、検討を進めてまいります。

（要望）
14. 逗葉新道全線を無料化すること。
（回答）
逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。
三浦半島中央道路が県道 24 号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期をとらえて、道路公社や地元市町との調整に取り組んでいきたいと考えています。

（要望）
15. 県が管理する田越川下田橋付近を開放して親水施設的利用をすること。
（回答）
田越川下田橋付近の当該地は、現在、改修工事の作業ヤードとして利用しています。工事完了後、その一部は、河川管理上必要となる管理用通路と水防資材等の置場として利用することとしていますが、当該地全体の親水施設的な利用について、施設の整備や管理の手法などを、逗子市と調整を進めてまいります。

三浦市

（要望）

１.水道事業広域化に向けて、事業統合などの広域化を希望する事業体がある場合には、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを明示すること。

改正水道法に基づく水道広域化推進プラン策定に当たっては、本市が目標として掲げている県営水道への統合など、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情に配慮し、広域連携を進めていくこと。

（回答）

県は、広域連携の推進に努めるべく、県内の全水道事業者を構成員とする「神奈川県水道事業広域連携調整会議」を設置し、連携方策の検討を開始したところです。

今後、水道広域化推進プランを策定し、地域ごとの実情や事業者の事情に配慮した方針を示しつつ、広域化を目指すこととした事業者には技術面、経営面での助言や国庫補助獲得の支援などを行いながら、多様な広域連携による「かながわ水道」を実現してまいります。

（要望）

２.三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能を持つ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間の早期整備、並びに三浦縦貫道路Ⅰ期区間の通行料金の引き下げ及びＥＴＣの導入を実施すること。

また、県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。

（回答）

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側区間の約 1.9 ㎞については、地元の方々や関係市の御協力もいただきながら、令和２年８月に開通しました。残る南側区間については、今後、着手の時期を含め、地元市と調整を進めてまいります。西海岸線については、良好な景観を有する小網代湾を大規模な橋梁で跨ぐことなどから、環境や景観と調和するよう十分に検討し、地域の方々などの御理解を得ていく必要があります。

そこで、周辺の環境調査や、橋梁の比較検討を実施するとともに、湾内への橋脚設置の可能性を考慮し、海域の調査も行ってきました。令和３年度は、こうした調査に基づき、専門家の意見や、地元の意向も伺いながら、環境や景観と調和した橋梁形式の選定などを進めてまいります。

このような段階を経た上で、詳細な設計を行い、市の御協力をいただきながら、順調にいけば、令和５年度には、用地取得に向けた測量などの事業に着手したいと考えています。

三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量が計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況でございます。

なお、道路公社は、支出の縮減や、利用促進にも取り組んできたところであり、引き続き、道路公社の経営改善に向けて、県としても指導してまいります。

ＥＴＣの導入には、多額の費用を要することから、道路公社では、比較的安価で、新しい技術であるネットワーク型ＥＴＣの導入に向け、昨年度に引き続き本町山中有料道路で社会実験を実施しています。本格導入にあたっては、まだ解決すべき課題はありますが、引き続き、県と道路公社は、三浦縦貫道路へのネットワーク型ＥＴＣの導入に向け、検討を進めてまいります。

県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から城ヶ島線までの道路改良についてですが、この区間は、車や歩行者等の交通量が少ないものの、幅員が狭く、歩道がないことは認識しており、安全対策の観点から、先ずは「通学路に指定されている区間」や「バスのすれ違いが困難な箇所」から優先的に取り組んでおり、令和２年度に、測量調査を実施し、令和３年度は、道路予備設計を行ってまいります。引き続き、三浦市の御協力をお願いいたします。

（要望）

３.国道 134 号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて地中化を推進すること。

（回答）

県では「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進しており、三浦市域の国道 134 号では、引橋交差点付近において、全体１㎞ 区間で事業を実施しています。令和３年度は、引橋交差点北側の 150ｍ区間について、電線共同溝の本体工事を実施する予定で、引き続き、早期の完成を目指してまいります。

こうした取組みを進めることにより、防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保や緊急輸送道路としての更なる機能強化を図ってまいります。

（要望）

４.国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、６次経済の構築を目指した水産振興施策に必要な支援をすること。

（回答）

６次経済の構築を目指した水産振興施策への支援については、引き続き三崎漁港の施設整備等に必要な予算の確保に努めるとともに、三崎漁港の管理者として、必要な施設の整備について市と連携しながら取り組んでまいります。

（要望）

５.社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内

示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。

（回答）

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き、国に働きかけてまいります。

（要望）

６.急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけること。また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

（回答）

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和については、「国の施策、制度、予算に関する提案」や予算要望時等において、国に対して働きかけを行っており、令和２年度からは、要配慮者利用施設かつ地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる斜面については、がけの高さが「５ｍ以上」に緩和されました。

また、５ｍ以上、10ｍ未満のがけについては、県単独事業により実施しており、令和２年２月に神奈川県水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に、急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置づけ取組を進めてまいります。

令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、今後も、市町の御協力をいただきながら、地域の方々の要望を踏まえて、水防災戦略等に基づき優先度の高い箇所から施設整備に取り組んでまいります。

また、国に対しても、引き続き、採択基準の緩和について、機会あるごとに要望してまいります。

（要望）

７.生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

（回答）

国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。

（要望）

８.子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることがで

きるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。
また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。
（回答）
小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。
小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。
なお、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、また、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、一部負担金の撤廃や補助率、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。
今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）
９.国民健康保険制度の充実に向けて、自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療費助成は減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。
法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。
出産育児一時金補助金の廃止にみられるように、保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。
一般会計からの繰入や低所得者対策に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。
（回答）
国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置については、平成 30 年度から未就学児を対象とする医療費助成に対しては、行われないことになりましたが、就学児以降の助成に対しては、引き続き減額措置が行われております。
市町村においては、福祉医療事業として小児医療費助成制度が就学児まで対象としていることや、ひとり親や重度障がい者に対する医療費助成制度が実施されており、事業実施に

あたり、国民健康保険財政への影響が課題となっております。県として、こうした市町村における現状を踏まえ、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の減額措置の全面廃止について国へ働きかけを行っております。

また、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、他の公的医療保険制度に比べ低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は平成 30 年度の国保制度改革でも解決されたとはいえないことから、制度改革において実施される財政基盤強化策を検証し、必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望しているところです。

引き続き、県として市町村とも協議しながら、国に対して必要な財政措置の実施を求めてまいります。

（要望）

10. 障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率２分の１を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

（回答）

「地域生活支援事業」の国庫補助率が２分の１を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても、国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについて、国に要望しています。

併せて、「市町村地域生活支援事業」の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

（要望）

11. 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。

また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。消費者行政推

進事業費補助金による支援を継続すること。
（回答）
県では、令和３年度も引き続き「地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び対象事業の拡充など制度の改善」や「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと」を国に提案し、継続的な財政支援を行うよう国に働きかけております。
また、国の財政措置終了に伴う激変緩和のため、平成 30 年度から「神奈川県消費者行政推進事業費補助金」を拡充し、市町村の支援を行っておりましたが、この措置は３ヶ年の時限措置であったため、令和２年度で終了となっております。

（要望）
12. 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。
（回答）
介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算 16％の２級地から加算 0％のその他区分まであります。また、２級地に５級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しています。

秦野市
（要望）
１. 国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について
国道 246 号バイパスの当市区間（10．6 ㎞）について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、早期全線事業化、全線整備を図るよう、国への働きかけについて、県の積極的な支援をお願いします。
（回答）
国道 246 号バイパスについては、秦野市区間を含む未事業化区間の新規事業化や事業化区間の早期整備について、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、最近では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してまいりました。
引き続き、沿線市町とともに、整備手法や要望手法の検討を深度化し、様々な機会をとら

えて、国に全線整備を強く働きかけるなど、積極的に取り組んでまいります。

（要望）

２.県道 705 号（堀山下秦野停車場）の改良等について

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第２工区の用地交渉の促進をお願いします。併せて、電線共同溝の整備をお願いします。

また、用地買収が完了している第１工区については、早期に車道の交互通行を開始するなど、道路の本来機能の確保に努められるようお願いします。

（回答）

「ひがしみち」から「片町通り交差点」までの第２工区については、平成 30 年度から用地取得を精力的に進めており、引き続き、市の御協力をいただきながら、用地取得を推進してまいります。

電線共同溝の整備については、「神奈川県無電柱化推進計画」に位置付けて、事業を進めることとしており、令和３年度は、第１工区について、電線共同溝の本体工事に着手してまいります。

また、第１工区の交互通行については、地域の方々の合意形成を図るなど、必要な調整を進めてまいります。

（要望）

３.県立秦野戸川公園の整備促進について

令和３年度に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されています。秦野サービスエリア（仮称）に隣接する県立秦野戸川公園は、地域の観光資源として、多くの観光客を引き付ける魅力があります。

地域観光の核として、Ｐａｒｋ－ＰＦＩの手法などにより、更なる魅力向上につながる、未整備区域を活用した公園整備の早期実現をお願いします。

（回答）

秦野戸川公園は、丹沢のふもとに位置し、川遊びやスポーツを楽しめる広域公園で、約 36ha を開園しており、令和２年度は、年間約 45 万人の方に、来園いただきました。

そうした中、秦野丹沢サービスエリアスマートインターチェンジに隣接する約５ha の区域については、用地を取得しているものの未整備となっています。

一方、秦野市が、表丹沢全域の魅力アップを図るために、令和２年９月に策定した「表丹沢魅力づくり構想」において、秦野戸川公園は、「山岳・里山アクティビティの活動拠点としての活用」が期待されています。

県としては、こうした新たな地域の声をはじめ、他の地域資源との連携方策や、周辺市道からのアクセスの検討など、県・市の課題を整理しながら、未整備区域をどのように活用していくのが良いのか、様々な公民連携の方策等も視野に入れ、引き続き、市としっかり調整

してまいります。

（要望）

４.表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について

表丹沢の魅力の更なる向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

（回答）

県が管理する登山道等の県有施設については、訪れる方の安全のため、今後とも適切な維持管理に努め、表丹沢の魅力向上に向けては、関係市町村等とも連携してまいります。

（要望）

５.野生鳥獣対策について

「第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第４次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第４次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

(1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、当市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保。

（回答）

「第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」及びその特定計画である「第４次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第４次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、市町村との連携のもと目標達成に向け、次のとおり引き続き取り組んでまいります。

広域獣害防護柵開口部の侵入防止機能や管理捕獲の強化など市町村が実施する鳥獣被害対策事業を促進するため、県の市町村事業推進交付金の予算の確保に努めてまいります。

なお、市町村が実施する鳥獣被害対策について、喫緊の課題に対応するため、令和３年度から広域獣害防護柵補修費補助金等を、時限を定めて実施していくこととしています。

また、鳥獣被害対策事業については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金でも実施できますので、活用を支援してまいります。

（要望）

(2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策。

（回答）

ニホンザル日向群と丹沢湖群については、「第４次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき毎年度策定する管理事業実施計画において、前年度の実績等を考慮しながら、適正規模の検討をしていくとともに、引き続き必要な技術的支援等を行ってまいります。

（要望）
（3）近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し、並びに管理計画に基づく生息状況の把握。
（回答）
イノシシの生息状況の把握については、「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、生息状況や被害状況のモニタリングを行い情報提供してまいります。
なお、捕獲許可に関する権限移譲については、引き上げる場合には、合理的な理由等が必要であり、具体的な御提案がありましたら、御相談ください。

（要望）
（4）ＣＳＦ（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援。
（回答）
ＣＳＦ（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援については、必要な予算の確保に努めてまいります。

（要望）
（5）野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備。
（回答）
山林環境の整備については、「水源の森林づくり事業」等において、林床植生の回復を目的に野生鳥獣の生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等に引き続き取り組んでまいります。

（要望）
６.産科医の確保及び医療体制の整備・充実について
（1）産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進。
（回答）
医師確保対策の中期的な取組として、県内４大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、これらの医師不足診療科に係る県内の医師確保に向けて取り組んでおります。この制度により、196 名の医学生に修学資金の貸付けを行い、産科（16 名）、小児科（16 名）の希望者を含む 81 名の医師が県内医療機関等で勤務してお

ります。あわせて、看護職員の確保対策としては、修学資金の貸付け、離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、取り組んでいるところです。

（要望）
(2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第７次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充。
（回答）
周産期医療体制の確保のため、周産期医療の担い手である勤務医及び助産師の処遇を改善し、その確保を図るため、産科医師分娩手当補助事業について引き続き予算要求するとともに、機会あるごとに国に対し、周産期医療に対する補助事業の拡充を要望してまいります。

（要望）
(3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実。
（回答）
県は救命救急センター（三次救急）などの広域的な課題に取り組み、休日夜間急患診療所などの初期救急や二次救急については市町村において対応いただいています。
一部地域に広域的な医療機関が集中しないよう、「救急医療問題調査会」又は「県周産期医療協議会」において、県内全体の医療体制の確保という視点により引き続き議論してまいります。

（要望）
７.福祉施策に係る人材の確保等について
介護、障がい、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国へ働きかけること。
（回答）
介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算 16％の２級地から加算０％のその他区分まであります。また、２級地に５級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しています。
障害福祉サービスについては、県では、法の目指す地域生活移行・就労促進等のサービス提供体制の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保のため、人員基

準や報酬額について必要な改善を図るよう、他都道府県と共同で国へ要望しています。地域区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うことを、国へ要望しています。

保育人材については、令和２年４月１日付けで、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の一部が改正され、地域区分の見直しが行われております。今後も、動向を注視したうえで、経営実態や地域の状況を踏まえたものとなるよう、引き続き要望してまいります。

（要望）

８.学校給食導入等への支援について。

(1) 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけること。

また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設。

（回答）

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、本県の非常に厳しい財政状況の下では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しています。

さらに、県教育委員会自らも、学校規模や給食の実施方法にかかわらず、栄養教諭等を各校に１名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準の見直しを、国に対し要望を行っています。

なお、民間調理場方式による給食（調理と各学校への配送を民間事業者に委託して実施する給食）については、標準法上の対象とされておりません。

また、県の厳しい財政状況の下では、市町村独自の栄養職員等の配置について補助を行うことは困難です。

（要望）

(2) 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国へ働きかけること。

（回答）

本県の中学校給食の実施率は 44. 5%と全国的に見て低い水準にあることから、県教育委

員会としては、この実施率を上げ、今後の中学校給食の普及を図っていくことが最優先の課題であると考えています。

このため、県教育委員会としては、学校施設環境改善交付金の増額及び施設の基準面積や建築単価の拡充を、引き続き、国に対して要望してまいります。

厚木市

（要望）

１.安心政策～命、財産を守り抜くまち～

(1) 液状化対策に関する社会資本整備総合交付金制度の交付要件の緩和について

社会資本整備総合交付金対象事業のうち、宅地耐震化推進事業の液状化対策に係る交付要件の緩和について国へ働きかけること。

（回答）

御要望については、国土交通省にお伝えさせていただきます。

（要望）

(2) 土砂災害特別警戒区域等からの危険住宅の移転事業に係る財政支援

（回答）

当該事業については、国の社会資本整備総合交付金交付要綱のとおり原則、市町村事業であると認識しています。このため、県では、市町村に対し、国の住宅・建築物安全ストック形成事業における、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知等に努めているところです。そこで、まずは、県内での事業の状況や他の市町村の状況の把握に努めてまいります。

（要望）

(3) 市民の生命と財産に危険が生じる恐れがある事案等が発生した場合における迅速な情報共有について、実効性のある新たな仕組の創設

（回答）

県警察としては、地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案を認めた際の防犯活動として、曜日・時間を問わず速やかに、事案の概要、具体的な防犯対策等の情報を地域住民等に提供するとともに、警察官による通学路等における見守り活動等を実施することとしています。

さらに、ピーガルくん子ども安全メールやツイッターなど、県警察が活用している情報提供媒体により、被疑者の手配等に関する情報発信を行っています。

引き続き、地域住民等へ防犯情報が幅広く確実に到達するよう、自治体、教育委員会・学校等の関係機関との連携を密にしながら、適時適切な情報提供に努めていきます。

（要望）

（4）本厚木駅周辺の中心市街地における環境浄化対策の強化

（回答）

県警察としては、本厚木駅前地区を歓楽街総合対策推進重点地区に指定し、警察本部と警察署が連携して、本厚木駅周辺の中心市街地における違法風俗店舗の取締りを実施しております。

また、行政、地域住民等との夜間防犯パトロールの実施や、消防、建築部門等の関係行政機関と連携し、それぞれの所管法令を適用した合同査察を実施するなど、官民一体となった環境浄化対策に取り組んでおります。

今後も、悪質な客引きや違法風俗店舗の取締りを強化するとともに、行政、地域住民等と更なる連携強化を図り、継続的かつ効果的な環境浄化対策を推進してまいります。

（要望）

（5）交番等の増設、既存の交番機能の更なる拡充

（回答）

県警察は、平成 31 年３月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定しました。この基本計画は、スマートフォン等通信機器の普及による警察への通報手段の変化、交番等施設の老朽化や狭隘化に伴う計画的な建て替えや改修等の必要性、交番等への襲撃事件の発生など、昨今の治安情勢に鑑みた交番勤務員の複数化や交番総数抑制の必要性などから策定したもので、当該計画を推進するに当たり交番等の増設は困難です。また、既存の交番機能の拡充については建て替えの機をとらえ進めてまいります。

（要望）

（6）路面標示の補修について

交通事故の減少に向けて、都道府県公安委員会が所管する横断歩道等の不鮮明な路面標示の補修を迅速に行えるよう必要な指導及び予算措置等を行うこと。

また、公安委員会による早急な対応が困難な場合、市が補修を実施することができるような法改正も視野に入れた検討について国へ働きかけること。

（回答）

県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、管内警察署と連携の上、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修ができる予算の確保に努めてまいります。

また、道路標示の補修については、道路交通法及び道路交通法施行令により公安委員会が設置及び管理し、交通規制を行うことができると規定されていることから、道路標示の補修は引き続き公安委員会の権限として行ってまいります。

（要望）

２.輝き政策～支え合い、生き生きと暮らせるまち～

（7）生活保護制度について

生活保護制度は、国が果たさなければならない責務であることから、生活保護費負担金については国の負担率を上げるよう国へ働きかけること。

また、高齢者の孤独死等も多くなってきている状況から、単身者が死亡した後にも居宅の家財処分が適用できるよう、国へ働きかけること。

（回答）

国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。

また、単身の被保護者が死亡した場合の家財処分の適用については、処分に必要な最小限度の費用の支給を認めるよう、保護の実施要領の改正意見を国に提出しております。

（要望）

（8）重度障害者医療費助成制度の創設について

地域や自治体の規模・財政状況等による格差をなくし、国策として、重度の身体・知的・精神の三障がいを全国一律で不均衡のない制度とし、医療費負担軽減を図る制度の創設について、国へ働きかけること。

（回答）

重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

（要望）

（9）少子化対策の充実に向けた小児医療費助成制度の創設及び小児医療費助成事業の拡充について

小児医療費助成については、全国的に実施されている事業であることから、子育て支援の

一環として、制度の創設について国へ働きかけること。また、安定的に事業を実施できるよう市町村に対する補助率を拡大すること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

なお、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、また、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、補助率を拡大することは考えておりません。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）

（10）特別支援児への補助について

療育手帳等の交付を受けていない集団生活に課題を抱える、いわゆる「グレーゾーン」の児童に対して支援（補助）するため、県内の市町村の負担をなくし、県が全額負担するよう、既存の県私立幼稚園等特別支援教育費補助金を拡充すること。

（回答）

私立幼稚園等特別支援教育費補助金における補助対象の基準は、国の制度に準じて定めており、また、客観的な基準を設定する必要があることから県独自の拡充は困難であります。

御要望を踏まえ、国の動向を注視するとともに、他県等の状況や県の財政状況を勘案しながら、今後の課題といたします。

（要望）

（11）子ども･子育て支援新制度の充実について

子ども･子育て支援新制度における経過措置を早期に廃止し、制度本来の国２･都道府県１･市町村１の負担割合とするよう制度の見直しについて国へ働きかけること。

（回答）

施設型給付については、本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり給付費の２分の１を負担すべきであると考えます。このため、県としては、１号認定子どものみに経過措置として設定されている地方単独費用部分の速やかな廃止について、国に対し繰返し要望しておりま

す。
　また、経過措置期間中にあっては、地方単独費用部分のうち、県補助分について、予算確保に努めてまいります。

（要望）
（12）幼児教育・保育の無償化に伴う対応について
　幼児教育・保育の無償化に伴い、利用する認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正する制度を検討するよう、国へ働きかけること。
（回答）
　認定こども園における満３歳児について、認定区分により利用者負担が異なることについては、同一の教育・保育サービスの提供を受ける場合は子どもの認定区分に関わらず、利用者負担が同額となる制度とするよう国に要望しております。

（要望）
（13）子ども・子育て支援新制度における公定価格単価の見直しについて
　認定こども園の保育認定（２・３号認定）について、利用定員増加に伴い施設型給付費が大幅に減額となるため、保育認定の公定価格における基本分単価の見直しについて国へ働きかけること。
（回答）
　公定価格については、都市部における施設の経営実態や、施設運営に係る地域の状況を踏まえた適切な単価設定に努めるよう、国に要望しております。

（要望）
（14）子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状発症者への対応について
　子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の充実及び既接種者への全国的な健康調査の実施について国へ働きかけること。
（回答）
　子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状への対応については、平成 27 年９月から国の救済に向けた審査が再開され、順次、審査が行われておりますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じて国へ働きかけてまいります。
　また、健康調査については、現在、国において原因究明に向けた調査研究を進めておりますので、その状況を注視してまいります。

（要望）
（15）分娩取扱機関における新生児聴覚検査の実施と費用負担について
　新生児聴覚検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財政支援を講じる

よう国へ働きかけること。
（回答）
　県では、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるよう、県内で生まれるすべての赤ちゃんが新生児聴覚スクリーニング検査を受けられる体制づくりを目指し、「新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」を作成し、市町村や医療機関等に配布するとともに、リーフレットやホームページによる啓発を行っており、引き続き、これらの取組を継続してまいります。
　当該検査に係る財源については、平成 18 年度をもって国庫補助が廃止され、平成 19 年度から市町村に対して地方交付税措置されているところですが、地方交付税不交付団体の意見も踏まえて、すべての市町村に対する財政支援が行われるよう、機会をとらえて国に伝えてまいります。

（要望）
（16）若年者におけるヘリコバクター･ピロリ菌感染症対策について
　胃がん罹患者数の減少を図るため、胃がんの重要な病原因子とされているヘリコバクター･ピロリ菌の感染検査及び除菌の実施について指針を定めるよう国へ働きかけること。
（回答）
　ヘリコバクター・ピロリの感染については、国の「がん対策推進基本計画」において、「胃がんのリスクであることは、科学的に証明されている」とされています。一方で、同計画内においては「ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかについては、明らかではない」とされており、ヘリコバクター・ピロリ除菌との因果関係を立証するには至っていません。国において、ヘリコバクター・ピロリの除菌の胃がん発症予防における有効性等について、国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づき対策を検討しているところですので、県としては国の動向を引き続き注視してまいります。

（要望）
３.成長政策～夢や希望を持ち、自己実現ができるまち～
（17）市内に生徒が通学できる県立特別支援学校の分教室の設置
（回答）
　現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。
　分教室については、教育環境の整備や適正配置を検討し、それを踏まえて実施していくことを予定しています。

（要望）
（18）医療的ケアが必要な児童･生徒への看護師配置に係る経費について

市立保育所及び小･中学校において医療的ケアが必要な児童･生徒への看護師配置に係る経費を全額国庫負担とし、補助金対象経費の費目に扶助費を追加するよう国へ働きかけること。

（回答）

国は、小・中学校における看護師の配置について、医療的ケアの必要な児童・生徒に対応するための看護師を直接雇用又は委託契約によって、小・中学校に配置した市町村に対して、その経費の３分の１を補助しているところです。しかし、近年、医療的ケアを要する児童・生徒が増加していることから、費用の３分の２を負担している市町村の財政負担が課題となっていると認識しています。県教育委員会としては、令和３年９月に施行された「医療的ケア児支援法」を踏まえ、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるよう学校教育法等に位置付けることや、訪問看護制度の利用に係る経費に対して地方財政措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国への要望を実施してまいります。

次に、保育所等における看護師等の配置に係る経費については、現状、県単独補助事業の「民間保育所健康管理体制強化事業」において、民間保育所が医療的ケア児を受け入れるために雇用した看護師等の雇用経費を一部補助しているところですが、国の動向を注視しつつ、県としてのさらなる対応を検討しているところです。また、国に対しては、公定価格に看護師配置加算を加えるよう要望をしているところです。今後も、公立園、民間園共に、医療的ケア児を受け入れるための人員配置に係る経費を負担・補助するよう、機会をとらえて国に要望してまいります。

また、補助金対象経費の費目に扶助費を追加するという要望については、保護者と訪問看護事業者が個人的に契約し、保育所等でケアをしていただく場合に、その雇用費を一部負担する、という趣旨かと推察しますが、「医療的ケア児保育支援事業」は保育所等が医療的ケア児を受け入れる体制を整備する趣旨の事業であることから、児童ごとの経費の補助を費目に加えることは難しいものと考えます。

（要望）

(19) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業における国・県の財政負担責任について

「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（帰国･外国人児童生徒等教育の推進支援事業)」に基づき、補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は対象経費の３分の２以内（国３分の１、県３分の１）とされるが、実際は市町村が過大な負担を強いられるため、適正な補助金の交付をすること。

（回答）

県内の外国籍児童・生徒、外国につながりのある児童・生徒数は年々増加しており、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費補助金」による市町村への財政的支援はますます重要になっているものと認識しております。県教育委員会としては、県補助総額の維持に

努めるとともに、補助率の拡大について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して引き続き要望を実施してまいります。

（要望）
４.発展政策～人が集い、交流し、新たな価値を生むまち～
（20）相模川以西発展に向けた公共交通機関の早期実現について
小田急多摩線の上溝以西の延伸及び、相鉄線の乗り入れまたは延伸について、「かながわ交通計画」に位置づけること。
（回答）
小田急多摩線の延伸については、広域交通ネットワークが強化され、地域の活性化につながるものと認識していますので、現在改定作業を進めている「かながわ交通計画」に新たに構想路線として位置づける予定です。
相鉄線の乗入れ又は延伸については、まずは、その必要性や事業性など、様々な観点から検証していく必要があることから、地域において議論を深めていただきたいと考えています。

（要望）
（21）バス利用者の利便性向上やバスの走行環境の向上を図るため、県が管理する国道、県道のバス停留所への上屋及びベンチの設置やバスベイの整備
（回答）
バス停留所の上屋の設置などについては、具体的な要望箇所があれば、現地の状況に応じて、どのような対応が可能か市やバス事業者などとともに検討してまいります。

（要望）
（22）国県市等の庁舎機能の複合・集約化に対し、地方債措置に加え、新たな支援制度の創造。
（回答）
県は、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、公共施設の老朽化対策として国・県・市町村で連携した施設の複合化・集約化等に向けた取組を進めており、支援制度の創設について、機会をとらえて国に要望していきます。
なお、県の市町村自治基盤強化総合補助金において、令和３年度から国や県の施設と市町村施設との合築等事業を補助対象としています。

（要望）
（23）県道 43 号（藤沢厚木）の道路拡幅及び歩道設置並びに県道 42 号（藤沢座間厚木）の早期完成に向け、整備推進

（回答）

県道 43 号（藤沢厚木）の御要望の区間（都市計画道路旭町松枝町線）については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。

本路線については、まちづくりと連携した道路整備を検討する勉強会を設置し、県市で調整を進めているところです。

県道 42 号（藤沢座間厚木）の第二期整備区間は、現在、厚木バイパス線から県道 63 号（相模原大磯）までの延長約 1.2km について事業を進めているところであり、用地については、令和２年度末で、取得率が約８割となっています。

このうち、用地取得が完了したところから、埋蔵文化財調査を進めており、工事については、令和２年度までに橋脚７基が完成し、現在は、２基を施工しています。

令和３年度は、橋りょうの上部工工事と、三田小学校付近において、道路改良工事に着手しています。

引き続き、厚木市と連携しながら事業進捗に努めてまいります。

（要望）

(24) 厚木秦野道路（一般国道 246 号バイパス）の事業化区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化について国へ働きかけること。

（回答）

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、最近では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してまいりました。

引き続き、沿線市町とともに、整備手法や要望手法の検討を深度化し、様々な機会をとらえて、国に全線整備を強く働きかけるなど、積極的に取り組んでまいります。

（要望）

(25) 中津川左岸堤防道路の整備推進に向け、県で計画している一級河川中津川築堤整備計画に基づき早期に事業着手すること。

（回答）

一級河川の相模川・中津川については、平成 30 年７月に策定された「相模川・中津川河川整備計画」に基づき整備を進めています。

御要望の箇所の築堤整備は、この計画に位置付けられていますが、中津川は宮ケ瀬ダムもあり、比較的安全性が高いことから、現在は、厚木市内で弱点箇所である相模川、中津川、小鮎川の三川合流点付近（海老名市河原口他）や厚木市上依知地区などにおいて、築堤整備や河道掘削等を重点的に進めています。

御要望の箇所を含め、その他の箇所についても、優先度を勘案しながら、着実に整備を進めてまいります。

（要望）
（26）労働者の労働環境整備や適正な入札事務の執行及び事業の質の向上を図るため、公共工事等の公契約に関する法律の整備を速やかに講じるよう、国へ働きかけること。
（回答）
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等については、全国的な課題であるため、国に対して、研究を進め、その経過や結果を広く自治体に公表するよう働きかけを行っております。

（要望）
５.潤い政策～環境に優しく、自然と共生するまち～
（27）2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について
国で、2030 年の温室効果ガス排出量削減目標を 46%とすると表明したことを受け、地方公共団体においても目標値の上方修正や取組の充実を検討する必要がある。ついては、国の目標を上回る目標値を掲げ、県内市町村との連携を密にして取り組むこと。
（回答）
国が表明した「2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減」という目標は、極めて高く、野心的なものと認識していますが、県としても、国と軌を一にして、施策を更に強化していく必要があると考えております。
そこで、県では、令和３年度、「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、暫定的な中期目標として「2030 年度の温室効果ガスを 46%削減」を設定することとしました。
今後、令和５年度以降を目途に行う計画の全面改定では、各種統計やデータ等を踏まえ、改めて中期目標を精査するとともに、施策の検討を行ってまいります。
また、計画の全面改定を待つことなく、実施可能な取組については、市町村、企業等との連携を深めながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

（要望）
（28）営農型太陽光発電の普及について
固定価格買取制度の価格が低減し、一般的な太陽光発電設備よりもコストの掛かる営農型太陽光発電の設置が困難なため、財政的支援をすること。
（回答）
固定価格買取制度（ＦＩＴ）の買取価格の低下は、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）等の太陽光発電の導入マインドの低下を招き、新規導入量減少の一因となっていますが、再生可能エネルギーによる電力の買取に係る費用として、再生可能エネルギー発電促進

賦課金（再エネ賦課金）が国民の電気代に上乗せされていることから、買取量が増えることによって、国民負担も増大してきています。

県では、再生可能エネルギーの導入拡大、荒廃農地の再生利用や農業経営の更なる改善が期待できることから、営農型太陽光発電の普及を図っていますが、国民負担の増大や、エネルギーの地産地消促進の観点からも、太陽光発電を設置した場所で発電した電気を消費する「自家消費型」の普及が望ましいと考えております。

このため、自家消費型の営農型太陽光発電について、自家消費型の太陽光発電等の導入に対する補助の対象とすることで、財政的支援を行い、普及を図っております。

なお、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについては、農林水産省農村振興局長通知（２農振第 3854 号）が令和３年３月に改正され、

①一定の要件を満たす場合には、支柱の高さを問わない、

②荒廃農地を再生利用する場合の単収は、同じ年の地域の平均的な単収と比較する必要はない

といった緩和が図られるなどソーラーシェアリングの設置が進むよう措置されております。

（要望）

（29）県立相模三川公園の早期実現

（回答）

県立相模三川公園は、相模川をはさんだ厚木市側と海老名市側の堤内地と堤外地を合わせた広域公園として検討され、厚木市側は堤内地に、広域避難や防災機能を確保し、堤外地に自然環境保全・育成機能を確保する検討をしてきました。

しかしながら、厚木市側の堤内地においては、一部区域に流通業務施設が整備され、また、残る区域には、ごみ中間処理施設が計画され、現在、都市計画決定がされ、事業の進捗が図られているところであり、堤外地を含め、都市公園としての整備は困難となっています。

なお、堤外地については、河川の樹林化対策等により、河川環境に触れ合うことが可能なスペースの整備を考えており、具体の計画について、厚木市と協力し、検討してまいります。

（要望）

（30）河川への雨水放流について

浸水被害対策として、雨水の放流先である一級河川玉川、小鮎川及び荻野川において厚木公共下水道計画に基づく計画放流量が河川へ抑制されずに放流できるよう取り組むこと。

（回答）

玉川、小鮎川及び荻野川では、一部の区間を除き、時間雨量概ね 40㎜ の降雨に対応できる整備状況となっており、現在は、上下流と比較して流下能力の低い箇所の整備に取り組ん

でいるところです。
浸水被害を軽減する対策としては、河川整備の進捗状況に応じて、下水から河川への放流量を見直すことなどについて、市と調整してまいります。

（要望）
（31）一級河川相模川三川合流点地区等における河川空間の有効利用及び治水対策について
ア　相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設として、相模川･中津川河川整備計画に基づき、低水護岸の整備を早期着手すること。
イ　河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。
ウ　相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生すること。
（回答）
相模川・中津川河川整備計画については、平成 30 年７月に、国と共同で策定したところです。
当計画では、洪水等による侵食から堤防を防護する必要がある箇所については、低水護岸等、侵食対策を実施していくこととして、計画に位置付けています。
御要望の箇所については、治水上、侵食対策が必要な箇所となっていませんが、引き続き、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸等の整備について、調整してまいります。
樹林化対策は、平成 17 年度から樹木の伐採を行っており、令和３年度は約６万㎡の伐採を予定しております。今後も引き続き対策を進めてまいります。
三川合流点付近における泥炭層の露出については、川の流れが厚木市側に寄っているため、河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられます。
そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、海老名市側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木市側の泥炭層露出箇所へ覆土する等の対策を平成 26 年度までに実施しました。
また、平成 28 年度からは、覆土に加え、水制工を新たに実施しており、土砂が留まる等、一定の効果が得られています。
令和３年度は、厚木市側に水制工を実施することとしており、今後も、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めてまいります。

（要望）
６.共創政策～市民とともに確かな成長を創り出すまち～
（32）公共施設の再配置や長寿命化に係る支援制度の創設について
地方自治体が策定した公共施設等総合管理計画に基づき実施される公共施設の総合管理（改築費、除却費、修繕費など）に対する支援制度の創設すること。

（回答）

「公共施設等総合管理計画」に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設の総合管理に対する新たな支援制度の創設について、県としても国に働きかけております。

また、県では、市町村自治基盤強化総合補助金において、施設統廃合事業などに対する補助制度を設けており、引き続き、市町村の「公共施設等総合管理計画」の推進を支援してまいります。

（要望）

（33）財政融資資金の償還年限の延長について

地方債の償還年限については、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限となるよう、総合的な見直しについて国へ働きかけること。

（回答）

公共施設等の再配置・長寿命化対策は、大きな財政負担を伴うことからも、施設建設等に係る地方債の償還年限と耐用年数のアンマッチを解消していくことは、大変重要な課題です。

県としても、市町村の安定的な財政運営に資するよう、国に働きかけております。

（要望）

（34）法人住民税の一部国税化の見直しについて

地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化について見直すよう国へ働きかけること。

（回答）

法人住民税は、法人が所在市町村の行政サービスの提供を受けていることに対して課される税であり、また、企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面も持つ、地方団体の重要な自主財源です。地方の税源の偏在是正に当たって、地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては不適切です。

地方の税源の偏在是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で国の責任で行うよう、あらゆる機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望）

（35）国庫補助金における交付決定の迅速化について

国庫補助金の内定通知については、予算成立後速やかに市町村に通知がなされるよう国に働きかけること。

（回答）

市町村が、早期に事業着手等できるよう国に対して、機会をとらえて、要望してまいりま

す。

大和市

（要望）

１.基地問題に対する取組の強化について

厚木基地の所在により、本市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられることから、国に対し、こうした負担の解消を図るとともに、周辺対策等については、多大な負担に見合ったものとなるよう一層の強化を働きかけるなど、本市と十分連携のうえ、取り組むこと。

（回答）

空母艦載機移駐後の厚木基地周辺住民の負担軽減を確実なものとするよう、空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施等について関係市と連携し、国に働きかけてまいります。また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等について、今後とも関係市と連携して、国に働きかけてまいります。

（要望）

２.地域経済支援策の拡充について

現在国が実施している資金繰り支援制度を継続するとともに内容の充実を図ることや消費喚起につながる需要刺激策等、中小企業・小規模事業者に対する継続的な経済支援について、国に働きかけるとともに、県においても、この間、資金繰り支援制度の継続や更なる充実のほか、多くの事業者が効果を実感できるような新たな消費喚起策等を講じていくこと。

（回答）

県では、「新型コロナウイルス対策特別融資」の実施や、事業改善、新たな事業展開を対象とした「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」を令和３年４月に新設するとともに、７月には保証料負担を最大ゼロに拡充するなど、様々な形で、コロナ禍の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援に取り組んでおり、引き続き、効果的な金融支援を実施してまいります。

また、令和３年度、商店街が発行するプレミアム商品券のプレミアム分等を支援する事業を実施しているほか、「かながわＰａｙ」アプリを通じたキャッシュレス決済により買い物をした際に、決済額の 20%（１人当たり上限 30,000 円相当分）のポイントを還元する「県内消費喚起対策事業」も実施しております。

県内経済の回復を図るためには、引き続き、県内の消費喚起に取り組む必要があることから、これら２つの事業については、令和４年度も実施してまいります。

今後も、県内企業の支援のために、国が実施している資金繰り支援制度の実質無利子融資の継続及び内容の充実などを国に要望してまいります。

（要望）

３.保育士の確保及び処遇改善について

今後も見込まれる保育士不足の抜本的な解決に向け、保育士の人数を総体的に増やす策を早急に講じるよう国に働きかけを行うとともに、県においては、処遇の改善や、子ども・子育て支援法に基づく保育対策協議会による保育士需給の調整など、県域内の人材の確保などに向けた積極的な取組を進めること。

（回答）

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。

県では、これまで、地域限定保育士試験などの保育士確保の取組を実施するとともに、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和３年度までの９年間で約 14%の賃金引上げが実現しました。

また、「保育対策協議会」において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、令和元年度から、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための「養成施設就職促進事業」などの事業を実施しており、令和２年度からは、保育所等の働きやすい職場環境づくりの支援を行う「保育所等就業継続支援事業」を実施しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

（要望）

４.小児医療費助成制度の創設について

小児医療費助成制度は、各自治体の財政状況等により、地域間で助成の内容に差が生じている。少子化対策の一環として、早期に全国一律の支援策として制度を実施するよう、国に働きかけること。

また、未就学児のみならず、就学児を対象とする医療費助成等を行っている場合においても、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きか

けてまいります。

また、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置については、平成30年度から未就学児を対象とする医療費助成に対しては、行われないことになりましたが、就学児以降の助成に対しては、引き続き減額措置が行われております。

市町村においては、福祉医療事業として小児医療費助成制度が就学児まで対象としていることや、ひとり親や重度障がい者に対する医療費助成制度が実施されており、事業実施にあたり、国民健康保険財政への影響が課題となっております。県として、こうした市町村における現状を踏まえ、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の減額措置の全面廃止について国へ働きかけを行っております。

（要望）

５.河川の整備について

平成26年６月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出対策などの負担が求められている。治水対策の根幹をなす河川改修について、両河川の未整備区間において、着実に進めるよう要望するとともに、整備が完了するまでの間、安全対策に万全を期すこと。

（回答）

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置づけ、時間雨量概ね60㎜の降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

引地川については、これまで藤沢市境における、大山橋の架け替えを進め、埋設物の移設に係る調整に日時を要していましたが、平成30年度に完成しました。

また、その上流の千本桜区間については、平成28年度から工事に着手し、順次、区間を区切って、護岸や他の橋梁架替などの整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋りょう付近の約1.1㎞区間において、護岸の整備に取り組んでおり、平成30年度に境橋下流左岸の護岸整備に着手し、現在施工中です。

また、相鉄線の橋りょうの架け替えに向けては、これまでに橋りょうの設計が完了しており、引き続き土地所有者のご理解を得ながら用地取得に取り組み、早期の工事着手を目指します。

今後も、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に基づき、境川、引地の河川整備を推進してまいります。

また、整備完了までの間については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために、堆積土砂の除去について、引き続き、実施してまいります。

（要望）

６.生活保護負担金の全額国庫負担化等について

本来、生活保護制度は国が担うべきものであることから、生活保護に関する経費は全額国

庫負担とし、また、生活保護法の適用対象とならない外国人についても、早急に費用の全額を国庫負担とするよう、国に働きかけを行うこと。

（回答）

国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。

生活に困窮する外国人に対する保護にかかる地方の負担については、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところであるため、交付金の充実について国に要望しております。

（要望）

７.特別支援教育の教職員配置等の充実強化について

特別支援学級における障がいのある児童生徒一人ひとりに対応する教育を更に推進するため、県として、本市が実施する巡回相談チームへの専門職員の派遣を確実に行うとともに、通級指導教室の県費指導教員の更なる充実、県立特別支援学校を本市内に設置することを含めた特別支援教育の充実を図ること。

（回答）

通級指導教育に対応する教員の配置については義務標準法に規定があり、法改正により基礎定数化が進んでいるところですが、対象児童生徒が少数在籍する学校においても、状況に応じて加配定数を確保することができるよう、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて要望しております。また、県教育委員会自らも、基礎定数による配置定数を拡充するよう国に要望しております。

県立特別支援学校では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭（専門職）を、県内５つのブロックに分け、すべての職種が各ブロックで複数名になるように配置しています。

これらの自立活動教諭（専門職）や、各校の教育相談コーディネーターを中心とした、特別支援学校のセンター的機能を活用した特別支援教育に関する相談・支援や、障害のある幼児・児童・生徒への指導・支援等の取組により、今後も地域の小・中学校等の支援体制づくりを支援してまいります。

また、特別支援学校の設置については、現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

（要望）

８.国道、県道等の早期事業化、整備について・自転車通行帯の整備について

県道及び県管理の国道の拡幅整備について、施工区間の早期完成と未着手区間の早期事業化及び早期事業着手について要望する。また、自転車通行帯の設置についても併せて要望

する。

（回答）

県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央７丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

小田急江ノ島線大和１号踏切については、令和元年度に小田急電鉄㈱と協定を締結し、小田急への委託で構造改良（拡幅）工事に着手し、令和２年度に完了しました。

県道 45 号（丸子中山茅ケ崎）の横浜市境から約 1.0km 区間については、平成 14 年度から４車線化事業に着手し、まとまった用地が確保できた区間では歩道部分の整備を行っています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘１号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね９割の歩道設置工事が完了しています。

今後も、地元住民の御理解を頂きながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めてまいります。

事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

国道 467 号の南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、一連の用地が確保できた箇所から、順次整備を進めており、令和３年度は、下和田交差点部の改良工事を行っています。今後も市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

その他の地域の道路整備については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道 50 号（座間大和）以南については、今後の検討課題として考えています。

自転車通行帯の設置について、大和市が、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」策定前に、独自に基本計画を定め、整備をしてきていることは承知しています。

県が整備または管理している路線については、国のガイドラインに即した整備を行うこととしており、今後どのような対応が出来るか市や交通管理者と調整してまいります。

（要望）

９.交差点における安全対策について

交差点で信号を待つ歩行者等が犠牲となる事故が相次ぐ昨今の交通事故の情勢等を踏まえ、歩道を有する国道、県道の交差点における横断歩道と歩道の接続部付近やその近傍で、歩行者の保護の必要性及び緊急性が特に高いと判断される箇所を対象に耐衝突型の車止め

を設置すること。
（回答）
県管理道路の安全対策については、令和元年度に比較的交通量が多い主要な交差点における県独自の緊急点検や、園児などが日常的に利用する交差点における保育所、市町、警察等の関係機関との合同点検を実施しました。
大和市内については、点検で選定した４箇所の交差点において、車止めやガードパイプなどを設置しました。
耐衝撃性を有する車止めについては、現在、国から示されている基準は暫定的なものであり、今後正式な見解が示されると聞いております。県としましては、こうした国の動向を注視してまいります。

（要望）
10. 横断歩道等の路面標示の補修について
不鮮明になった横断歩道等の路面標示の補修について安全確保の観点から適切かつ迅速に対応するとともに、対策実施状況の十分な情報提供を行うこと。
（回答）
県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、速やかな補修に努めています。また、情報提供についても引き続き適切に行ってまいります。

（要望）
11. 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直しについて
地域手当の級地区分は、地域に在勤する公務員の職員給与のみならず、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっている。このため、近隣市の状況も踏まえた区分の設定が望ましいが、本市の級地区分は５級地、10％と、近隣市と比較し低い水準となる方で、厚生労働省が定める本市の生活保護基準は「１級地の１」と、最も高い級地区分であり、地域手当の級地区分が地域の実態と大きくかい離している。市民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、地域の実状に合わせた地域手当の支給率に見直しについて、国に働きかけを行うこと。
（回答）
介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算 16％の２級地から加算０％のその他区分まであります。また、２級地に５級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しております。

子ども・子育て支援新制度における公定価格については、都市部における施設の経営実態や、施設運営に係る地域の状況を踏まえた適切な単価設定に努めるよう、国に要望しております。

（要望）
12. 資源化対策の推進について
本市では、循環型社会の形成と環境負荷低減等のため、焼却灰の全量資源化を目指している。焼却灰の資源化については、現在、県外の資源化処理施設に頼っていますが、他県の焼却灰を受け入れない施設が見受けられ、安定した資源化のルートの確保が課題となっているほか、遠方の施設への運搬費用もかさんでいます。
県内の多くの自治体でも県外施設へ焼却灰を搬出しており、同様の課題を抱えていることから、一自治体で対応を進めるのではなく、県が中心となって、資源化処理施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。
（回答）
焼却灰の安定的、効率的な資源化方策について、他の市町村も同様の意向であれば、「神奈川県市町村等一般廃棄物主管課長会議」の議題とし、必要に応じ市町村と共同して検討してまいります。

（要望）
13. 有価物等の取扱者への規制・指導について
有価物の一つである金属スクラップについては、保管中のスクラップヤードにおいて、火災や倒壊事故が発生するなど、周辺の生活環境に影響を及ぼす事例が全国的に発生しており、地域住民等に不安を与えている。平成 29 年 6 月に改正された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、金属スクラップのうち、有害使用済機器の保管等に関する取扱いが定められることとなったが、有害使用済機器を含まない物品等は対象外となっており、市として対応に苦慮している。こうした課題に対処していく上では、広域的な定めを設けることが効果的であるため、県が主体となり、有害使用機器を含まない金属スクラップの保管等に係る条例を整備すること。
（回答）
県としては、金属スクラップヤードにおける崩落事故の発生等が懸念される事業場に対して、市町村と協力して個別の状況に応じた自主的な取組を求めていくとともに、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望）
14. 学習環境の充実について

小中学校における学習指導の充実に向け、ＩＣＴを活用した教育を円滑に推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備後の必要経費について、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、整備した機器を効果的に活用するため、学校に派遣するＩＣＴ支援員の人材確保と派遣に必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

（回答）

県教育委員会としては、ＧＩＧＡスクール構想の実現に係る一人一台端末等整備の継続的実施に向け、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望してまいります。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

さらに、希望する学校すべてにＩＣＴ支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望してまいります。

加えて、令和３年度２月補正予算を計上し、ＩＣＴを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

（要望）

15. コミュニティバスの運行支援について

現在、過疎地等に向けて実施されているコミュニティバス運行助成の対象を拡大するなど、都市部における運行に対しても支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても助成制度を設けるなど市町村の取組を支援すること。

（回答）

国の地域公共交通維持改善事業費補助金について、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、高齢者や障がい者などを含む、あらゆる人の移動手段の確保・充実のため、補助要件緩和も含め、地方が行う地域公共交通の活性化や再生に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、令和２年改正された地域公共交通活性化再生法では、地域実情に合った交通手段を確保するため、具体の取組を「地域公共交通計画」に盛り込むことで、コミュニティバスなどの従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な民間輸送サービス（自家用有償旅客輸送、スクールバス等）も活用できるよう制度改正が行われたところです。

県は、国や市町村、交通事業者などで構成する「神奈川県地域交通研究会」の場を活用して、市町村がこれら計画策定にあたり、より幅広い検討ができるよう技術的な支援を行ってまいります。

伊勢原市

（要望）

１.新東名高速道路、国道 246 号バイパスの整備促進及び関連道路整備事業の推進について

（1）新東名高速道路の整備を促進するとともに、国道 246 号バイパスの未事業化区間については令和４年度の新規事業化、事業化区間については早期供用開始に向けた整備が促進されるよう、引き続き国及び関係機関への働きかけること。

（回答）

新東名高速道路の整備促進と、厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

（要望）

（2）都市計画道路西富岡石倉線については、日向薬師入口交差点から分れ道交差点までの約 700m区間において、引き続き早期供用に向けた整備推進。

（回答）

（都）西富岡石倉線（県道 603 号（上粕屋厚木））については、新東名高速道路及び国道 246 号バイパスへのアクセス道路であり、県としても重点的に取り組んでおり、令和元年度は、石倉橋交差点から日向薬師入口交差点までの約 1,200m区間、及び新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジに接続する約 350m区間を順次供用しました。

日向薬師入口交差点から分れ道交差点までの約 700m区間については、用地取得が完了し、埋蔵文化財調査も現地調査を概ね完了したため、令和２年度は、渋田川渡河部の橋梁の下部工などを行い、令和３年度は、橋梁上部工を実施するなど、工事を精力的に進め、令和５年度の完成を目指してまいります。

（要望）

（3）県道 611 号（大山板戸）の石倉橋交差点から市道 2611 号線の交差点までの約 680m区間について、引き続き早期整備の推進。

（回答）

県道 611 号（大山板戸）の約 680m区間については、現道幅員が狭いことから、交通安全確保のため、拡幅整備を進めており、このうち、石倉橋交差点付近の約 200m区間は、都市計画道路西富岡石倉線（県道 603 号（上粕屋厚木））に併せて、整備が完了しています。

未整備となっている約 480m区間は、２工区に分けて整備することとしており、山王中前交差点前後の約 260mの工区では、用地の取得と工事を進めており、現在実施している工事が完成すれば、約 180mの歩道整備が完了するとともに、令和３年度は、さらに続く山王中学校側の歩道整備工事を発注してまいります。

また、残る約 220mの工区についても、令和３年度から、用地取得のための建物調査などを進めてまいりますので、引き続き、地元調整などに係る御協力をよろしくお願いします。

（要望）

２. 県道２路線の整備について

（1）県道 64 号（伊勢原津久井）の整備

県道 64 号（伊勢原津久井）について、県道 63 号（相模原大磯）から厚木市境までのうち、第２期区間約 700mの整備推進。

（回答）

県道 64 号（伊勢原津久井）については、県道 63 号（相模原大磯）との「分れ道交差点」から厚木市境までの約 1,500mで、車道の拡幅や両側に歩道を設置する整備に取り組んでおり、南側約 800mの１期区間では、既に工事が完了しています。

北側約 700mの２期区間では、用地取得率が９割を超え、一連の区間として工事が実施できるようになったことから、令和３年度は、１期区間に続く約 230mの工事に着手しております。

引き続き、地元調整など、市の御協力をいただきながら、残る用地の取得や工事を進め、令和７年度の完成を目指してまいります。

（要望）

（2）県道 61 号（平塚伊勢原）の整備

県道 61 号（平塚伊勢原）小田急線以北の区間について、無電柱化推進計画に位置づけ、電線地中化促進事業に着手しているが、地元商店や住民の意向等を十分に御配慮の上、早期完了に向けて引き続き整備推進すること。

（回答）

県道 61 号（平塚伊勢原）の電線地中化事業については、国道 246 号から伊勢原駅に向け約 500mの区間を、第１期工区として平成 21 年度から事業に着手しており、令和２年度までに電線共同溝の本体工事が完了しました。

令和３年度からは、沿線の店舗や家屋にケーブルを引込むための管路工事に着手し、ケーブルの引き込みが終われば、不要となった電柱を撤去のうえ舗装工事を行い、令和６年度の第１期工区の完成を目指していきます。

また、第２期工区は、切れ目なく工事に着手できるよう測量・設計等の準備を進めてまいります。

長い時間がかかっておりますが、引き続き、地元の意向などを十分配慮し、市の御協力をいただきながら、できる限り早期の完成を目指してまいります。

（要望）

３.ツインシティ整備計画に定める道路２軸（平塚愛甲石田軸及び伊勢原大神軸）の整備促進について

(1) 平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間（以下、「先行区間」という。）について、引き続き、早期整備実現に向けた取組をすること。

(2) 先行区間以外の区間について、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組に係る支援。

（回答）

(1) 平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、県道としての整備の検討に着手したところで、令和３年度は、測量や道路予備設計を実施しています。

検討の熟度を高めて行く中で、都市計画変更手続きや農用地解除などを進めて行く必要がありますが、県と市で構成する「道路２軸（先行区間）調整会議」などの場で、情報を共有しながら、早期整備の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) それ以外の区間については、地元市が主体となって課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいており、県としても必要な支援を行っていきます。

（要望）

４.二級河川の治水対策の推進について

(1) 二級河川歌川の治水対策

大堰橋から県道 44 号（伊勢原藤沢）の土安橋付近までの区間 2,500ｍについて、堤防の嵩上げや堆積土砂の撤去等を要望する。また、二級河川歌川及び渋田川等を含む金目川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画を早急に策定するとともに、計画策定後は早期完成に向けた整備推進をすること。

（回答）

歌川については、大堰橋から県道 44 号（伊勢原藤沢）の土安橋付近までの区間は改修済ですが、周辺地域が軟弱地盤であり、堤体が沈下している箇所もあったことから、堤防の嵩上げ工事を行い、対策が必要な区間の工事が完了しました。

堆積土砂の撤去等については、「水防災戦略」にも位置付け、重点的に取り組んでいます。

歌川の大堰橋から土安橋までの区間については、平成 29 年度から、河床掘削工に取り組んできており、令和３年度は小稲葉地区などで実施しています。

今後も、堆積土砂の撤去等を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

金目川水系においては、将来的な河川整備の方向性を示した「河川整備基本方針」を、令和３年７月８日付けで策定しました。

現在、この基本方針に基づいて、当面の整備内容を示した河川整備計画の検討を進めており、今後、伊勢原市をはじめ、流域の平塚市、秦野市などのご意見を伺い、令和４年度中の策定を目指してまいります。

また、河川整備計画策定後に、速やかに事業化できるよう、関係機関と調整を行うなど、早期完成に向けた整備推進に努めています。

（要望）

(2) 二級河川渋田川の治水対策

①小田急線鉄道橋下流部から道灌橋までの区間（Ｌ＝600m）について、小田急線鉄道橋及び共有地の問題を解決し、当該区間の早期完成に向けた整備推進をお願いするとともに、道灌橋から国道 246 号までの区間（Ｌ＝400m）についても、適切な維持管理をすること。

②平成８年度から実施している筒川流域の湛水防除事業の事業効果を十分に発揮させるため、筒川との合流部から十二貫橋までの区間（Ｌ＝930m）の河床掘削の早期実現させること。

（回答）

渋田川の小田急線鉄道橋下流部から道灌橋までの区間については、川幅を拡幅するために右岸側の護岸工事に着手し大慈寺（たいじじ）というお寺の直下流まで完了しています。

大慈寺の用地については、複数名の共有名義となっており、所在が不明な所有者もいることから、用地取得が難航しておりますが、令和２年度から法務局による「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づく調査が進められているところです。

小田急線鉄道橋の架け替えについては、河川改修手法を絞り込むため、小田急との協議を進めており、令和３年度から小田急との協定を締結し、工法検討に必要な測量や地質調査に着手し、他の大規模事業に続いて着手できるよう準備してまいります。

道灌橋から上流の国道 246 号までの区間については、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、パトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

筒川との合流点から十二貫橋までについては、現在、農政部局による堰の統廃合を進めているところであり、河床掘削については、その進捗状況をみながら対応してまいります。

渋田川と筒川との合流点から十二貫橋までの区間については、現在、渋田川にある４つの取水堰の統廃合を進めています。

この区間の最上流にある４号堰の改修及び最下流の十二貫橋堰の撤去は実施済みであり、現在、谷渡堰、５号堰の２つの取水堰の撤去が残っていますが、これについては、地元農家から撤去後の用水量の確保を心配する声があることから、令和２年度に用水量確保のため

の調査を行い、撤去に向けた地元調整を行っているところです。

（要望）
（3）二級河川板戸川の治水対策
二級河川板戸川の適切な維持管理。
（回答）
板戸川については、令和２年度に引き続き河床整理を行うこととしており、令和３年度はやきわ橋付近において実施しています。
今後もパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、河床整理を行うなど河川の適切な維持管理に努めてまいります。

（要望）
（4）二級河川鈴川の治水対策
二級河川鈴川の危険箇所に対する局部的な改修を行うとともに、国道 246 号から竹ノ内橋までの全体区間約 2,100ｍの整備推進。また、堆積土砂の撤去等、引き続き河川の適切な維持管理。
（回答）
鈴川の国道 246 号から竹ノ内橋付近までの区間については、下流に未整備区間があることから現時点で河川の拡幅などを伴う整備は困難ですが、特に狭窄部である東名高速道路直上流の下谷戸橋から中谷戸橋の区間については、局部的な改修が完了しています。
また、堆積土砂の撤去等については、令和２年度に引き続き実施することとしており、令和３年度は崖下橋上流や三ノ宮橋上流で河床整理を実施しました。
今後も、堆積土砂の撤去等を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

（要望）
５.砂防指定地の整備について
（1）高橋沢の護岸工事
高橋沢砂防指定地（Ｌ＝220ｍ）について、早期完成に向け、引き続きの護岸工事の推進。
（回答）
高橋沢は、渓流保全工約８ｍ、ブロック積擁壁工約 170 ㎡が令和３年２月に完成いたしました。
令和３年度は、渓流保全工約 52ｍ、橋梁工１橋等が既に工事着手しており、これをもって、事業区間 220ｍの整備が全て完了する予定であるため、引き続き、伊勢原市の関係部局の協力を頂きながら、早期完了を目指してまいります。

（要望）

（2）渋田川砂防指定地の整備

渋田川砂防指定地（Ｌ＝1,650ｍ）について、引き続きの整備推進。

（回答）

渋田川は、令和元年度に詳細設計が完了した、九沢（くざわ）橋下流部の用地取得に向け、令和２年度は、関係地権者との調整を進めました。

令和３年度は、その調整が整ったため、残る渓流保全工約 37ｍの整備に必要な用地測量を予定しており、引き続き、伊勢原市の関係部局の協力を頂きながら、事業の進捗に努めてまいります。

（要望）

（3）谷戸岡沢の整備

谷戸岡沢（Ｌ＝520ｍ）について、引き続きの整備推進。

（回答）

谷戸岡沢は、渓流保全工約 17ｍ、床固工１基が令和３年３月に完成いたしました。

令和３年度は、市道 82 号線下流右岸側の管理用通路工約 39ｍの着手に向けて地権者と調整を進めており、今後とも、伊勢原市の関係部局の協力を頂きながら、事業の着実な進捗に努めてまいります。

（要望）

６.県立いせはら塔の山緑地公園の整備推進について

県立いせはら塔の山緑地公園については、第１期地区が整備され、開放をしている。第２期・第３期地区の整備計画を策定し、早期整備の着手を要望する。

また、当該公園は県が初めて借地方式により進めた県立公園ですので、整備手法の課題等の検証作業を進めるとともに、計画全体の早期具体化を要望する。

（回答）

いせはら塔の山緑地公園については、財政状況が厳しい中、早期に樹林地の保全を図るため、土地を無償で借地する「市民緑地制度」を活用し、「市民緑地」の部分、約 12ha を平成 19 年に供用開始し、パークセンター等の「都市公園」の部分、約１ha を平成 26 年に供用開始しました。

県では、これまで、リーフレットの配布やイベントの実施、ＳＮＳを活用した情報発信など、利用促進に努めているものの、公園の利用者については、公園の年間利用者数は、約１万人台と少ない状況が続いており、伊勢原市のアイデアも聞きながら、さらなる利用促進を図っていく必要があります。

また、「市民緑地」の部分については、20 年間の借地期間のうち 14 年が経過し、地権者の契約に対する意向が変化した可能性があるため、今後は、改めて地権者の意向を確認する必要があります。

このため、いせはら塔の山緑地公園については、まずは、１期のこうした課題に対して検証を進め、２期、３期の計画づくりについては、１期の検討が進んだ段階で、どのように取り組んでいくか、改めて、整理していきたいと考えています。

（要望）

７.ニホンザルやツキノワグマ等による被害防止対策について

農業被害及び人的被害を防止するため、次のとおり被害防止対策を要望する。

(1) ニホンザルについては、各地域へ担当者を派遣して引き続き地域の実情に即した対策を指導し、第４次神奈川県ニホンザル管理計画に沿った被害防除対策の着実な実施。また、市町村からの緊急対応の要請（サル以外の鳥獣を含む）に即時対応ができるよう、かながわ鳥獣被害対策支援センターに知識や経験がある正規職員を配置し、組織の充実を要望する。

さらに、群れの考え方については、農業被害や生活被害の発生状況、追い上げの困難度及び被害防除対策の効果等を総合的に勘案し、第５次管理計画に向け、必要な見直しを要望する。

（回答）

ニホンザルの対策については、「第４次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき策定した実施計画の目標達成に向け、着実に取り組んでまいります。

また、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」には、サル対策に精通した常勤の専門職員を配置しており、サルのモニタリング等による行動域や頭数等の把握や群れ管理、防護対策等についての具体的なアドバイスなど、地域の実情に応じた技術的支援を行ってまいります。

当センターの組織の充実については、業務の内容や活動の効果を検証した上で検討してまいります。

群れの管理については、県民説明会でいただいた意見や農業被害、生活被害の状況等を総合的に勘案し、年度ごとの実施計画においても、柔軟に対応していくとともに、第５次管理計画に向け、群れ管理の見直しについて検討を進めてまいります。

（要望）

(2) ツキノワグマについては、令和元年度の同時多発的な人里への出没等を踏まえ、県が主体となって早急に最新の生息数を把握し、実態に即した管理を行うとともに、県政総合センターの所管エリアを跨ぐ出没情報についても迅速な情報共有を要望する。

また、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」については、被害の未然防止の観点から、出没や被害の実態等に則して随時見直すとともに、柔軟な運用を要望する。

さらに、複数箇所での捕獲に速やかに対応できるよう、捕獲用機材及び捕獲体制を整えるとともに、放獣の際には電波発信機の装着等により放獣後の行動の適切な管理と、市町村へ

の情報提供を要望する。
（回答）
ツキノワグマの生息数の把握については、個体数の推計手法について、引き続き検討してまいります。
県政総合センターの所管エリアを跨ぐ出没情報については、速やかな情報共有を図っています。
「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」の見直しについては、今後も個々の状況に応じて市町村と連携を密にしながら、必要な対応をとってまいります。
捕獲用機材及び捕獲体制の整備については、放獣時に必要な箱わなを３つに増やすとともに、捕獲体制についても検討してまいります。
放獣後の行動管理については、令和２年度には、試験的にＶＨＦ電波発信機を使用した行動追跡を行いました。引き続き、必要に応じて同様の手法による監視を行い、放獣後の情報については、市町村に情報提供をしてまいります。
また、里地におけるクマ出没に迅速に対応するため、令和３年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所については、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供をすることとしました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、フンなどを用いたＤＮＡ分析による個体の情報の収集や、対策への活用のノウハウを市町村に技術移転していくことなど、地域で有効なクマ対策がなされるように支援してまいります。

（要望）
(3) イノシシやニホンジカ等による農業被害の軽減と、イノシシによる人身被害の未然防止を図るため、広域的かつ専門的な視点から、最新の被害防除対策に関する情報提供や地域の実情に応じた対策の提案、対策に係る技術的・財政的支援の継続的な取組。
（回答）
市町村が実施する鳥獣被害対策への支援については、市町村が計画的な取組を行えるよう予算の確保に努めてまいります。
イノシシやニホンジカ等の農業被害の軽減については、「神奈川県イノシシ管理計画」及び「神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、農作物被害の軽減、生活被害の減少、人身被害の防止、生息分布拡大の防止を目的として、集落環境整備、防護対策、捕獲といった、県、市町村、地域が連携した地域ぐるみの取組を続けていくとともに、生息状況や被害状況のモニタリングを行っています。こうした取組やモニタリング結果などについて市町村や「地域鳥獣対策協議会」に情報提供することで、効果的な対策を推進してまいります。
また、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が、これまでに県内各地域で実施してきた技術支援の実績を踏まえ、ＩＣＴを活用した捕獲手法の効果検証やドローンを活用した集

落環境調査、イノシシ等のひそみ場となっている藪の刈り払い、農地等への侵入を防ぐ柵の設置など、効果的な対策につながる技術的な支援や効果検証を行っています。

さらに、令和３年度からは、地域の実情に応じた対策を進めていくために県と市町村が一体となって課題解決を行う、新たな取組をスタートさせるとともに、喫緊の課題に対応するため捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修費補助金を、時限を定めて実施していくこととといたしました。

（要望）

８. 事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導強化について

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、市町村で把握している産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、県と市町村との連携によって、展開検査や立ち入り調査に基づく指導の強化。

（回答）

事業系一般廃棄物へのプラごみなどの産業廃棄物の混入は、市町村共通の課題であります。

県は産業廃棄物全般の指導権限を有しており、「かながわプラごみゼロ宣言」を推進する立場からも、市の事業系一般廃棄物の処理について情報共有を図りながら、必要に応じて事業者への立ち入り検査や指導等を行うとともに、ごみの減量化について連携して推進してまいります。

（要望）

９. 下水汚泥の広域処理について

効率的で持続可能な下水道経営を推進するため、県で策定を進めている「神奈川県汚水処理広域化・共同化計画」において、汚泥処理の集約化について明確な規定を要望する。

（回答）

県は、県及び 33 市町村等で構成する「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会」を設置し、令和４年度までに広域化・共同化計画を策定することとしています。

この中で、汚泥処理の集約化については、伊勢原市も参画している「汚泥処理共同化部会」により、具体な検討を進めており、引き続き、計画への位置づけに向けた検討に取り組んでまいります。

（要望）

10. 県道 701 号（大山秦野）の改良等の推進について

県の「新たな観光の核づくり事業」に認定された大山と周辺地域の広域観光を活性化するため、県道 701 号（大山秦野）を大山と秦野を結ぶ観光道路として利用できるよう、秦野市境から大山の霞橋までの整備。

（回答）
御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」において、大山と秦野を結ぶ観光交流の促進に資する重要な道路であることから、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しています。
この道路については、周辺が丹沢大山国定公園に指定され豊かな自然が広がっており、古くは大山参りの道として親しまれた古道であることから、自然環境や歴史的資産に関する様々な課題も考えらます。
そこで、県としても両市の検討に協力してまいりますので、引き続き、伊勢原、秦野両市が主体となって、課題の整理など計画の熟度を高めていただきたいと考えています。

（要望）
11. 都市計画道路田中笠窪線の整備推進について
当市の最重要課題として取り組んでいる都市計画道路田中笠窪線について、伊勢原駅周辺の交通混雑緩和や物流機能の強化を早期に実現するため、計画的な整備推進に対する支援。
（回答）
都市計画道路田中笠窪線については、伊勢原駅周辺の交通混雑緩和などに寄与する路線と認識しております。
引き続き、市と連携し、国に、道路整備の効果や必要性をアピールして、予算確保を強く働きかけるなど、早期整備に向けて支援してまいります。

（要望）
12. 都市計画道路田中笠窪線に係る信号機の設置について
令和４年度に予定されている都市計画道路田中笠窪線の供用開始に伴い、交通量の大幅な増加が見込まれることから、交通安全の確保のため、次の箇所における信号機の早期設置。
１　中栄信用金庫伊勢原支店駐車場付近の交差点（伊勢原三丁目４番 45 号先）
２　十二柱（とおふたはしら）神社付近新設予定交差点（伊勢原三丁目 14 番 27 号先）
３　都市計画道路田中笠窪線と県道 44 号（伊勢原藤沢）の交差点（伊勢原四丁目 632 番地２先）
（回答）
県警察としては、交通状況及び周辺の交通環境等を確認し、設置の可否を判断してまいります。

（要望）
13. 日向地区の幹線道路整備について
県の新たな観光の核づくりの拠点となる日向地区へのアクセス道路である市道１号線の

拡幅整備に当たり、国の補助制度の活用等について支援。
（回答）
　県は、これまでも、市町村からの社会資本整備総合交付金等の要望を取りまとめ、国へ要望を行っており、市道１号線の具体的な整備内容について市から御相談いただければ、交付金等の活用に係る助言や、整備等に関する技術的な支援を行ってまいります。

（要望）
14. 土砂災害警戒区域等における計画的な防災工事の推進について
　地域住民の不安を解消し、安全で安心なまちづくりを進めていくため、土砂災害警戒区域等における砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の防災工事の計画的な推進。
（回答）
　県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を図るソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めています。
　ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。
　県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和２年２月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきたいと考えています。
　急傾斜地崩壊対策事業では、令和４年度当初予算において、県単独事業費を拡充し、国の交付金事業の対象とならない斜面に係る対策の加速化を図るとともに、砂防事業を含めた土砂災害対策について、今後も、市町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

（要望）
15. 埋蔵文化財の記録保存調査の支援充実について
　原因者の経費負担で実施している埋蔵文化財の記録保存調査（本発掘調査）について、原因者の負担を軽減し、適正な調査の実施を図るため、県補助制度の補助率引き上げとともに、国に対して補助対象範囲拡大に向けた働きかけ。
（回答）
　発掘調査費用の原因者負担や国庫補助の拡充については、県教育委員会として、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

（要望）

16. 厚木水道営業所伊勢原分館の行政資産貸付契約の継続について

市民活動の活性化や市と市民との協働を推進するため、活動の拠点施設である厚木水道営業所伊勢原分館の行政資産貸付契約の継続。

（回答）

厚木水道営業所伊勢原分館については、昭和 58 年３月に建設（築 38 年）され、老朽化が著しい状況であり、今後、老朽化の進行により建物の維持が困難となる場合も視野に入れ、廃止も含めてあり方を検討する必要があると考えておりますが、現時点では、同分館の貸付について、御要望のとおり継続していくこととしております。

（要望）

17. 子ども医療の全国一律制度化について

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現し、居住地域に左右されない、安定した子育て支援を実現するため、多額の費用を要する子どもの医療費助成を全国一律の制度とすることについて、国への働きかけを要望する。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）

18. 放射能汚染等に関する対応について

市民の健康で安全・安心な生活環境を維持していくため、次のとおり放射能汚染等に対する広域的な対応を要望する。

（1）食品の市場流通段階において、モニタリング検査及び結果の公表の継続。

（2）除染実施区域以外の地域において、周辺より高い放射線量が測定された側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等の堆積物について、具体的な処分方法の明示の国への働きかけ。

（回答）

（1）県では、関係機関が連携し、国が示す検査計画に基づき県内産食品の放射性物質の検査を実施しており、基準値を超える食品については出荷自粛を求めるなど、流通防止を図っております。また、県内に流通する加工食品の検査も計画的に実施しております。

これらの検査結果については、速やかに県のホームページで公表するとともに、必要に応

じて記者発表するなど適切な対応に努めております。今後も、引き続き庁内の連携強化を図り、基準値を超える食品の流通防止に努めてまいります。

(2) 除染実施区域に係る土壌等の除染や処理等については、「放射性物質汚染対処特別措置法」、「同法施行規則」及び「除染関係ガイドライン」において定められていますが、除染実施区域以外の地域で周辺より高い放射線量が測定された汚泥等の処分方法については、明確に定められていません。

本県には法に基づく除染実施区域はありませんが、汚泥等について、早急に処理基準を定めるように全国知事会で国に働きかけています。

また、県としては、広域的な放射能の影響を把握するため、モニタリングポストによる常時測定と、サーベイメータによる定期的な定点での測定を実施し公表を行っており、これまで問題となるようなデータは観測されていません。

（要望）

19. 小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー派遣制度の充実について

(1) スクールカウンセラーについて、中学校と同様に小学校への専属配置。

(2) スクールソーシャルワーカー派遣日数拡充等の制度充実を図るため、する国庫補助率の引き上げ等の強い働きかけ。

（回答）

(1) スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助が平成 20 年度に２分の１から３分の１に削減されたことや、県の厳しい財政の状況から、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは困難な状況にあります。

(2) 問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成 21 年度から配置しており、令和４年度は２人増加し、50 人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めてまいります。なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

海老名市

（要望）

１. 地方税・公金の収納業務における費用負担の適正化について

地方の自主財源である地方税等の金融機関窓口における収納業務の手数料については地方自治体と金融機関の当事者間の個別の協議によって契約されるものとなっており、近年、

一部の金融機関から高額の手数料を請求され、その金融機関での取り扱いを取り止めざる得ない地方自治体も散見されています。

市民サービスの向上に繋がるコンビニ収納やキャッシュレス決済などの手法と違い、競争原理の働かない金融機関の手数料については、市町村が独自で判断できるものでなく、特に金融機関の少ない市町村にとって手数料の上昇は由々しき事態と考えています。

今後、金融機関の手数料については、県が中心となり、県内金融機関と調整を図ることで、適正な金額を定めることを要望いたします。また、所在する市町村によって、取り扱える金融機関に格差が生じることのないよう、金融機関の監督と地方交付税措置を講ずるなど地方自治体の負担軽減を図るよう金融庁、総務省などに働きかけることを強く要望いたします。

（回答）

市町村と指定金融機関等との間の経費負担については、各金融機関がそれぞれの市町村に係る様々な公金収納事務その他の関連する業務を行っている中、それらを総合的に勘案して定めるべきものと考えますので、県が各金融機関と調整し、統一的な負担額を定めることはできません。

地方公共団体に一律に生じる手数料負担について、県として、指定金融機関等との経費負担等に係る調整の状況を、適宜市町村に情報提供を行うことなどにより、県内市町村と連携を図ってまいります。

また、地方公共団体に生じる手数料負担については、その軽減が図られるよう、市町村とも連携して、国に働きかけてまいります。

（要望）

２.道路照明灯の設置・充実について

拡幅されている歩道を含めた県道への照明灯設置を要望いたします。

（回答）

県では、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部など、交通安全上の対策が必要な箇所に、道路照明灯の設置を進めています。

歩道の照明は、歩行者が多い駅周辺の重点整備地区などにおいて、必要に応じて設置していますので、具体的な箇所を、所管する土木事務所へ御相談いただければ、設置を検討してまいります。

（要望）

３.「学びの保障」のための人的支援の充実について

コロナ禍においても、児童生徒の「学びの保障」を確実に行うとともに、児童生徒の心のケア、教職員の感染症対策を講じた教育活動の継続のため、十分な人的支援が行える財源の確保をすることを要望いたします。

（回答）

学習指導員について、令和２年度において、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を３人ずつ（週 20 時間）配置し、臨時休業に伴う未指導分の補習、心のケア等に対応してきました。また、令和３年度においては、国の補助事業の大幅減や臨時休校が実施されない等、状況の変化はありましたが、引き続き、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を１人ずつ（週３時間）配置しているところです。

令和４年度については、国の補助事業「補習等のための指導員等派遣事業」において新型コロナウイルス感染症への対応への取組支援が除外されたことから、学習指導員を配置する予算は措置しておりません。

スクール・サポート・スタッフについて、その果たす役割は大変重要と考えていることから、令和４年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。県教育委員会としては、引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、国に要望してまいります。

また、県教育委員会自らも、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について国に要望しております。

併せて、県教育委員会としては、学習指導員の配置に係る財政措置を講ずるよう、今後も引き続き、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望を実施してまいります。

（要望）

４.防犯対策等への充実・強化について

犯罪抑止効果等を目的として設置（予定）している屋外防犯カメラについて、自治体が設置する機器のリース費用及び維持管理等費用についても補助対象に加えるとともに、長期的な運用が可能となるように県補助要綱の全面な改正を要望いたします。

（回答）

防犯カメラ設置支援に係る「地域防犯力強化支援事業」は、令和４年度の１台当たりの補助上限額を当初の計画どおり４万円に逓減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。

なお、本事業による補助の対象は、安全・安心まちづくりを目的とした新設の防犯カメラに要する経費であるため、リース費用や設置後の維持管理等に係る費用は補助の対象外としております。

令和５年度以降については、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、

継続的に支援を行うことを検討してまいります。

（要望）

５.都市計画における市街化編入手続きの迅速化について

市街化編入にあたりましては、都市計画の手続、関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、協議期間の短縮等のため国関係機関や都市部門と農政部門の調整等、引き続き県庁内の積極的な調整を図っていただくとともに、国関係機関から詳細かつ適時の情報収集・提供をしていただき、迅速かつ円滑な協議が行えるよう要望いたします。

（回答）

市街化区域編入にあたりまして、特に、必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置（令和２年９月７日農村振興局長通知）」に基づき実施するとともに、「都市計画と農林漁業との調整事務の迅速化について（平成 20 年３月 19 日農村振興局企画部地域計画官補佐）」に基づき、県農政部局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めています。

一方、市街化区域編入のためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、要因の一つとなっています。

市街化区域編入のためには、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としましては、引き続き県庁内の積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めてまいります。

（要望）

６.河川の整備促進について

浸水対策上重要な河川である永池川の未整備個所について、河川改修等により一層の整備促進を図るとともに、集中豪雨に対応した、目久尻川の新たな河川改修を要望いたします。

（回答）

永池川については、未整備となっている東名高速道路交差部から流橋までの延長約 1.3km の区間を下流側から整備を進めています。

令和３年度は、東名高速道路交差部から清水橋までの約 0.5km 区間（１工区）について、河道の掘削工事や清水橋の架け替え工事等を進めており、清水橋から坂下橋までの約 0.4km 区間（２工区）についても、河道の掘削などの工事を本格的に進めてまいります。

引き続き、残る用地取得を進めるとともに、河道の掘削工事や橋りょうの架け替えを進め、早期の整備完了を目指します。

目久尻川では、一部の箇所で、沈下等により堤防の高さが足りない状況です。

まずは、これらの箇所について、堤防の嵩上げなどの工事を行い、時間雨量 50㎜ の降雨

にしっかりと対応できるよう整備を進めます。

（要望）

７.都市計画道路「３・３・３下今泉門沢橋線」延伸事業の早期着手について

都市計画道路「３・３・３下今泉門沢橋線」は、平成22年３月に供用開始したさがみ縦貫道路海老名ＩＣの重要なアクセス道路であるとともに、市内南北交通に重要な骨格を成している路線です。

平成 27 年度には、改定・かながわのみちづくり計画に位置付けた整備推進箇所のうち、河原口勝瀬線から県道 40 号横浜厚木の暫定改良に着手され、平成 30 年２月に都市計画変更もされていることから、早期の事業着手を要望いたします。

なお、国道246号交差点までの北伸整備についても、引き続き歩行者の安全で快適な歩行空間の確保と渋滞対策の観点から要望いたします。

（回答）

都市計画道路下今泉門沢橋線の内、市道 13 号（河原口勝瀬線）から県道 51 号（町田厚木）までの延長約１㎞区間については、平成23年度から、事業に着手し、用地取得を進めるとともに、鉄道事業者と立体交差部の協議を進めています。今後も海老名市の協力を得ながら、整備を推進してまいります。

また、県道51号（町田厚木）との交点から、国道246号交差点までの北伸区間については、「かながわのみちづくり計画」で「将来に向けて検討が必要な道路」として新たに位置づけました。

まずは、地元の海老名市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討をおこない、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力してまいります。

（要望）

８.都市計画道路「３・４・６河原口中新田線」及び「３・４・４中新田鍛冶返線」の整備区間延長について

【河原口中新田線】

都市計画道路「３・４・６河原口中新田線」につきましては、沿線で厚木駅南地区市街地再開発事業が進められており、中新田市街道交差点の改良を含む、路線整備の必要性が高まっております。

【中新田鍛冶返線】

都市計画道路「３・４・４中新田鍛冶返線」についても、新たに綾瀬スマートＩＣが供用開始となるなど周辺環境も変化し、交通需要も高まっていることから未整備区間の早期整備が課題となっております。

つきましては、この両路線について、整備区間の延長等の早期路線整備を行い、渋滞対策

を図るとともに、歩行者の安全で快適な歩行空間の確保の実現について要望いたします。
（回答）
都市計画道路「３・６・４河原口中新田線」の中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、地元の海老名市で課題の整理など進めていただきたいと考えています。
都市計画道路「３・４・４中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

（要望）
９.県道 40 号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点改良について
県道 40 号は、海老名駅周辺の中心市街地と綾瀬市や大和市、厚木市方面とを結ぶ重要な幹線道路として位置づけられております。
交通量増加が見込まれる海老名駅西口地区及び海老名駅東口に隣接しており、交通事故抑制と交通渋滞の解消を図る必要があります。また、海老名駅入口交差点は、平成 31 年４月１日に重要物流道路の補完路として指定された経路であることから、早期に海老名駅入口交差点改良事業に着手されるよう要望いたします。
（回答）
県道 40 号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進めたいと考えていますが、用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況です。
引き続き、市と連携して、用地交渉を進めてまいりたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

（要望）
10.県道 40 号（横浜厚木）の歩道拡幅による安全対策の早期実施について
県道 40 号（横浜厚木）国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道は、海老名小学校及び海老名中学校に通学する児童・生徒の利用が多いが、すれ違いが困難な程狭い箇所があり、危険な状態であるため、歩道拡幅による安全対策を早期に実施することを要望いたします。
併せて、安全かつ快適な歩行空間等の確保につながる無電柱化整備を要望いたします。
（回答）
海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、御要望の箇所の合同点検が実施された際には、現地の状況を確認し、無電柱化を含め、どのような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討してまいります。

（要望）

11.（仮称）相模新橋の早期整備促進について

「ＳＳ９橋緊急整備計画」に位置付けられている（仮称）相模新橋（都市計画道路「３・６・１社家岡田線」相模川橋梁部）は、平成 10 年の相模川渡河部橋梁の下部工完成まで、既に多額の事業費が投じられております。

また、さがみ縦貫道路海老名ＩＣが供用されましたが、今なお相模川渡河断面が不足し、相模川沿線地域の慢性的な交通渋滞に関しては、現状にあまり変化が見られません。

したがいまして、本橋梁の早期整備促進を要望いたします。

（回答）

「相模新橋（仮称）」については、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、歩行者と自転車に限定して、令和元年度に供用したところです。

車道部の整備については、小学校の移転再配置や地元の御理解といった課題があることから、その解決に向け、地元の市と協力しながら取り組んでいきます。

（要望）

12.県道 22 号（横浜伊勢原）の拡幅整備について

県道 22 号（横浜伊勢原）は、県中央部と横浜を東西に結ぶ生活圏の骨格を形成する路線であるとともに、近隣住民の生活に密着した道路となっています。

現在、用田橋際交差点以東は４車線化工事が完了しましたが、本市内は２車線のままであるため、未整備区間はさらなる混雑を招いております。

また、平成 31 年２月 15 日に都市計画決定されたことから、早期に拡幅整備の事業化が図られるよう要望いたします。

また、当路線は災害時における緊急輸送路に指定されているため、事業化の際には電線の地中化を図るよう併せて要望いたします。

（回答）

県道 22 号（横浜伊勢原）について、まずは、用田バイパスから県道 46 号（相模原茅ヶ崎）までの約 2.1㎞区間において、４車線化に取り組むこととし、現在、用地取得を順次進めているところで、用地取得が完了した箇所について、令和３年度から一部工事に着手しています。

また、電線の地中化については、引き続き、検討を進めてまいります。

（要望）

13.県道 407 号（杉久保座間）の拡幅整備について

県道 407 号（杉久保座間）については、さがみ縦貫道路海老名ＩＣの開通に伴い、大型車両を含め交通量が増加しています。

当路線は通学路としての使用など生活道路としての面も持ち合わせているため、幅員が

狭い国分地区・杉久保地区及び同地区内交差点の危険箇所において、早期の拡幅整備を図られるよう要望いたします。

（回答）

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、本計画に位置付けておらず、拡幅整備を進めることは困難なことから、当面の交通安全対策を実施しています。

具体的には、令和２年度に、杉久保地区（杉久保北二丁目）においては、歩道整備（L=約30ｍ、W=2.0ｍ）を実施しました。

また、令和３年度は、国分地区においては、相模鉄道のかしわ台１号踏切に歩道を設置するため、設計を実施してまいります。

今後も、引き続き市、交通管理者等と連携して当面の安全対策に取り組んでまいります。

（要望）

14.さがみグリーンライン整備の早期完了について

さがみグリーンラインの整備により、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につながるため、さがみグリーンライン整備の計画的早期完了を要望いたします。

併せて、整備済み区間の安全対策を施すよう要望いたします。

（回答）

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約21㎞のうち、圏央道と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約10㎞を先行整備区間として位置付けています。

この区間については、これまでに用地取得がほぼ完了し、河川の工事に影響がないなど、条件が整った箇所から、順次、工事を進めています。

海老名市域では、令和２年度までに、小田急小田原線南側付近から寒川町境までの、約4.4㎞区間を供用したところで、令和３年度は、戸沢橋交差部の詳細設計などを行ってまいります。

整備済みのグリーンラインの夜間における安全対策については、交通安全上の対策が必要な箇所に道路照明灯の設置を検討しますので、具体的な箇所を御相談ください。

なお、防犯灯を設置する場合、占用許可に向けまして、調整させていただきます。

（要望）

15.厚木駅南地区市街地再開発事業に係る県補助金について

厚木駅南地区市街地再開発事業に係る県補助金について、事業の円滑な推進のため、十分な予算を確保することを要望いたします。

（回答）

都市機能の更新を図る市街地再開発事業については、組合等が施行する地区を対象に、県は、地元市と協調し、また国の交付金を活用して、財政的・技術的な支援を行っています。

厚木駅南地区については、令和３年度当初に施設建築物の工事に着手したところであり、国への交付金要望を引き続き行うなど、必要な予算の確保に努めてまいります。

（要望）

16. 神奈川県生活交通確保維持費補助金交付要綱の改正について

神奈川県生活交通確保維持補助金交付要綱の改正を要望します。

現在、国の地域幹線系統確保維持事業の採択を受けている事業に対して、同様の目的で実施されている、神奈川県生活交通確保維持費補助金制度では、要綱の補助交付対象が限定的なため、認められていません。

よって、多様化する運行形態を広く補助対象となるように、現行の要綱の改正を要望するとともに、十分な予算の確保を要望します。

（回答）

県は、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っているところです。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

（要望）

17. 警察体制の強化について

海老名駅西口地区に交番の設置を要望いたします。

（回答）

県警察としては、平成 31 年３月に交番等における事件・事故等の対応力を向上させること、持続的に機能を維持していくことを目的とし「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、計画の方向性として「交番新設時における交番総数増加の抑制」を示しており、都市開発や人口集中等に対応する場合であっても、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応することとしております。

交番の設置については、事件事故の発生状況や来訪者の多寡、他の警察施設との距離などを総合的に検討し、必要性を判断していくこととしています。

海老名駅西口地区は、同駅東口に海老名警察署海老名駅前交番及び約 1.5km 離れた場所に同警察署海西交番があり、現時点での交番の設置は困難であります。

今後も、県内各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

座間市

（要望）

１.地震防災力の強化、充実

消防力をより一層強化するため、市町村地域防災力強化事業費補助金の補助対象に消防資機材及び車両なども含めるとともに、市町村が求める所要額を確保するなど、財政措置を拡充すること。

（回答）

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

なお、補助対象の拡充や、充当可能額の見直しについては、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

（要望）

２.介護保険事業に対する財政措置

要介護認定や保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る自治体の財政負担が過重にならないように十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

（回答）

高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大している中、権限移譲による事務負担や保険者機能強化の取組も求められるなど、市町村の負担が過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講ずるよう、引き続き国に要望してまいります。

（要望）

３.介護保険事業に対する人材確保体制

介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための施策の充実を図ること。

（回答）

県では、福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の３つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

なお、介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基

金等を活用した事業の内容について検討を行ってまいります。

また、地域医療介護総合確保基金については、今後も介護離職者防止及び特別養護老人ホーム待機者の解消を図るため、積極的に基金を活用し、市町村の意見を伺いながら、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保対策を推進してまいります。

（要望）

４.短期入所事業所増加に対する支援

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を引き続き講じること。

（回答）

地域で暮らす重度の障がい者やその御家族にとって、レスパイトや緊急時に利用できる短期入所事業所は、非常に重要な福祉基盤であると認識しています。

県では、平成 30 年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者の受入先となる医療型短期入所事業所の開設支援に取り組んでおり、平成 30 年度は２か所、令和元年度は１か所、令和２年度は１か所新たに開設されています。

また、強度行動障がい支援者養成研修を実施し、激しい行動障がいを伴う重度知的障がい児者に対する専門的な対応を修得した人材育成の取組や、「障害者地域生活サポート事業」のメニュー事業である「短期入所利用促進事業」において、重症心身障害児者等支援困難な障がい児者の受入を行った事業所に対して、市町村と協調して補助を行っています。

これらの事業を通じて、短期入所事業所を量質ともに充実させ、重度障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、引き続き県としての支援を行ってまいります。

（要望）

５.一次・二次救急医療体制の維持

一次・二次救急医療体制の維持に必要な財政支援や医師等の医療資源確保により、安定的な救急医療提供体制の充実を図る対策を講じること。

（回答）

初期救急については、国においても、地域の実情に応じた体制構築を行う観点から市町村の業務として整理しており、また、県においては、平成 24 年の緊急財政対策により救急医療体制に係る県と市町村との役割分担を整理し、平成 26 年度で補助を終了したため、運営費に対する補助は想定しておりませんが、県は広域自治体として、三次救急である救命救急センター、及び小児科、眼科、耳鼻咽喉科、周産期救急の医療体制を継続して支援してまいります。

また、医師確保については、本県の人口 10 万人あたりの医師数が全国平均を下回る中、県央地域は、特に医師数の少ない地域であり、一次・二次救急医療を含めて、医師確保対策を着実に進める必要があると認識しています。

こうした中、県では医療人材の育成・確保に向けた中長期的な取組として、医師については、県内４大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付を行っています。

この制度により、現在、救急科を希望する２名を含む 81 名の医師が県内医療機関等で勤務しており、地域医療支援センターの取組とあわせて、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでまいります。

さらに、地域医療においては市町村間の連携はもとより、地域全体の広域での医療連携が重要であることから、県では「地域医療構想調整会議」を開催する中で、県もコーディネート役となり、医療機関の連携や役割分担、病床の配分など様々な課題について調整を図っていきます。

今後も広域体制のさらなる充実に向け、引き続き様々な連携が進むよう支援してまいります。

（要望）

６.都市計画道路広野大塚線の事業実施

県事業により座間都市計画道路３・３・２号広野大塚線について、早期に事業を実施すること。

（回答）

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く（都）緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。

平成 26 年からは、関係する３市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでいるところです。

また、事業化検討箇所以外の区間については、今後の検討課題と考えています。

（要望）

７.都市計画道路座間南林間線の整備促進

「かながわのみちづくり計画」に位置づけられた箇所について、県の交流幹線道路網の整備として座間都市計画道路３・４・５号座間南林間線を早期に事業化すること。

（回答）

都市計画道路座間南林間線の御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」において「事業化検討箇所」に位置付けており、市と共に設置した勉強会で、小田急小田原線

との交差方式など、事業化に向けた検討を行ってきました。

令和２年度までに、道路計画について、鉄道事業者をはじめ、関係機関との協議を整え、現在、都市計画の変更手続きが完了したところです。

県施行区間については、早ければ、令和３年度中に、用地取得に向けた調査に着手する予定です。

引き続き、市と連携しながら、座間南林間線の早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

（要望）

８.都市計画道路相模原二ツ塚線、水窪座間線の事業実施

本事業における第一期整備区間に続き、座間都市計画道路３・４・５号相模原二ツ塚線及び水窪座間線について全線事業実施すること。

（回答）

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道 50 号（座間大和）以南及び水窪座間線については、今後の検討課題として考えています。

（要望）

９.県道 46 号相模原茅ヶ崎の整備促進

交通渋滞の解消や交通弱者を含む歩行者の安全確保のため、積極的に県道 46 号相模原茅ケ崎の整備を促進すること。

（回答）

相模原市境から県道 51 号（町田厚木）までの約 350m区間については、約 320mの歩道整備が完了しました。残りの約 30mについても、整備に向けた用地交渉を進めているところであり、引き続き、座間市や地元関係者の協力を得ながら、事業を推進してまいります。

その他の区間については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

（要望）

10.県道 50 号座間大和の整備促進

県道 50 号座間大和の整備完了区間以北から県道 51 号町田厚木との交差点（相武台団地入口）までの未整備区間は、交通量の増大による渋滞が生じているため、「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所へ位置づけるとともに、未整備区間の整備を含めた慢性的な交通渋滞の解消に向け積極的に整備を促進すること。

（回答）

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和７年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、整備を進めることは困難です。

（要望）
11. 県道 51 号町田厚木の整備促進
県道 51 号町田厚木は地域の防災・減災上の重要な路線として機能していることから、事業実施している区間以外も積極的に整備を促進すること。
（回答）
県道 51 号（町田厚木）については、座間市交通バリアフリー法基本構想で位置付けられた相武台前駅周辺の特定経路として、平成 19 年度から事業に着手し、用地取得を進めながら、歩道整備を進めているところです。
また、相模が丘一丁目では、歩道拡幅整備に向け、用地交渉を進めており、引き続き、座間市や地元関係者の協力を得ながら、事業を推進しています。
その他の区間については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

（要望）
12. 県道 51 号町田厚木の道路照明灯増設
当該路線の星の谷歩道橋からコスモ相武台サニーサイドまでの間において、夜間の道路照明灯の光量が不足しているため、増設等必要な措置を講じること。
（回答）
県では、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部など、交通安全上の対策が必要な箇所に、道路照明灯の設置を進めていますが、現地を確認したところ、木が生い茂り明かりを遮っている箇所も見受けられたため、剪定、伐採等の対応を図ってまいります。

（要望）
13. 外国語指導助手の配置
小学校学習指導要領全面実施による小学校外国語活動、外国語の実施に伴う外国語指導助手に係る財政措置を講じること。
（回答）
小学校外国語活動における外国語指導助手（ＡＬＴ）等の活用の有用性については認識していますが、本県の厳しい財政状況の下、県単独で予算措置を講ずることは困難であります。小学校における外国語指導助手の雇用への財政支援の充実については、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してきており、引き続き要望してまいります。

（要望）
14. さがみ野駅周辺地区の警備体制強化
当市が維持管理する「東原パトカー立寄所」を積極的に活用し、パトロールの頻度を増やすなど、駅北側地域の更なる警備体制を強化すること。
（回答）
県警察としては、さがみ野駅北口地区における行政区の特殊性を考慮して、事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成 14 年 10 月、海老名、大和及び座間の３警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しています。
また、現在行っている「東原パトカー立寄所」を活用して、定期的に開設している臨時交番や、パトカーや交番勤務員等による立寄り警戒等の強化の継続を図り、駅北側地域の治安維持に努めてまいります。

南足柄市
（要望）
１. 重度障害者医療費助成制度については、統一的な取組が必要であることから、県補助金の対象外とする措置を撤廃すること。また、地域格差が生じないよう、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国への働きかけを行うこと。
（回答）
重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。
この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。
制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。
なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

（要望）
２. 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師の養成数の増加や勤務環境の改善等、医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、引き続き、

国にも働きかけること。

特に県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としているが、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開を検討するとともに、小児科の医療体制、救急医療の充実を図ること。

（回答）

医師不足に対応するためには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから国に要望を行い、令和５年度までの入学定員の増員分は、暫定延長されることになりましたが、令和６年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き、要望してまいります。

また、平成 27 年１月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成 27 年 10 月に地域医療支援センターを設置し、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

産科・小児科救急医療に携わる医師の安定的な確保については、県では、県内４大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、これらの医師不足診療科に係る県内の医師確保に向けて取り組んでおります。この制度により、現在、産科（16 名）、小児科（16 名）、救急科（２名）の希望者を含む 81 名の医師が県内医療機関等で勤務しております。

地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努め、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

（要望）

３.小児医療費助成事業について、補助対象者の義務教育を受ける児童まで拡大するとともに、対象者の一部負担金を撤廃すること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

また、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、一部負担金の

撤廃や補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。
　今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）
４.地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加し、継続的な財政支援を行うよう国に働きかけること。
（回答）
　県では、令和３年度も引き続き「地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び対象事業の拡充など制度の改善」や「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと」を国に提案し、継続的な財政支援を行うよう国に働きかけております。

（要望）
５.放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免（助成）を行った場合の減免（助成）額に対する補助制度を創設すること。
（回答）
　放課後児童クラブを必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、「放課後児童健全育成事業」の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて対応されているところです。
　そうした中で、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であります。「16 大都道府県児童福祉主管課長会議」においても、低所得者世帯の放課後児童クラブの利用の機会が失われることのないよう、利用料の無償化制度の創設については国に要望しているところですが、今後も機会をとらえて国へ実情を伝えてまいります。

（要望）
６.身体障がい者や知的障がい者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障がい者を割引の対象にするよう、国や交通事業者への働きかけること。
（回答）
　御要望の趣旨については、「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」を通じ、精神障がい者について、３障がい平等の観点から、身体・知的と同等に公共交通機関等の割引の対象とすることを関係機関に強く働きかけるよう要望しています。
　また、県では、これまで神奈川県バス協会を訪問し、精神障がい者への割引運賃の適用を

繰り返して要請していますが、同協会からは、それぞれのバス事業者の経営状況などを理由に、割引運賃の導入は困難であるとの回答をいただいている状況です。県としては、今後も同協会に対し、粘り強く要請してまいります。

（要望）
７.生活保護制度は法定受託事務であり、国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう、国に対し働きかけること。
　また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査などに関する根拠法令の整備について国に働きかけること。
（回答）
　国民の生存権的基本権を守ることは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とするよう引き続き要望してまいります。
　生活に困窮する外国人に対する支援は、国の通知に基づき、生活保護法に準じて保護を実施しておりますが、法による明確な位置づけをするよう要望しております。また、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところであるため、交付金の充実について国に要望しております。

（要望）
８.生活困窮者自立支援法における各支援事業については、生活保護に至る前あるいは保護脱却の段階の自立支援の強化に対する支援となるため、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。
（回答）
　県は国に対し、自治体の事業の実施に対する十分な財政措置を講ずるよう、引き続き要望してまいります。

（要望）
９.今後行われる介護報酬改定に向け、地域における安定した介護保険サービスの提供が図られるよう、地域に即した「地域区分」の見直しについては市町村ごとの決定ではなく、生活圏の実情を把握し、同一圏内の地域については同一区分とすることを国に働きかけること。
（回答）
　介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算 16%の２級地から加算 0%のその他区分まであります。また、２級地に５級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていること

から、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しています。

（要望）
10.「改定・かながわのみちづくり計画」において整備推進箇所（整備）に位置づけられている県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間の早期完成に向けて優先的に事業を推進するとともに、県道 74 号（小田原山北）までの未整備区間についても事業化検討箇所に位置づけること。
（回答）
　県道 74 号(小田原山北)から国道 255 号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道 711 号(小田原松田)から国道 255 号までの区間では、ＪＲ御殿場線との立体交差部が大規模工事となり、期間を要することから、当該箇所を早期に着手することが肝要と考えています。
　そこで、県は、用地取得を精力的に進めるとともに、ＪＲ御殿場線西側の町道を進入路として、早ければ令和４年度から、工事に着手できるよう、鉄道事業者と工事工程の調整を行っています。
　都市計画道路沼田斑目線から県道 74 号（小田原山北）までの未整備区間については、今後の検討課題と考えています。

（要望）
11.主要地方道 74 号（小田原山北）と一般県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅交差点に右折車線の設置すること。
（回答）
　沼田交差点については、これまでに交通量や測量等の基礎調査を実施してきたところであり、令和３年度は詳細設計を実施してまいります。
　相模沼田駅入口交差点については、変則５差路となっており、現状では右折車線の設置が困難ですが、今後どういった対応が出来るか南足柄市や関係機関と調整を図ってまいります。

（要望）
12.狩川・内川の県が管理する河川において、河川内に土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等によって発生が想定される、河川の氾濫による浸水被害に対応するためにも、継続的な河床の浚渫の実施をすること。
（回答）
　河川に堆積した土砂の浚渫や繁茂した樹木の伐採等は、水防災戦略にも位置付け、重点的に進めることとしています。

個々の河川での実施にあたっては、土砂の堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

綾瀬市

（要望）

１.基地対策に対する取組の強化について

(1) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置するよう国に働きかけること。

また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第５条により指定される第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により国が取得した国有財産の所在に伴う市税の減収に対する補填措置がされるよう国に働きかけること。

（回答）

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものと認識しており、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について、引き続き国に対して要望してまいります。

また、米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講ずる必要があることから、関係市と連携し、国に財政措置の充実について重点的に働きかけております。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講ずることなど、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講ずることを、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

（要望）

(2) 基地周辺住民及び市への支援について

基地周辺対策の一層の充実と促進を図ること。特に、住宅防音工事については、航空機による騒音被害への唯一の対策であることから、市内全域を対象とするとともに、建築年次にかかわらず、全ての住宅を対象とするよう国に働きかけること。なお、住宅防音工事の事務については、速やかに工事を実施すること。

また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算を増額し、申請事業の完全採択を図るよう国に働きかけること。

さらに、同法第５条により指定される第二種区域内において、移転補償により生じた空き地等（国有地）に対する固定資産税減収分、指定に伴う固定資産評価額の下落分及び市民が市外転出したことによる住民税減収分に対する補填措置がされるよう国に働きかけること。

（回答）

県は、これまでも住宅防音工事助成対象建築年次や対象区域の拡大及び事務手続の迅速化などについて、国に要望しており、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

また、米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講ずる必要があることから、関係市と連携し、国に財政措置の充実や、申請事業の完全採択について重点的に働きかけております。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講ずることなど、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講ずることを、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

（要望）

２.介護人材の確保について

全国的に介護人材が不足しており、本市においても人材の不足が課題となっている中、平成 29 年度に、介護人材確保を目的として、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均１万円相当の処遇改善が行われた。令和元年 10 月についても、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について、月額平均８万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に介護職員などの処遇改善が行われたが、依然として介護職員の給与は全産業平均と比べて低いという現状は変わっていない。本市においても、介護職員初任者研修の受講者に対する支援、外国人介護人材受け入れなどに対する支援を実施しているものの、令和７年度に 1．3 倍以上の介護人材が必要となる状況を考慮すると、市単独の事業では限界がある。ついては、初任給を向上させるなど、介護人材の確保へ直接的な効果が見込める取組を実施するよう国に働きかけること。

また、医療介護総合確保促進法に基づく県計画の中で、介護人材と県内事業所とのマッチング事業の強化を図ると示されていることから、地域偏在が生じることなく介護人材が確保できるよう取り組むこと。

（回答）

県では、これまでも国に対して、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう提案しています。

また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

なお、介護職員の処遇改善については、国が令和３年 11 月９日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の中で、介護職員を対象に収入を３％程度引き上げるための措置を実施することとされています。

今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

介護人材のマッチング強化については、かながわ福祉人材センターの就職相談会や、キャリア支援専門員によるハローワーク出張相談、事業所訪問等を県内各地域において実施し、介護人材の地域偏在の解消に努めているところです。

介護人材の養成・確保への取組については、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

（要望）

３.定期予防接種の充実について

おたふくかぜは数年毎に大規模な流行を繰り返しており、髄膜炎や難聴などの合併症が報告されている。おたふくかぜの発症は３歳から６歳が多く、幼稚園や小学校などで免疫のない子ども達の間で流行した場合、多くの合併症を引き起こし、中には難聴により言葉の聞き取り能力が低下する幼児や学童もいるため、社会生活におけるＱＯＬを著しく低下させる。おたふくかぜワクチンの定期接種化について、国で検討を続けているところではあるが、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。

（回答）

本県では、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、ＷＨＯが推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないムンプス（おたふくかぜ）ワクチンについて、早急に定期の予防接種化を図ることについて要望を行いました。

今後も、国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

（要望）

４.教職員配置等の充実について（不登校等学校不適応対策）

児童・生徒の多様化、複雑化する問題行動に対応する相談体制の整備を図るために、専門職の配置が望まれる。教育支援教室通室生へのきめ細かな指導の充実を図るため、教育支援教室専任教員を増員すること。

また、カウンセリングや心理的見地からの見立ての充実を図るため、臨床心理士（スクールカウンセラー）を配置すること。関係機関との連携の充実を図るためにスクールソーシャルワーカーの配置時数を増やすこと。

（回答）

県教育委員会としては、不登校児童・生徒にとって、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員の存在は重要な意味をもつと認識しており、教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置は不可欠と考えておりますので、人件費の国庫負担が認められない中で、県単独予算で政令市を除く各市町村に専任教員を配置するとともに、専任教員を義務標準法において算定するよう国に要望しております。

本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、令和４年度においても引き続き、政令市を除く各市町村に専任教員を配置する措置を講ずることといたしました。

また、スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助が平成 20 年度に２分の１から３分の１に削減されたことや、県の厳しい財政の状況から、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは困難な状況にあります。

スクールソーシャルワーカーについて、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成 21 年度から配置しており、令和４年度は２人増加し、50 人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めてまいります。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

（要望）

５.失業者等に対する就業支援及び生活困窮者支援について

新型コロナウイルスの影響により、失業、休業者が増加し、生活困窮者自立相談支援窓口においても相談件数が急増している。今後も生活に困窮する方が多く見込まれるため、生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施するよう国に働きかけること。

生活困窮者に対する生活支援を実施する場合には、現場の事務負担を考慮して簡素な制度設計とし、困窮者が申請しやすい制度設計にするよう国に働きかけること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、急増した生活困窮者の相談を受け、自立につながる支援に対応するため、相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金の市負担額４分の１について、財源措置を実施するよう国に働きかけること。

（回答）

県は国に対し、自治体の事業の実施に対する十分な財政措置を講ずるよう、引き続き要望してまいります。

また、各市の事業の実施方法や好事例などを収集、共有し、市が円滑に事業を実施できるよう支援してまいります。

なお、「生活困窮者自立支援事業」の地方負担分については、地方交付税の算定対象となっております。

葉山町

（要望）

１.三浦半島中央道路北側の逗子区間については、一定の事業進捗が図られているが、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、引き続きの事業推進により地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

（回答）

三浦半島中央道路の北側区間は、事業に対する地元の反対があったことから、令和２年度に、事業の効果や必要性などの説明資料を各戸に配布し、改めて、地元の意向を確認しました。

その結果、事業に賛成する声がある一方、地盤沈下や交通集中などを懸念する声も多く寄せられたため、県は、必要な調査を実施した上で、地元に説明していくこととしました。

さらに、令和３年７月には、オープンハウス方式の相談会を開催しましたが、地盤沈下や、騒音や振動といった生活環境の変化などを懸念する声が寄せられています。

事業の推進には、地元の理解が欠かせないため、令和３年度は、地元への回答や懸念に対応するための地質調査などを実施し、その結果を示しながら、地元との対話を継続して、事業に対する御理解が得られるよう、地元市町の協力を得ながら、粘り強く取り組んでまいります。

（要望）

２.防災対策や魅力向上の一環として電柱の地中化を実現するための情報提供や協力をすること。

（回答）

無電柱化については、県、市町村などの道路管理者や、電線事業者、交通管理者で構成する「神奈川県無電柱化地方協議会」などの場を通じて、無電柱化に係る情報提供などを行なってまいります。

また、現在、国では無電柱化の推進にかかる技術検討等が進められていますので、これらの動向にも注視してまいります。

（要望）

３.一部のバス停において、順次バスベイの設置が進んでいるが、継続して未設置の箇所への対応を図るとともに、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理、道幅の確保等により、歩行者や自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を引き続き行うこと。

（回答）

バスベイの設置については、国道 134 号の向原バス停（葉山町堀内）において、令和２年度に、用地取得を進め、令和３年度末には工事が完了する予定です。

また、歩行者や自転車が安全かつ快適に通行できるよう、日常のパトロールによる適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて側溝の床版化やグレーチング蓋の交換などに取り

組んでまいります。

寒川町

（要望）

１.国庫補助金等の地方自治体超過負担が常態化しているため、普通交付税の措置等によることなく、抜本的に超過負担の解消を図るよう、引き続き国への働きかけをするとともに、国と同様、県支出金の超過負担の解消を図ること。

（回答）

地方超過負担は、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に強く要望しております。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけるとともに、県支出金の超過負担については、引き続き実態の把握を行い、解消に努めてまいります。

（要望）

２.公共施設向けの国庫補助制度は、省庁別、目的別の単一機能を前提としたものとなっており、今後求められる「多機能化・複合施設」への再編に向け、省庁を跨ぎ、複合施設への再編に向けた国庫補助制度を創設するよう、国へ働きかけること。

（回答）

「公共施設等総合管理計画」に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設の総合管理に対する新たな補助制度の創設について、県としても国に働きかけております。

また、県では、市町村自治基盤強化総合補助金において、施設統廃合事業などに対する補助制度を設けており、引き続き、市町村の「公共施設等総合管理計画」の推進を支援してまいります。

（要望）

３.東海道新幹線新駅設置及び新駅の受け皿となるまちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、更なる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームに向け引き続き尽力すること。

また、町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることから、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、駅設置費用の早期検討への着手と負担割合算定に配慮すること。

（回答）

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む 10 市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかり取り組むことが必要と考えており、平塚市大神地区では、現在、土地区画整理事業

が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について、地元の関係者と調整を進めながら、事業計画の具体化を図っていくことが必要です。

県としては、寒川町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んだ上で、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、財政的な負担等について考えていきます。

（要望）

４.都市計画道路３・３・３号宮山線（県道湘南台大神）は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持ち、東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにおいても広域的に大きく貢献する幹線道路であるため、今後の事業においても早期供用に向け着実に事業費を確保しながら進めていくこと。

（回答）

県道 410 号（湘南台大神）については、現在、事業用地の取得に向け、地元調整などに取り組んでおり、令和３年度から用地取得を進める予定です。引き続き、市町の協力を得ながら事業進捗に努めてまいります。

（要望）

５.一級河川目久尻川における雨水対策については、頻発する集中豪雨等による河川の急激な水位の上昇を抑え、河川の流量を確保するため、引き続き、河床の浚渫や低水敷の樹木の伐採、草刈り等の実施と併せ都市化による雨水流出量の増加に伴う水位上昇に対する溢水対策の強化をすること。

また、町が取り組む排水抑制等の内水事業に関しては県の技術的支援をはじめ、国に対する財政支援の拡充についての働きかけをすること。

（回答）

河川整備については概ね完了しており、河川の流下能力を最大限に確保するため、状況を確認したうえで、河床の浚渫や樹木の伐採、草刈りなど、適切な河川管理に取り組んでまいります。

また、溢水対策については、河川整備だけではなく流域の対策も必要であることから、国が主体の「相模川流域治水協議会」や、県と流域市町等で構成する「目久尻川流域総合治水対策協議会」において、検討を行ってまいります。

寒川町が取り組む内水氾濫対策について、県は、市町村向けの勉強会等を実施するなど、引き続き技術的に支援していきます。また、ハード・ソフト両面に渡る十分な予算措置や交付対象範囲の拡充など、国の財政支援の拡充について、引き続き働きかけてまいります。

（要望）
６.外国語教育の推進に向けては、より効果的な指導の展開が必要である。新学習指導要領で求められているように、児童・生徒が英語に触れる機会を充実するためには、外国人指導者の各校への常駐配置等が有効だが、実施には国からの財政的支援が必要不可欠である。新たな補助制度の創設など積極的な支援に向けて国に働きかけること。
（回答）
外国語指導助手（ＡＬＴ）については、「外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）」により任用した市町村に対して、国が地方財政措置を実施しているところです。県教育委員会としては、小学校外国語活動における外国語指導助手（ＡＬＴ）等の活用が有用であると認識しており、ＪＥＴプログラム以外のＡＬＴの雇用を含めて、各市町村が活用しやすいように、財源確保に向けての支援を行うことを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してきており、引き続き要望してまいります。

（要望）
７.児童・生徒の多様化・複雑化する課題や、インクルーシブ教育、小学校教科担任制等新たな教育への対応など多忙化する学校現場における課題解決を実現するため、教職員定数や少人数学級を拡充するよう国へ働きかけること。また、県独自の加配の拡充をすること。
（回答）
小学校の 35 人以下学級の計画的な整備や中学校の 35 人以下学級の早期拡充、また、少人数指導等に係る加配定数の維持について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。
さらに、県教育委員会自らも、少人数学級の拡充により、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の維持について国に要望しております。
小学校高学年における教科担任制の推進について、国の令和４年度当初予算案に教職員定数の改善を行うことが盛り込まれたことから、県教育委員会として、教科担任制の推進に向けて必要な定数増を行ってまいります。
また、本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

（要望）
８.児童・生徒の安全を確保するため、学校の大規模な改修や長寿命化のための必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助の見直しを行うよう、国に働きかけること。
（回答）
学校施設環境改善交付金を含む国の公立学校施設整備費については、令和３年度におい

て補助単価が引き上げられましたが、実際の工事に要する経費と国の算定する経費に乖離があります。

このため県教育委員会では、引き続き国に対して、学校設置者が計画する全ての事業が採択されるよう、必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しや、対象事業の拡充を図るよう、働きかけてまいります。

（要望）

９.学校施設の長期的かつ計画的な維持管理を行うことを目的とし、包括的民間委託の導入に必要なシステム導入費や施設状況を把握するための調査等の費用の予算拡充をすること。

（回答）

施設の維持管理に関する費用については、設置者負担の原則上、県の補助制度を創設することは、考えておりません。

なお、施設の維持管理にかかる費用は、地方交付税により所要の措置が講じられていると認識しております。

（要望）

10.既存の県立寒川高等学校普通科への工業に関する学科の併置について情報技術（ＩＴ）や人工知能（ＡＩ）など、高度化する知識や技術を習得し、生産現場のリーダーとなる人材育成の実現に向けて可能性を模索していく町の考え方に協力いただくこと。

（回答）

県立高校では、平成28年１月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」に基づき、専門学科の改編等に取り組んでおります。平成30年10月には、４年間の計画である「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」を策定し、令和２年度から取り組んでいるところです。このうち、工業科等の産業教育系の専門高校については、令和４年度に横須賀工業高校に建設科を新設することなどを盛り込んでいます。

今後、令和４年度に策定を予定している「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」において、「神奈川県産業教育審議会」からの報告等を踏まえるとともに、生徒・保護者のニーズ、産業界からの要望、地域バランス等を勘案して、検討する必要があると考えています。

（要望）

11.地方創生推進交付金の運用に関する改善について、過年度認定済の継続事業の事業費も併せ持つため、新規事業を含めた予算額としては不十分であり、更なる事業費の確保が必要となる。県においては、これらを国へ働きかけるとともに、交付金の返還などが発生しないように市町村へ詳細な情報を提供するなどの支援をすること。

（回答）

県では、これまで国に対して、県独自に、また、全国知事会を通じて、地方創生推進交付

金について、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るよう、要望を行ってきたところです。

こうした要望を受け、申請要件の緩和等の制度の見直しが段階的に行われていますが、さらなる地域の裁量の拡大に向け、県としても引き続き、機会をとらえ制度の改善について国に求めてまいります。

また、県として、引き続き、国と連絡を密にとりつつ、市町村向けの交付金申請に係る説明会や内閣府職員と相談ができる事前相談会の実施、市町村からの事業実施や交付金執行に関する相談を内閣府につなぐなど、今後とも、市町村に対しきめ細やかな支援を行ってまいります。

（要望）

12. 市町村自治基盤強化総合補助金（地方創生推進事業）の拡充について、今後も、各地域の人口減少の歯止めと人口確保に向けた独自の取組がより積極的に推進できるよう配分額の確定の早期化や補助対象範囲の更なる緩和及び下限事業費の引き下げ・撤廃、優先順位が低い事業への配分が全額留保される課題の解決などにより、小規模自治体をはじめ、各地域の人口減少の歯止めと人口確保に向けた取組がより積極的に推進できるよう制度の充実・改善をすること。

（回答）

地方創生推進事業については、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業等を、ハード･ソフト問わず幅広く対象としております。

また、定額補助と２分の１補助を組み合わせることによって、市町村の負担額を低減していることに加え、国庫補助金の対象事業についても本補助金を充当可能としております。

なお、令和３年度からは下限基準額を廃止しております。

（要望）

13. 各種基幹統計調査の結果公表について、各種基幹統計調査の結果は公開されているものの、自治体の規模により差が設けられ、大都市のみで公開されているデータ区分を小規模自治体が利用する場合には、複雑な申請手続きを経る必要がある。

小規模自治体が利用する場合には、専用のホームページを設けるなど、統計資料の活用における利便性の向上を図るよう国への働きかけをすること。

（回答）

小規模自治体が大規模自治体のみで公開されているデータ区分を利用する場合には、国に対して調査票情報の提供についての申出手続を行う必要があります。

手続に当たっては、事前相談、申出書類の提出、調査票情報の受領、調査票情報利用中の実地検証、利用終了後の報告などを経る必要があり、また、時間を要することから、利便性が高いとは言えない状況です。

また、国においては、「統計データのオープン化の推進・高度化」の取組として、主要な統計データの時系列データを自動取得できるよう整備を推進するとともに、調査票情報の二次利用の推進や、統計関連行政保有データの公開を推進するとしています。

県としては、こうした状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望してまいります。

なお、統計情報の利活用における利便性の向上については、「都道府県統計連絡協議会」を通じ、「公的統計の体系的整備（地方別表章の維持・充実）」や「地方における統計利活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っております。

（要望）

14. 公契約では、全国の事業者が対象となるため、低価格契約がもたらす低賃金や非正規雇用などの問題は、一自治体で解決できるものではなく、国が法律により統一的に規定し、地方が条例により地域の実情に応じて対応することが必要である。

公契約に従事する労働者の公正な労働条件と公契約に係る業務の質を確保するため、公契約に関する基本法を制定し、基本的事項の統一化をはかるよう国に働きかけること。

（回答）

公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等については、全国的な課題であるため、国に対して、研究を進め、その経過や結果を広く自治体に公表するよう働きかけを行っております。

（要望）

15. 自衛隊航空機騒音等による住民苦痛の軽減、騒音対応の強化について

厚木海軍飛行場周辺地域では深刻な航空機騒音被害が発生している。特に夜間 21 時以降から未明にかけての飛行に伴う騒音苦情が多く、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置、激しい騒音が予想される際には事前に情報提供及び住民への十分な説明を行うよう国へ働きかけること。

（回答）

軍用機等の騒音問題については、一義的には、自衛隊機を運用し、また、日米安全保障条約によって基地を提供している国の責任において対応すべきものと考えます。

本県としては、硫黄島での米軍の空母艦載機着陸訓練の情報など、国から提供を受けた情報についてはホームページ等で県民に周知しておりますが、基本的に、米軍機及び自衛隊機に関する飛行運用など、騒音につながる具体的な情報は、本県をはじめ地方自治体には、国からは提供されておりません。

そこで本県としては、基地関係市と連携し、激しい騒音の発生が予想される米軍機の飛行について、国の責任において適時、的確な情報提供を行うとともに、周辺住民からの問合せ

等に直接対応し、具体的な受付方法、窓口について十分に広報するなど、苦情処理体制の充実を図ることなどについて国に要望しており、引き続き求めてまいります。

（要望）
16. 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について、掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。また、以下を国に働きかけること。
・ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。
・事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。
（回答）
県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しております。
また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償や旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度の確立についても国へ要望しているところです。

（要望）
17. 市町村地域防災力強化事業費補助金の更なる補助対象の拡充及び全対象事業の補助率を２分の１へ引き上げる等財政的措置を拡充するよう国に働きかけること。
（回答）
県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。
なお、補助対象の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

（要望）
18. 地域防犯力強化支援事業補助金の継続・拡充について、犯罪のない地域の創造と、安全・安心なまちづくりを更に進めるため、補助事業を継続することと、間接事業への補助を申請しない場合は、直営事業への補助を対象になるよう戻すなど補助対象の拡充及び補助率・補助上限額の維持または引き上げをすること。
（回答）
防犯カメラ設置支援に係る「地域防犯力強化支援事業」は、令和４年度の１台当たりの補助上限額を当初の計画どおり４万円に逓減しますが、限られた予算でより効果的な場所に設置できるよう支援を行ってまいります。
なお、本事業は、市町村が防犯カメラを自ら設置する事業を補助対象にはしておりません。

令和５年度以降については、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、継続的に支援を行うことを検討してまいります。

（要望）
19. 不法投棄廃棄物撤去等の強化について、いまだに不法投棄があとをたたず、町で回収している実態がある。国、県の主導による不法投棄廃棄物撤去等を強化すること。
（回答）
県では不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板の設置等を実施しております。
また、原状回復対策として、堤防の草刈りにあわせて清掃を行うとともに、河川区域内に不法廃棄された廃棄物、放置車両等の撤去を実施しており、今後も継続して実施してまいります。
併せて、県と市町村による合同パトロールや県の監視カメラの設置、ドローンを活用したスカイパトロール等を市町村からの要望を踏まえながら実施してまいります。

（要望）
20. 障害者総合支援法等の改正に当たっては、実施主体の市町村が法改正後に円滑な制度運営が図れるよう、改正内容についてはできるだけ早期に示すこと。
さらに、市町村の財政負担がより一層懸念されることから、小規模自治体である町村に負担増を強いるような改正とならないよう、財源についても、国が適切に措置をするよう国へ働きかけるようこと。
（回答）
平成 30 年度の地方分権改革に関する提案募集において、県が行った障がい児者福祉に係る「基準省令」の早期公布を求める提案については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行うとの対応方針が示されました。
県としては、引き続き国に対し、制度改正について、制度の施行準備に支障がないよう政省令改正等に係る早期の情報提供や十分な準備期間を確保すること、また、地方公共団体に対し、新たな負担を求めることのないよう、国において必要な財源を確実に確保することを、他の都道府県と共同で要望しています。

（要望）
21. 地域生活事業に係る補助金は、事業実績と人口に応じて国が予算の範囲内で補助額を内示することとされているため、現状では規定の補助率の２分の１を大きく下回る交付となっている。また、これまで他の補助対象事業であったものが当該補助金に統合される傾向も

あり、これまで以上に市町村の超過負担は多くなってきている。
　今後も市町村の超過負担が続くことにより、事業継続に支障をきたし、受益者に影響が及ぶことがないよう、「義務的経費」としての位置づけ、確実な予算措置をするよう国へ働きかけること。
（回答）
　「地域生活支援事業」の国庫補助率が２分の１を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。
　そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても、国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについて、国に要望しています。
　併せて、「市町村地域生活支援事業」の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。
　今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

（要望）
22. 重度障害者医療費助成制度については、依然として入院に係る医療費については対象外となっている。これにより、制度格差に起因した市町村の財政負担は引き続き生じている。身体、知的、精神の 3 障がいの制度格差を一刻も早く解消し、障がい者福祉施策の充実を図るため、県重度障害者医療費助成制度について、精神障がい者の入院に係る医療費についても助成対象とするよう要望するとともに、国の責任において医療費の統一的な公費負担制度を早期に創設するよう積極的に働きかけること。
（回答）
　県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

（要望）
23. 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、制度改正等に伴う市町村の制度設計や改正、手続きに要する時間、及び利用者である住民への説明をする期間を考慮したスケジュールの設定をするとともに早期に情報提供を行うことを国へ働きかけること。

（回答）

県では、地方自治体が介護保険制度の見直し等に確実に対応できるよう、内閣府の平成 30 年地方分権改革に関する提案募集を通じて、早期の情報提供を求めたところです。その結果、「介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う」との対応方針の閣議決定がされております。

また、令和３年度の介護報酬改定についても、国の審議会を通じて、早期の情報提供及び自治体等に配慮したスケジュール設定を行うよう要望しました。引き続き、早期の情報提供について国に要望してまいります。

（要望）

24. 小児医療費助成制度について、県の助成事業の対象年齢引き上げと、所得制限の撤廃についてご英断するとともに、国に対して小児医療費助成制度の創設を引き続き働きかけること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

なお、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、また、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、対象年齢の引き上げや所得制限を撤廃することは考えておりません。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望）

25. 平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所の福祉事務所機能について、町内の生活保護受給世帯は 500 世帯を超え、町区域として多くの受給者が、相談や申請等で福祉事務所を訪れている。茅ケ崎支所の本所統合は、町民に多大な影響を及ぼすことが想定され、福祉の低下を招くことになる。今後、地域共生社会の実現を目指すに当たっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所の設置をすること。

（回答）

寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所内に設置した平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所で県が実施しているところですが、福祉事務所サービスがどのように町民に提供されることが望ましいのか、また、町民の利便性の低下を招くものとならないよう関係団体等の御意見を伺いながら、慎重に検討してまいります。

（要望）

26. 町では、重度障がい者、小児、ひとり親家庭等の医療費助成の補助を行っているが、これにより、国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものとなっている。この措置の全面廃止するよう国へ働きかけること。

（回答）

国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置については、平成 30 年度から未就学児を対象とする医療費助成に対しては、行われないことになりましたが、就学児以降の助成に対しては、引き続き減額措置が行われております。

市町村においては、福祉医療事業として小児医療費助成制度が就学児まで対象としていることや、ひとり親や重度障がい者に対する医療費助成制度が実施されており、事業実施にあたり、国民健康保険財政への影響が課題となっております。県として、こうした市町村における現状を踏まえ、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の減額措置の全面廃止について国へ働きかけを行っております。

（要望）

27. 不育症・不妊症治療の保険適用要望と、不育症治療の研究・人材育成の提案と併せて、不育症治療費助成制度の創設についても、国へ働きかけること。

（回答）

県では、高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成 16 年 10 月から治療費に要する費用の助成を行うとともに、平成 24 年４月から不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国は特定不妊治療を含めた不妊治療について、令和４年度からの保険適用を目指すとしており、県として、確実に保険適用を行うこと及び、医療保険の適用に当たっては、患者に混乱が生ずる事なく、また費用負担が適正となるよう、適用範囲や診療報酬金額等の制度を設計することを、国に要望してまいります。併せて、不育症についても、国において専門機関との研究により効果が認められる治療及び必要な検査に係る医療保険の適用に向け、不育症検査費助成が創設されたところですが、確実に医療保険の適用対象とするなど支援策をさらに拡充することを要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするものの、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約７割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや、専門医が少なく、治療方法などが十分には確立されていないことから、不育症の研究や人材育成の推進についても、国に要望してまいります。

（要望）

28. 国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化を図るとともに、特に少子化対策として、小児に対する接種は全額国負担により無料で接種できるよう、普通交付税の交付・不交付に左右されない安定的な財政支援について国に働きかけること。

（回答）

予防接種法に基づく定期の予防接種については、平成 25 年度から、９割程度が普通交付税措置され、一定の財源補償がなされていますが、本県においても、予防接種は、その財源を含め、国の責任において、全国一律に実施されるべきと考えています。

全国衛生部長会の「令和４年度衛生行政の施策及び予算に関する要望書」において、定期の予防接種に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において全額財政措置を行うことについて要望を行いました。

なお、「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成 26 年３月 28 日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期の予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められていることから、今後も、国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

（要望）

29. がん検診にかかる国からの財政支援については、補助対象に、胃がん、肺がん、大腸がんの検診分も含めるよう拡充を図るとともに、事業推進における自治体の裁量性を確保するよう国へ働きかけること。

（回答）

胃がん、肺がん、大腸がんの検診分も補助対象にして財政措置も講ずること、また、がん検診受診率向上に向けた事業推進における自治体への裁量性を確保することについて、引き続き国に対して要望してまいります

（要望）

30. 広域的な課題といえる飼い主のいない猫への保護活動は、県が掲げる保護した猫の殺処

分０に大きく寄与するものであることから、この問題に取り組む市町村への強力な支援策の一環として、県による町への財政支援とともにボランティア団体への負担軽減のため、病気等で保護せざるを得ない猫に対して保護協力をすること。

（回答）

県では、現在、「飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術事業」として、飼い主のいない猫の数が増えないようにすることを目的に避妊又は去勢手術を実施し、飼い主のいない猫の保護活動の支援を行っています。飼い主のいない猫の保護は、自活のできない幼猫については、県動物愛護センターで収容し、負傷等した猫については、県獣医師会と委託契約し、会員動物病院で保護及び治療等の処置を行っています。

寒川町は、本委託契約の対象地域ではありませんが、県所管域で実施されているこれらの事業が、広域的に飼い主のいない猫の増加を抑止し、各市町村の負担軽減につながると考えております。

（要望）

31.相模川左岸の築堤については未整備箇所があり、洪水が発生した際には大規模な水害に発展する懸念があり、迅速な築堤整備をすること。残る未整備個所においても早期の整備をすること。

また、「さがみグリーンライン」については、賑わいや交流の場としての効果には大きな期待がある。引き続き町との連携協議の下、早期の整備をすること。

（回答）

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約 21 ㎞のうち、圏央道と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約 10 ㎞を先行整備区間として位置づけています。

この区間については、これまでに用地取得がほぼ完了し、河川工事に影響がないなど、条件が整った箇所から、順次、工事を進めています。

寒川町域では、令和２年度までに、海老名市境の南側約 0.5 ㎞区間を供用したところで、令和３年度は、寒川北ＩＣ付近の約 1.2 ㎞の区間を整備しているところです。

今後とも地元の御協力を得ながら、また、関係者の方々との調整を図りながら事業進捗に努めてまいります。

現在、さがみグリーンライン自転車道と併せて計画している寒川町内の緑地についても、関係機関等と調整を図りながら事業進捗に努めてまいります。

相模川左岸の未整備箇所のうち、国土交通省直轄区間の築堤整備の促進については、県としても引き続き、御要望の趣旨を国に伝えてまいります。

また、県管理区間の新幹線橋梁付近における堤防整備については、国土交通省が行うさがみ縦貫道路整備事業において実施することとしており、平成 30 年度に工事着手し、現在施工中と聞いています。

引き続き、県も早期に完成できるよう、国に協力してまいります。

（要望）
32.都市計画道路中海岸寒川線（寒川ＮＴＴ以東）の整備促進については、約 1,480ｍが未整備の状態であり、安全確保が課題となっている。次期「かながわのみちづくり計画」においては、当該路線を計画に位置づけること。
（回答）
県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和７年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。
御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、事業化を図ることは困難です。

（要望）
33.一級河川小出川の改修整備については、早期の改修をすること。また、周辺住民の安全性向上のために遊水池整備の早期実施をめざすこと。
（回答）
小出川では、相模川合流点から追出橋までの約 7.5km 区間を「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量 50mm に対応できる河川整備を重点的に進めています。
令和３年度は、寺尾橋上流において護岸工事を進めるほか、一ツ橋から追出橋区間の護岸工事および用地取得を進めてまいります。
また、令和２年度に続き鷹匠橋から上流に向かって、流下能力を進めて向上させるための河床掘削工事を実施する予定です。
遊水地の整備については、茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定し、これまでに行谷生産組合や地権者に対して説明会を開催し、事業を進めることについて、御了承いただきましたので、令和３年度から用地取得を進めています。
今後も、地域の方々の御協力をいただき、茅ヶ崎市と寒川町の事業とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めていきます。

（要望）
34.寒川駅～海老名駅間の路線バスは、両市町で休止となったコミュニティバスの代替交通手段として、地域住民の要望により平成 26 年から運行、平成 29 年度からは、国の地域間幹線系統確保維持費補助金の対象事業となっているが、県の同補助制度では、路線撤退時の申請のみが補助対象となっているため当該路線バスは対象外となっている。
多様化する運行形態に対応するために、県の同補助制度の改正をし、十分な予算の確保をすること。

（回答）

県は、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っているところです。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

（要望）

35. 学校施設環境改善交付金の配分基礎額算定方法の見直しについて

学校施設の改修等を確実に行うためには国からの財政的支援が必要不可欠だが、交付金の対象事業費の算定においては、財政力指数による補助率の引き下げや、配分基礎額算定による補助対象額と実際の補助対象となる工事費とで大きな乖離が見られ、その差額分が大きな負担となっている。そのため必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しを国がするよう働きかけること。

（回答）

学校施設環境改善交付金を含む国の公立学校施設整備費については、令和３年度において補助単価が引き上げられましたが、実際の工事に要する経費と国の算定する経費に乖離があります。

このため県教育委員会では、引き続き国に対して、学校設置者が計画する全ての事業が採択されるよう、必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しや、対象事業の拡充を図るよう、働きかけてまいります。

（要望）

36. 「授業目的公衆送信補償金制度」に係る地方自治体の財政負担の軽減について

国が推進する「ＧＩＧＡスクール構想の実現」に当たっては、地方財政措置が活用されているが、当町は普通交付税の不交付団体であることから、一般財源による多額の負担が生じている。

教育の機会均等の観点から、国による財政負担を要望するとともに、それが困難な場合には、地方財政措置による対応ではなく、全ての地方自治体に等しく財政的負担の軽減が図られるよう、新たな補助金等の創設について国に働きかけること。

（回答）

「授業目的公衆送信補償金制度」については、国において公立学校分の地方財政措置を講じているところですが、県教育委員会としては、補償金の支払いが市町村の過度の財政負担になることがないように必要な財政措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望してまいります。

大磯町

（要望）

１.県道 63 号の歩道整備事業の促進について

県道 63 号は、国道１号から伊勢原方面に向かい、町内の西部地区を南北に縦断する広域幹線道路として利用され、県道沿線には、町役場の支所や消防分署、小中学校や幼稚園、保育園など、町民生活に密接した施設が集積している。また、東海大学医学部付属大磯病院や小田原厚木道路へのアクセス道路としての役割も担っていることから、大磯町の土地利用計画となる「まちづくり基本計画」にも主要な幹線道路と位置づけている。

このように重要な位置づけとなる道路ではあるが、月京地区の一部歩道が未整備であり、県道がカーブし見通しが悪い上に歩道が未整備のため、信号機のない横断歩道を渡らざるを得ないなど、安全・安心な通行環境が整っていない状況にある。

昨年度、県とも協議した中で、改めて歩道整備の必要性を確認し、長い間中断していた県の事業再開に向けて進めているが、これまでの県の取組を中断させることなく、工事の完成に向け、早期に関係地権者など契約締結のために必要な予算措置、また、その後の整備事業へと更なる事業促進に取り組んでいただくよう要望する。

（回答）

御要望の区間については、事業が中断しておりましたが、町の御尽力により地権者から事業協力の理解が得られ、令和３年度より、測量調査や歩道の設計を進めています。

今後も予算を確保し、町の御協力をいただきながら、用地取得などを進め、早期供用に向けて取り組んでまいります。

（要望）

２.本庁舎建て替え事業に係る財政措置について

本庁において、平成 29 年３月に「大磯町公共施設等総合管理計画」を策定し、本庁舎建て替えに向け庁内検討を進めていたが、「市町村役場機能緊急保全事業」が期限となり活用できていない。今後、大規模な災害が想定される中で、市町が業務を行う庁舎に関しては、災害発生時においても、災害への応急支援等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための重要な拠点となり、有効に機能しなければならず、庁舎の建て替えは急務である。

こうした状況から、今後、建て替えをする市町に対し庁舎の建て替えが円滑に進められるよう、新たな財政的な支援を構築するよう国に働きかけることを要望する。

（回答）

国の市町村役場機能緊急保全事業については、平成 29 年度から令和２年度までの４年間が時限とされたところであり、県としても延長の働きかけを行ってまいりましたが、令和２年度までで終了となりました。

しかしながら、災害発生時に庁舎は業務継続のための重要な拠点となることから、その財政支援については、県としても国に働きかけております。

（要望）
３.新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者の被扶養者としての取り扱いに関する要望について
医療の現場では、医療従事者が不足しており、潜在看護師等の復帰を要望するなど医療従事者などの確保に努めているところだが、新型コロナウイルス感染症に対応している医療従事者等においては、一時的な収入の増加が見込まれ、健康保険や税法上の扶養親族から外れるなど、予想外の収入が復帰の足かせになっている現状もある。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、感染リスクといった平常時には感じえない不安を抱えながらも地域医療のために医療に従事すること、また多くの方にワクチンを接種するために継続的に業務に従事することは、非常に公益性が高いものと考えられる。
ついては、これら非常勤の医療重視者等の一時的な収入の増加に対し、すでに令和３年６月４日付け保保発 0604 第１号「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療食の被扶養者の収入確認の特例について」で、その対応について示されているが、対象者に新型コロナウイルスワクチン接種の医療事務に従事する者においても、同様の措置を講ずることを国に働きかけることを要望する。
（回答）
御要望の点については、令和３年 11 月 22 日に内閣府特命担当大臣及び厚生労働大臣あてに要望しており、動向を見守ってまいります。

二宮町
（要望）
１.市町村役場機能緊急保全事業の再創設について
公共施設の耐震化による安全性の確保が求められている中、二宮町でも公共施設等総合管理計画に基づき町民合意を得ながら事業を進め、令和２年度中に計画をとりまとめる予定だったが、新型コロナウイルス感染症の流行などに伴い町民と会合を持つ機会が限定されている。
未来のまちづくりに向けた庁舎建設計画には、町民との対話は欠かすことができない一方で、財政力の弱い自治体が災害対応拠点としての庁舎を整備するために、市町村役場機能緊急保全事業は、極めて有効な制度であるため、改めて制度を創設するよう国に働きかけることを要望する。
（回答）
国の市町村役場機能緊急保全事業については、平成 29 年度から令和２年度までの４年間が時限とされたところであり、県としても延長の働きかけを行ってまいりましたが、令和２年度までで終了となりました。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によって議会・住民の合意形成に時間を

要している実情もあり、災害対応拠点となる庁舎の建て替えに係る財政支援については、県としても国に働きかけております。

（要望）

２.葛川水系河川の改修・整備促進について

葛川水系は、近年のゲリラ豪雨や台風などの際、河川の溢水と道路や住宅地への浸水被害が発生していることから、安全性確保のため、護岸整備や浚渫など、必要な整備に早急に取りかかることを要望する。

また、葛川上流部の打越川の未整備区間は渓岸浸食が顕著で、下流域にも影響することから、現状に見合った砂防施設の早期整備及び排水断面の確保を要望する。

（回答）

葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、川尻橋から塩海橋までの区間が完成しております。

未整備箇所の整備につきましては、平成 31 年３月に葛川水系河川整備計画を策定し、早期の整備に向け、これまでに測量等の調査が完了し、線形・護岸構造の設計等を進めているところです。

河川整備に当たっては、未整備区間の下流から進めることが原則ですが、下流にはＪＲ東海道本線の橋梁があり、架け替えには多大な時間を要することから、早期の浸水被害の軽減を図る現実的な整備手法の検討などを進めてまいります。

また、現状の施設の能力を十分発揮できるよう、パトロール等により土砂の堆積等の状況を把握するとともに、町の意見を聞きながら速やかに対策を講じてまいります。

葛川の砂防指定区間については、渓流保全工（護岸工）の整備完了以降も、必要に応じて護岸補修などの維持管理を実施しています。

また、葛川の支川である打越川の砂防指定区間については、未整備区間である若宮橋から上流は事業の優先度が低く、早期の整備は困難であります。

県では、若宮橋から上流の区間については、渓岸侵食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講ずるなどの維持管理を実施しています。

今後も、適正な維持管理を行ってまいりますが、著しく渓岸侵食が進行する等の兆候があれば、水路管理者である二宮町の御協力をいただきながら、必要な対応を検討してまいります。

（要望）

３.ＧＩＧＡスクール構想をはじめとしたＩＣＴ・環境整備への財政支援の拡充について

令和元年 12 月に国が公表した「ＧＩＧＡスクール構想」について、当初は令和５年度までに義務教育諸学校について一人一台の端末環境を整備することとしていたが、「新型コロ

ナウイルス感染症緊急経済対策」により令和２年度中の完了を目指し、前倒しされた。今回の整備については国庫補助金等による財政支援により、整備を進めることができた。一方で次回の機器更新、このＩＣＴ・環境を有効に活用していくための人的支援、ネットワーク環境の保守、通信費等、継続的に多額の経費負担が発生することとなる。

今後、これらの経費を町の単独経費で維持していくことは町の財政にとっても大きな負担となることから、継続的に財政的支援をいただくよう国や県に対して働きかけるよう要望する。

（回答）

県教育委員会としては、ＧＩＧＡスクール構想の実現に係る一人一台端末等整備の継続的実施に向け、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望してまいります。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

さらに、希望する学校すべてにＩＣＴ支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望してまいります。

加えて、令和３年度２月補正予算を計上し、ＩＣＴを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

（要望）

４.学校教育の新たな課題に対応するための指導体制の充実について

新学習指導要領の実施に伴い高度化・多様化する学習内容への対応や、それを学ぶ多様な子どもたちの発達段階や個に応じたきめ細かな教育への対応、更に学校内における新型コロナウイルス感染症への対応など、学校に求められている様々な取組に適切に答えていくため、教職員定数の充実、小規模校に対する教職員の加配、スクール・サポート・スタッフの配置の継続、学習指導員の配置拡充、あわせて少人数によるきめ細かな指導の充実について、国に働きかけるよう要望する。

（回答）

本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

また、スクール・サポート・スタッフについて、その果たす役割は大変重要と考えていることから、令和４年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学

校・特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。県教育委員会としては、引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、国に要望してまいります。

また、県教育委員会自らも、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について国に要望しております。

次に、学習指導員について、令和２年度において、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を３人ずつ（週 20 時間）配置し、臨時休業に伴う未指導分の補習、心のケア等に対応してきました。また、令和３年度においては、国の補助事業の大幅減や臨時休校が実施されない等、状況の変化はありましたが、引き続き、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、政令市を除く市町村立小・中学校、特別支援学校の全校に学習指導員を１人ずつ（週３時間）配置しているところです。

県教育委員会としては、学習指導員の配置に係る財政措置を講ずるよう、今後も引き続き、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望を実施してまいります。

中井町

（要望）

１.加齢性難聴者の補聴器助成制度の創設について

現在、障害者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はありますが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。

補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるように、国による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけるとともに、未病を改善するため県独自の補助制度創設についても検討を要望する。

（回答）

加齢に伴う難聴は、高齢者の社会参加の意欲にも影響する一つの要因となり得ると認識していますが、高度難聴者以外の加齢性難聴者への補聴器購入に係る補助制度は国レベルでの検討が必要と考えます。

国において、補聴器の利用による認知機能の低下への予防効果を検証する研究が行われているところであり、国の動向を注視してまいります。

（要望）

２.着実なワクチン接種と接種体制の構築について

高齢者同様、65 歳未満の早期接種により一日も早く平穏な日常生活を取り戻すべく、接種の促進、加速化が求められる。集団接種会場における夜間、休日など接種日時の見直し・

充実を足柄上５町で検討しているが、体制構築に向けた強力な支援を要望する。

また、当町のように医療機関が脆弱な地域においては、町域、郡域を超えて医療機関を利用する方が非常に多い。加えて、若年世代では主治医がいない若者も多く、住民票所在市町村による接種という原則が接種のハードルとなっている。

自治体ごとの接種ルールは住民にとって非常に分かりにくく障壁となっていることから、行政区域の枠を超えて希望する医療機関でワクチンが自由に接種できるよう、接種者ファーストの体制構築に向けての支援を要望する。

（回答）

現在、県では、各市町村担当を配置し、各市町村の実情に応じた支援を行っております。

接種のルールは、現状、各市町村の実情に応じて各市町村が設定していると認識しており、行政区域の枠を超えた接種については、現在も住所地外接種届制度など、必要に応じて認められております。

今後も、国の考え方も踏まえ必要な支援を検討してまいります。

（要望）

３．土地利用の加速化について

本町では、新たな産業拠点の形成など土地の有効利用を進めていくため、東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺において、産業系市街地整備を目的とした土地区画整理事業及び優良農地の造成を目的とした土地改良事業を推進している。各事業の事業区域内には森林法第５条に規定される地域森林計画対象民有林が存在しているが、同法第十条の二第三号の規定により、土地区画整理事業及び土地改良事業は開発行為の許可を要しない事業とされ、公益性の高い事業に一定の配慮が設けられている。

しかしながら、都道府県の定める林地開発行為連絡調整実施要領の規定により、森林法で定める森林率を満たす造成森林を設ける必要が生じるとともに、厳しい雨水排水基準が適用され、土地改良事業予定地に大規模な調整池の設置が求められている。調整池の造築は、事業費の増大や優良農地面積の減少により、土地所有者に多大な負担を強いるとともに、整備効果の低下を招くことになる。

法の適用除外となった事業については、その他の関係法令の基準に適した公益性の高い事業であることから、事業効果を最大限発揮するため地元自治体の意向に沿った連絡調整となるよう配慮していただくよう要望する。

（回答）

森林法では、国・地方公共団体等の実施する開発行為についても、民間が行う開発行為と同様、林地開発許可制度の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期することとしております。

また、現状の開発予定地が森林法で規定された地域森林計画対象森林であれば、連絡調整の手続きにより事務を進めていくことが必要となりますが、将来計画を前提とした連絡調

整を行うことはできません。
　今後とも法の趣旨に則り、適正に手続きを進めてまいります。

　大井町
（要望）
１.消防団員による消防自動車運転時の免許要件の緩和について
　全国的に消防団員の確保が難しく、地域防災力の低下に危機感が強まる中、消防団員が持つ運転免許への制限が今後の消防団活動に大きな影響を及ぼすと危惧されるので、消防団車両は普通免許で運転ができるような制度の構築を国へ働きかけることを要望する。
（回答）
　準中型免許の新設に伴い、将来的に車両総重量3.5ｔ以上の消防自動車を運転する者の確保が課題となることから、消防庁は、市町村が消防団員の準中型免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の２分の１に対して特別交付税措置を講じています。
　また、消防庁では新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5ｔ未満の消防ポンプ自動車の無償貸付を行う等の対応をしているところです。

（要望）
２.有害鳥獣対策事業の充実強化について
　県西地域においては麻酔銃の手配等に膨大な時間を要し、地域住民の安全・安心が脅かされる状況が見受けられる。さらに、捕獲後に当該市区町村区域内の山中へ放獣することは日頃から有害鳥獣駆除に協力をいただいている農業従事者や地域住民の理解を得ることは難しく、抜本的な解決につながるとは思えない。ついては、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。
　また、ジビエ活用の有無に係わらず捕獲従事者の負担に差異はないことから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、同様の支援策の強化を行うよう、国への働きかけを要望する。
（回答）
　鳥獣の市街地出没については、住民に一番身近な市町村が対応を行うにあたり、県においてイノシシ等の市街地出没への対応マニュアルを策定するともに、麻酔銃による対応を可能とする事業者等の情報の収集及び提供を行ってまいります。
　ジビエ活用について国は「被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変える取組が重要」としており、支援策の差異は、捕獲従事者の負担の大小によるものではなく、ジビエ活用を推進するために設けられています。
　現行の施策の見直しについて、国へ働きかける予定はありませんが、鳥獣被害対策を継続していくため、これまで同様、国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算の確保を国に働きかけてまいります。

（要望）

３.県立足柄上病院の医療体制の充実強化について

県立足柄上病院は、足柄地域における中核的な医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っており、特に県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としているが、その際には足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開を検討するとともに、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を図られるよう要望する。

（回答）

地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努め、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

（要望）

４.主要地方道 72 号（松田国府津）（松田町行政界～国道 255 号）の歩道設置について

交通量の多い当該道路における歩行者の安全確保のため松田町行政界から国道 255 号までの区間の歩道整備について、引き続き早期の完成を要望する。

（回答）

主要地方道 72 号（松田国府津）の東名高速道路大井松田ＩＣランプ橋前後の区間については、平成 29 年度に町と連携して地元説明会を開催し、現在、用地交渉を進めているところであり、引き続き、町の協力を得ながら用地取得に努めてまいります。

（要望）

５.ＪＲ御殿場線ＩＣカードの跨り利用について

ＪＲ御殿場線では、県をはじめ関係各者の積極的な働きかけにより、平成 31 年３月から下曽我～足柄駅間において交通系ＩＣカードの使用が可能となり、令和３年３月からはＴＯＩＣＡサービスエリアが国府津駅まで拡大され、ＩＣ定期券の跨り利用が可能となりましたが、一般利用客による鉄道事業者のエリアを跨いだ利用の目途は立っていない。

今後の観光振興の観点から、また、利用者の利便性向上を図るために、ＴＯＩＣＡエリアとＳＵＩＣＡ首都圏エリアを跨る利用が可能となるよう、引き続き、県が主体的に鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

（回答）

ＪＲ御殿場線ＩＣカードの利用については、国に対し、さらなる対象拡大に向けた検討を

行うなど、積極的な支援について要望するとともに、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、ＪＲ東海やＪＲ東日本に働きかけを行っているところです。

（要望）

６.社会資本整備総合交付金の拡充について

必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう、国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考えを示すよう、引き続き国へ働きかけること。

（回答）

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き、国に働きかけてまいります。

（要望）

７.学校教育の振興について

新学習指導要領における小学３・４年生の外国語活動や小学５・６年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費、また、プログラミング教育が円滑に実施できるよう、教員に対するサポート体制のための支援員等の配置のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

さらに、小学校においては令和３年度から５年をかけて 35 人学級とする取組がされているが、将来を担う子どもたちの安全・安心な教育環境が早期に確保できるよう、小学校・中学校において令和 4 年度からの 35 人学級の全面実施について、国への働きかけを要望する。

また、ＧＩＧＡスクール構想に伴い、その運用保守に係るランニングコストや整備後の端末更新に係る費用などがこれからも必要となることから、これらの経費を補助対象として、継続的な財政的措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

（回答）

小学校外国語活動における外国語指導助手（ＡＬＴ）等の活用の有用性については認識していますが、本県の財政上、県独自で予算措置を講ずることは困難であります。小学校における外国語指導助手の雇用への財政支援の充実については、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してきており、引き続き要望してまいります。なお、各市町村教育委員会に対しては、文部科学省、総務省及び外務省によって地方交付税措置のある、ＪＥＴプログラムのＡＬＴ任用の仕組みがありますので、その活用について検討するよう、周知して

います。
　プログラミング教育については、「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」のサイトを文部科学省及び総務省、経済産業省が作成し、全国の小学校を中心とした実践事例や教材情報等を掲載しています。また、プログラミング教育の充実に向けた人的措置について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、国に対して要望しています。
　35 人学級については、児童一人ひとりの理解度や興味・関心を踏まえたきめ細かな学習指導等に寄与するものと認識しております。県教育委員会では、今後も、小・中学校での取組の好事例を収集し、市町村教育委員会と共有してまいります。また、小学校の 35 人以下学級の計画的な整備や中学校の 35 人以下学級の早期拡充について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。
　ＧＩＧＡスクール構想に基づく一人一台端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用については、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望してまいります。また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

（要望）
８.新型コロナウイルス感染症に係る財政支援について
　地域経済及び安全・安心な町民生活の回復に向けた対策を今後も推進していくため、必要な経費に係る財政的措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。
（回答）
　新型コロナウイルス感染症への対応について、地方自治体に対し必要な財政措置を講ずるよう、国に強く要望しております。
　今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけてまいります。

　松田町
（要望）
１.ヤマビル対策について
　ヤマビル対策に関する県を中心とした関係市町村等との対策部会を設置していただき、広域に拡がる被害状況を踏まえ、分布域の情報共有に留まっている現在の連携体制を、対策も含めた幅広い取組ができるよう、更に踏み込んだ主体的な施策の展開を要望する。
　また、「ヤマビル被害対策事業費補助金」においては、被害状況が県央から県西地域に大きく拡がり、広域的な行政課題であることを踏まえて、補助率の引き上げや既定の補助率どおりの交額確保について、財政支援の拡充を要望する。
（回答）

対策部会の設置については、平成 14 年度から平成 23 年度まで、自然環境保全課が事務局となり開催していた「神奈川県ヤマビル対策連絡会議」の再開なども含め、改めて今後にとって有効な体制づくりを各市町村からの御意見も伺いながら具体化していきたいと考えております。

補助率の引き上げについては困難ではありますが、令和４年度は若干ですが増額を確保いたしました。引き続き予算の確保に努めてまいります。

（要望）

２.有害鳥獣対策について

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金を農協を通じた農業従事者への支援のみではなく、町が助成する免許取得者に対しても広く対象とするよう、支援の拡充を要望する。

有害鳥獣の捕獲や防護の有効な強化策として制度化していただいた県独自の「有害鳥獣捕獲奨励補助金」や「広域獣害防護柵補修事業費補助金」の充実及び継続的な実施を切に要望する。

（回答）

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農業協同組合が実施する狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しており、町で助成する免許取得者に対する助成措置は考えておりませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めてまいります。

「有害鳥獣捕獲奨励補助金」及び「広域獣害防護柵補修事業費補助金」は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、３年間の時限を設定し措置したものであり、積極的な活用をいただいたうえで、その効果については各市町村からの御意見も伺いながら検証してまいりたいと考えております。

（要望）

３.都市部からの移住・定住者への支援制度について

県西地域活性化プロジェクトを推進する上で、重点としている「移住・定住の促進」のため、セミナーや説明会の実施のみならず、都市部から県西地域への移住・定住者に対する支援制度の創設を要望する。

（回答）

コロナ下において、本県が、テレワークと都心への通勤を両立しやすい居住地として注目されている機会を生かし、市町村によるそれぞれの地域で暮らす魅力を高めていく取組をサポートするため、専門的知識や経験を有する人材を市町村へ派遣できるよう、令和４年度で所要の措置を講ずることといたしました。併せて、テレワーク体験を通じて、移住先とし

ての神奈川に関心を持っていただけるよう、都心の働く世代向けに、テレワーク拠点と地域の自然や暮らしの魅力を発信してまいります。

（要望）

４．ＳＤＧｓ未来都市への優遇措置の導入について

県内の市町村全体におけるＳＤＧｓの取組が更に加速するよう、ＳＤＧｓ未来都市に対しては、対象事業をモデル事業のみに限定せず、補助対象期間を３年間とし補助率を 10 分の 10 とするなど、ＳＤＧｓ未来都市への優遇措置の導入を要望する。

（回答）

市町村自治基盤強化総合補助金においては、国のＳＤＧｓ未来都市に提案した事業に限らず、各市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業であれば、地方創生推進事業の対象となります。

また、補助期間については、地方創生推進事業のうちＳＤＧｓ推進事業においては国の補助制度と同様１年限りとしておりますが、各市町村が２年目以降も引き続き事業を実施していく場合については、地方創生推進事業の対象としております。

補助額については、最大 300 万円の定額補助に、市町村負担額の原則２分の１を加えた額を補助額としておりますので、事業実施に当たっては、積極的にご活用ください。

その上で、ＳＤＧｓ未来都市に対しては、県内に限らず全国のＳＤＧｓ未来都市に関する情報の提供や、「かながわＳＤＧｓパートナー」を始めとした企業等とのマッチングなどを通じて、強力に支援してまいります。

（要望）

５．水源環境保全税の継続について

水源環境保全税を原資とした水源環境保全・再生施策大綱の計画期間は令和８年度までとされているが、水源環境保全・再生の取組は、長期的に継続して実施することでその機能を発揮することができるため、施策大綱の延長を切に要望する。

（回答）

県では、平成 19 年以降 20 年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和４年度からは、施策大綱に示した最後の計画となる「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」の取組を進めていくこととなりました。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、それぞれの特別対策事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

施策大綱期間が令和８年度で終了することから、その後の施策については、施策大綱に基づく取組の到達状況や成果等を検証・評価した上で、第４期計画期間中に市町村、県議会、

県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

（要望）

６.計画的な森林整備の推進について

町内の山林において、今後も、集落周辺の森林は風水害による倒木や土砂崩れにより家屋が押しつぶされる人的被害が想定されるため、間伐等、日頃からの手入れが大切であり、道路等重要インフラ周辺の森林についても、災害時に道路が分断されることで孤立化する地域が生じることが懸念されていることから、引き続き、計画的な森林整備の推進を要望する。

（回答）

荒廃した森林の整備については、県が進める「水源の森林づくり事業」や町が行う「地域水源林事業」の支援を、着実に進めてまいりたいと思います。

また、自然災害による森林被害への対策については、「水源環境保全・再生実行５か年計画」の３番事業に位置付けている「土壌保全対策の推進」の取組により、崩壊地の拡大防止や森林土壌の流出防止に努めてまいります。

（要望）

７.災害に強い河川環境整備の推進について

流域住民の生命・財産を守るため、引き続き、酒匂川や川音川、中津川の計画的な河床整理を推進していただくとともに、噴火時の洪水対策という視点から、富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書の被害想定を踏まえた、正常な河川断面の確保を推進していただくよう要望する。

（回答）

この度改定された富士山ハザードマップでは、融雪型火山泥流は、酒匂川の河道内を流れ松田町に到達すると想定されており、できるだけ、河川内で泥流を流すことができるよう、堆積土砂を撤去するなど適切な河川管理を行うことが噴火対策にも繋がると考えられます。

酒匂川について、県は「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき総合的な土砂対策に積極的に取り組んでいます。平成 28 年度までに、第一段階として平成 22 年台風９号で河川内に流入した大量の土砂の撤去を概ね完了させました。

しかし、令和元年東日本台風等に伴い、新たな土砂が堆積したため、水害対策として堆積土砂の撤去を「水防災戦略」に位置づけて、重点的に取り組んでいます。

酒匂川、川音川及び中津川では、流域市町の要望を踏まえて、氾濫の危険性の高い箇所から堆積土砂の撤去に取り組んでおり、令和３年度は予算を増額し、酒匂川では新十文字橋上流など４箇所、川音川では文久橋付近の１箇所、中津川では大寺橋上流の１箇所で実施しており、引き続き、適切な河川管理に努めてまいります。

（要望）

８.県立足柄上病院の経営維持と医療体制の充実強化について

今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、医療体制の充実強化を要望する。

（回答）

県立足柄上病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、県西医療圏の中核的な総合医療機関として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステム等に対応した医療の提供や、災害に備えた体制の充実強化に努めることを指示しております。

これを踏まえ、県立足柄上病院では、高齢化の進展に対応した総合診療科の充実や内視鏡・人工関節などのセンター化に取り組むほか、救急医療などの地域のニーズに沿った医療を提供しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の対応では、神奈川モデルの重点医療機関として中等症患者などの受入れにあたっています。

また、県立足柄上病院が地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

（要望）

９.産科再開の検討及び妊婦の移送サービスの実施について

足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開の検討をお願いするとともに、産科再開の条件をご教示ください。また、通常の出産では救急車による救急搬送が適用されないため、タクシー等による妊婦の移送サービスの実施、若しくは移送サービスを実施した町への財政支援を要望する。

なお、本件については、足柄上地域１市４町も賛同している。

（回答）

地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努め、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

妊婦の移送サービスについては、類似サービスを実施している近隣自治体の事例を御紹介するなど、サポートしてまいります。

（要望）

10.新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備における支援について

県と町が連携して駅周辺整備事業の実現を目指せるよう、引き続き、新松田駅北口・南口

広場を含めた駅周辺地域の整備における多面的な支援を要望する。

また、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期実施、及び「かながわみちづくり計画」等の県計画への位置づけを切に要望する。

（回答）

新松田駅周辺のまちづくりについて、松田町は、令和元年度から「都市再開発支援事業」により、駅周辺整備事業に関する地元組織の設立に向けた勉強会等に取り組まれています。

県としては、引き続き、「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向け、町の意向を伺いながら、国の交付金を活用できるよう、できる限りの技術的支援を行ってまいります。

県道 711 号(小田原松田)のＪＲ御殿場線アンダー部の改良事業については、新松田駅周辺地域のまちづくりの状況をみながら、町の協力を得たうえで、検討を進めてまいります。

山北町

（要望）

１．「はこね金太郎ライン」を活用したあしがら地域における観光振興の活性化について

県においては、魅力ある観光資源を有するあしがら地域への集客性、回遊性を更に高めるため、市町の境を超えて観光スポットを広域的・効率的に結ぶ周遊ルートの形成や、それに伴う案内サインを設置するなど、観光客に対して積極的な情報発信を行い、県西地域における観光振興や地域経済の活性化につながる取組を要望する。

（回答）

県では、これまで、1,000 通りのモデルコースや、それを構成する観光資源の発掘・磨き上げを行い、国内観光客向けウェブサイト「観光かながわＮＯＷ」や外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip-Kanagawa Travel Info-」により、国内外の観光客向けに発信してまいりました。

また、温泉施設を巡るチケットの発行やＳＮＳを利用したプレゼントキャンペーンなどを通じ、県西地域の回遊促進に取り組んでまいりました。

今後は、これまでの取組に加え、市町の境を越えて未病改善スポットを案内するサインを令和３年度中に２か所に設置するほか、あしがら地域と箱根を結ぶ、未病改善をテーマにした新たな周遊ルートの発信などを行ってまいります。

また、観光案内サインの設置については、令和４年度も「神奈川県観光客受入環境整備費補助金」により、外国語表記による観光案内板の設置を行う民間事業者に対して、引き続き補助を行ってまいります。

あしがら地域の魅力ある資源を活用した観光の推進については、広域で連携した取組が重要であることから、今後も、県西地域の各市町と協議しながら一緒に取り組んでまいります。

（要望）
２．「道の駅山北」の施設充実と、広域的な道路ネットワークの必要性について
　県有施設である「道の駅山北」の施設充実をはじめ、支援をお願いしたい。
　また、令和２年度から県関係課のご協力をいただき、当町の広域的道路ネットワークについての意見交換会を重ねているが、将来的にはこの意見交換会における成果をまとめ上げ、関係自治体との調整や要望活動につなげていきたいと考えているので、今後も引き続き、県としての技術的助言をお願いしたい。
（回答）
　「道の駅山北」は、平成 25 年に、建物の増築や駐車場スペースの拡充など、大幅なリニューアルを行っていますが、山北スマートＩＣの整備により、更なる利用者の増加が見込まれることから、令和３年度に不特定多数の人が利用するトイレについて、利用者ニーズに対応するため、和式から洋式トイレに改修を予定しています。
　引き続き、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、バリアフリーに配慮したみんなのトイレの改修や、より多くの利用者に効果的な情報発信ができるよう、情報コーナーのモニター大型化を検討してまいります。
　なお、モニターの改修に併せて、発信する情報の充実、例えば観光情報などの表示も検討したいと考えておりますので、町の御協力もお願いいたします。
　山北町の「広域的な道路ネットワーク」については、令和２年度から、町が主催する意見交換会に県も参画しており、引き続き、そうした場で、道路整備の必要性の検討など町が進める取組に対して、技術的なアドバイスを行うなど、町を支援してまいります。

　開成町
（要望）
１．富士山噴火対策の充実について
　火山現象においては地域住民の生命・身体を守るための「広域避難」が重要であり、事前対策や噴火直前と噴火後における緊急対策について充実強化を要望する。
　また、住民が富士山の噴火リスクに関して正しい理解を得ることができるよう、規模別噴火溶岩流到達想定区域の住民向け説明会の開催を要望する。
（回答）
　富士山噴火に係る広域避難については、「富士山火山防災対策協議会」において、「富士山火山広域避難計画」を改定するため、「富士山火山広域避難計画検討委員会」を設置して、検討を行っております。
　同委員会での検討を踏まえ、本県においても、富士山噴火の影響を受ける市町と連携した広域避難に係る訓練について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ検討してまいります。
　また、県民の皆様に、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、まずはハ

ザードマップの周知を図るとともに、広域避難計画の検討を踏まえ、市町とのしっかりした連携のもと、住民説明会を開催してまいります。

（要望）

２.小田急線開成駅前への交番設置について

開成駅の利用者は増加傾向にあり、平成 31 年からは急行停車駅となっている。また、駅周辺の区画整理事業も予定しているため、周辺地域の更なる人口増加が見込まれ、安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

県では交番の統廃合を打ち出したが、地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた再編成を検討するとともに、設置までの間において、開成駅前におけるパトロールの立ち寄りの強化、アクティブ交番の弾力的運用等の措置を要望する。

（回答）

県警察としては、平成 31 年３月に交番等における事件・事故等の対応力を向上させること、持続的に機能を維持していくことを目的とし「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、計画の方向性として「交番新設時における交番総数増加の抑制」を示しており、都市開発や人口集中等に対応する場合であっても、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応することとしております。

交番の設置については、事件事故等の発生状況や来訪者の多寡、他の警察施設との距離などを総合的に検討し、必要性を判断していくこととしています。

開成駅前地区は、松田警察署吉田島駐在所が管轄しておりますが、約 2.0ｋｍ圏内に吉田島駐在所、延沢駐在所、新松田駅前交番及び小田原警察署栢山駅前交番の２駐在所、２交番があり、現在の交番・駐在所の配置状況等を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難です。

アクティブ交番は、交番統合後の治安対策を目的として導入されたものであり、松田警察署では山北交番統合に伴い同交番が管轄していた地域を中心に運用していることから、開成駅にはパトカーを立ち寄らせ、駅とロータリーにおいて警戒活動を実施します。

なお、開成駅前には山北交番統合前から「開成駅前連絡所」があり、交番勤務員やパトカー勤務員が立ち寄りを実施し、警戒を強化するとともに、地域住民の皆様の利便性を向上させるために交番相談員も派遣しています。

今後も、県内各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

（要望）

３.行政のデジタル化への支援について

高齢化の進展が早い県西地域において、年々圧迫される自治体財政を健全に保つために

は、デジタル化推進によって限られた予算・人材を有効に活用し、業務の効率化や住民サービスの質の向上を図ることが一段と強く求められる。デジタル化を強力に推し進めるには専属の部署や人材が必要ですが、小規模自治体においては設置・配置が困難な状況にあります。つきましては、市町村行政のデジタル化を推進するための県の役割の明確化と、財政的・技術的（人的）支援を要望します。

また、地方行政のデジタル化を推進するに当たっては、法律上・事務処理上の課題もあるのではないか。事務手順の標準例を提示するとともに、新たな事務を市町村に求める際には、利用可能なデジタル技術の紹介と費用の上乗せ補助をセットにするよう、国への働きかけを要望する。

（回答）

市町村と行財政運営の課題などについて協議を行う「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」においても、行政のデジタル化を推進する上での課題や人材の確保・育成などについて意見交換を行ってきたところです。

市町村行政のデジタル化にあたっては、県は、これまでも技術的な助言・支援や、先進自治体等の推進事例の提供などを行ってきましたが、ＡＩやＲＰＡの導入・活用などについても、助言などの支援を行ってまいります。

また、県は総務省に対し、「自治体ＤＸ推進計画」で示されている支援策を着実に実行し、各自治体の対応に必要な事業費等に対する財政措置を行うことを要望しており、今後も必要に応じて要望していきます。

箱根町

（要望）

１.非常事態に対する交付金の算定方法の見直しについて

令和２年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、３次に渡り交付されたが、いずれも配分額の算定項目の１つに財政力が用いられ、それによる割落としの影響を大きく受けた団体もある。

今回の感染症への対応については、住民等への感染症対策以外、特に外出自粛による地域経済への影響に対する費用などに団体間で差が生じていた中、２次分以降は、財政力によらず必要額を措置するような形に見直しすることも可能であったので、今後このような非常事態に対する交付金については、状況に応じた適切な配分方法を用いるよう国へ働きかけること。

（回答）

県では、これまでも国に対し、臨時交付金を増額し、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置するよう全国知事会等を通じ要望してきたところです。

今後も引続き機会をとらえ、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、今後の経済状況や感染状況に応じて、機動的かつ実効性のある対策が可能となるよう、自治体の財政力にかか

わらない、地域の実情に即した必要な額の措置について、国に求めてまいります。

（要望）

２.新型コロナウイルス感染症からの回復支援について

落ち込んだインバウンド需要の復活を含め観光地の回復を図るには、中長期的な取組が不可欠であるため、各団体の実情に応じ必要な支援を行うよう国へ働きかけること。

また、県においても、令和３年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の継続した措置を求めるなど、必要な財源を確保した上で、独自のよりきめ細かな支援策を講じるよう要望する。

（回答）

県では、「観光振興対策協議会」などを通じて市町村の意見を聞き、関係団体からのヒアリングなどを通して地域の実情を把握し、全国知事会等の機会をとらえて、コロナ禍において大きな打撃を受けている観光地に対する支援を行うよう、引き続き、国へ働きかけてまいります。

財源については、これまでも国に対し、臨時交付金を増額し、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置するよう全国知事会等を通じ要望してきたところです。

事業者支援分については、８月に市町村が独自の支援を行うことができるよう 1,000 億円の配分がされ、11 月には地方単独分として 1.2 兆円が閣議決定されました。

今後もコロナ禍における事業者支援のため、事業者支援分や地方単独事業分の増額措置について、引き続き機会をとらえて国に求めてまいります。

支援策を講ずる際には、より効果的な施策となるよう、市町村や関係団体の意見を聞きながら、きめ細かな対応に努めてまいります。

（要望）

３.入湯税の減収に対する特例的な減収補てん債の創設について

入湯税の減収に対しては、令和２年度以降、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和４年度以降も引き続き活用可能とするとともに、地方財政法第５条ただし書きの規定によって地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、起債を充当することが可能となるよう、働きかけること。

（回答）

特別減収対策債については、減収補てん債の対象外である入湯税等について、投資的経費の範囲内で発行可能となっているもので、令和２年度に創設され令和３年度まで延長されているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は今も続いていることから、時限の延長及び充当可能な経費の拡大について、県としても国に働きかけております。

（要望）

４.大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策について

不要不急の移動が抑制される中でも大涌谷を自家用車で訪れる観光客は多く、大涌谷周辺の渋滞は引き続き発生することが予想されるので、是非とも県にあっては渋滞発生分も駐車できるよう収容台数を増やすことができ、同時に突然の火山災害発生時に観光客を一時避難させるような立体屋内駐車場の新設及び下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

（回答）

大涌谷園地へ向かう県道 734 号（大涌谷小涌谷）の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ではありますが、町の具体的なお考えを伺ってまいります。

避難対策については、引き続き、「箱根山火山防災協議会」を通じて、箱根町や関係機関とともに検討してまいります。

（要望）

５.日本遺産「箱根八里」の活用に向けた環境整備について

日本遺産「箱根八里」のハイキングコースは、国内客のみならず外国人観光客の人気スポットとなっている。観光誘客の促進や地域の活性化につなげるためには歩行する観光客、特に外国人観光客に対して日本遺産「箱根八里」を解説する案内看板（外国語併記）が効果的であることから、県が実施主体となり積極的な充実・整備を引き続き要望する。

（回答）

「箱根八里」ハイキングコースの一部となっている須雲川自然探勝歩道において、町と県で歩道の整備、維持管理を実施していますが、自然公園利用者のための案内板や指導標識については県が整備し、文化財等に関する解説看板については町が整備している状況です。

町による看板等の整備に向け、環境省の交付金により支援するなど、県と町で協力して案内看板の充実・整備を進めてまいります。

（要望）

６.足柄幹線林道について

専ら林業活動に利用される林業振興型林道と、生活用等として市町村道的役割を担う地域振興型林道の双方の役割を兼ね備えた併用型林道として、林道従事者のみならず林道沿線の住民等が使用する生活道路としての重要な役割を担っていることから、現状より更に安全性を担保した施設となるよう、舗装やロックフェンス等のハード面を強化する整備及び冬期に行われている閉鎖期間の短縮を要望する。

（回答）

足柄幹線林道は、地元関係車両や沿線施設関係車両等の利用が多いことから、舗装や落石

防止施設等の整備が進んだ状況となっていますが、加えて職員がパトロールを随時、実施して路面補修や清掃、伐採などの日頃の維持管理を行うことで地域振興型林道としての安全性の確保に努めています。

また、県では、冬期路面凍結による交通事故の危険性があるため閉鎖期間を設けていますので、その短縮は困難ですが、この期間を有効に活用し舗装打替えなどの改良工事を実施することで、年間の通行止めの期間が短くなるよう努めながら、林道の舗装等ハード面の整備を行っているところです。

（要望）

７.国道 138 号・県道 75 号（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道設置について

主要幹線道路が交わる本交差点周辺における直近の状況は、交通事業者からバスターミナル整備計画案が提案されるなど転換期を迎えており、それを受けて改良に向けた地元の機運も再び高まりを見せ、再事業化を求める要望書が提出されるに至った。その後、官民（町と地元関係者）が協議しながら連携する場として「仙石原まちづくりプラットフォーム」が創設され、その中でまちづくりの観点から交差点改良の再事業化についても検討されている。南足柄市と箱根町を連絡する道路の開通に伴う交通量増加も見込まれることから、早期の再事業化及び事業着手を要望する。

（回答）

御要望の交差点改良については、令和２年度までに測量や交差点の修正設計が完了したところです。

現在、修正した設計計画について箱根町と協議を行いながら、更に詳細な設計を進めていますが、事業化にあたっては、土地利用者との調整や、地域住民の合意形成が必要なことなどから、今後も、町と連携しながら取り組んでまいります。

（要望）

８.国道 138 号（乙女登山口～仙石原交差点）の歩道整備について

この区間は、昨今のハイキングブームやインバウンド需要の高まりにより、ハイカー等多数の歩行者の往来があることから、安全対策が急務となっている。また、沿道付近の金時公園においては、人気アニメとコラボレーションしたデザインの公衆トイレが町により建設され、注目を集めている。これらの地域資源である金時山周辺地域への安全な動線を確保し、仙石原交差点の改良と合せて面的整備につなげ、沿道の活性化を図る上でも早期に整備を図られるよう要望する。

（回答）

国道 138 号の乙女登山口から仙石原交差点までの区間は、現道内で確保できる箇所については、歩行帯を設置しております。その他の区間については、歩道を整備する計画は現在ありませんが、今後、町と連携し、必要に応じ現道内で対応可能な安全対策があれば検討し

てまいります。

（要望）
９.県道 75 号（湯河原箱根仙石原線）の歩道整備[仙郷楼～温泉荘]について
この区間は、仙石原湿原やすすき草原等の豊かな自然環境と地域資源を有し、多数の町民や観光客の往来があることから、引き続き未整備区間の整備を要望する。
（回答）
県道 75 号（湯河原箱根仙石原）の歩道整備については、仙石原高原交差点から台ヶ岳バス停付近までの約 1.1km 区間について、平成 19 年度から事業に着手し、令和２年度までに車道の拡幅及び約 650ｍの歩道整備が完了しています。
令和３年度は、仙石原湿原前の約 450m の歩道整備を行い、事業区間の歩道整備を全て完了させる予定としています。

（要望）
10.国道１号湯本地内の改良について、箱根湯本駅前の拡幅は一部終了しているが、引き続き旭橋までの拡幅改良や歩道の無電柱化を要望する。
（回答）
県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和７年度）及び「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備及び無電柱化を進めているところです。
御要望の区間については、両計画に位置付けておらず、現時点では、拡幅改良整備及び無電柱化を進めることは困難です。

真鶴町
（要望）
１．真鶴港（琴ケ浜海岸）の利用に関するルールの明確化と海岸の環境保全について
真鶴港における社会状況の変化に合わせた誰もが気持ち良く屋外レクリエーションを楽しめるような利用ルールの明確化、引き続き水上バイクの係留を踏まえたプレジャーボートのバースの設置、尻掛海岸の不法占用の解消に向けた対応について要望する。
（回答）
真鶴港（琴ケ浜海岸）では、遊歩道にテントを張ることの禁止、バーベキューなどの火気使用禁止、ごみの持ち帰りなど、ルールを明確化した看板を既に町と連名で複数の箇所に設置しています。それでも、無秩序な利用が続くということであれば、看板の追加設置やパトロールの強化などといった必要な対策を指定管理者である町と協力しながら行ってまいります。
水上バイクの係留も踏まえたプレジャーボートのバースの設置については、「真鶴港活性

化整備計画」に基づくボートパークの整備を進める中で、水上バイクの係留施設の整備もできますが、石材運搬船や漁船が多く出入りする中で水上バイクが障害にならないか懸念もありますので、地域住民や既存の港湾利用者などのご理解が不可欠です。今後、町と連携し、関係する方々の意見を伺いながら検討してまいります。

尻掛海岸の不法占用については、真鶴漁協組合からの漁業妨害と不法占用の苦情を受け、平成 12 年 10 月から翌年３月にかけて現地調査および貸しボート業者からの事情聴取を行いました。以降、町と連携しながら不法占用者に対して、工作物撤去の看板設置や口頭による指導を行うなど、撤去指導を繰り返し実施しています。

しかし、貸ボート営業を生業にしている方が１名おり、退去後の生活に配慮する必要があること等が課題となっています。不法占用の解消に向けては、貸しボートを生業にしている１名の方に対して退去後の新たな職をあっせんするなど、きめ細やかな対応が必要となりますので、町の御協力もいただきながら対応してまいりたいと考えています。

湯河原町

（要望）

１.まち・ひと・しごと創生の着実な推進について

現在、県地域政策課及び県西地域２市８町において取り組んでいる「県西地域活性化プロジェクト推進事業」について、令和 3 年度以降にこれまでの取組を深化させ、地方創生推進交付金の採択を受けている。今後、更なる県西地域の活性化を目指すために、引き続き、県及び県西地域が連携し、広域的な取組となる事業を県が主導し、継続していくこと。

また、国のポストコロナを見据えた地方創生の取組を推進するためにも関連予算の確保と交付申請の柔軟な採択のため、県の積極的な働きかけをすること。

（回答）

県西地域の活性化にあたっては、地方創生推進交付金を活用の上、各主体がプロジェクトに基づく事業を着実に実施することが重要であることから、県としても、広域ワーケーションの推進など広域的な観点から取り組む事業について、地元市町はもちろん、団体や企業の皆様と連携し、効果的な事業実施に努めます。

また、県では、これまで国に対して、県独自に、また、全国知事会を通じて地方創生推進交付金について、更なる拡充やより柔軟な運用を図るよう、要望を行ってきたところであり、引き続き、機会をとらえて制度の改善について国に求めてまいります。

（要望）

２.子どもにかかる医療保険制度の負担軽減について

子どもにかかる医療保険制度のうち、小児医療費の助成については、子育て支援の側面を持つ重要施策と捉えている。しかしながら、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、その助成内容も自治体により異なっていることから、県域全体としての制度的な統一

が求められている。このため、県の補助制度については、補助対象年齢の引き上げとともに、所得制限及び窓口負担の撤廃をすること。

加えて、小児医療費の助成については自治体間競争に陥っていることから、「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」として、子ども・子育て支援制度を立ち上げた国に対して、補助制度を確立するよう積極的な働きかけを継続すること。

また、国民健康保険の均等割保険料（税）について、未就学児の均等割の軽減の導入が始まるが、子どもの多い世帯ほど保険料負担が大きくなることから、世帯の負担軽減に資するため、国が対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度を拡充するよう県の働きかけをすること。

（回答）

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費については、県としては、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、令和３年度においても「令和４年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望したところです。

なお、小児医療費助成制度は、通院について、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校入学前までの子どもを補助対象としており、また、制度設計については、市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものであるため、補助対象年齢の引き上げや所得制限の撤廃、窓口負担の撤廃は考えておりません。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 66 号）では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料（税）における子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和４年度から実施されることになりました。

子どもの均等割保険料の軽減は、平成 30 年度も国保制度改革にあたり、財政支援策の一つとして国と地方の協議のなかで検討するとしてきた課題であり、今回の制度創設は評価できるものですが、子ども・子育て支援策は、国・地方とも就学児ないし 18 歳以下のこどもを対象としており、そうした政策の均衡を考えた場合、未就学児までに限定することは、問題であると考えております。

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、全国知事会等において、国に対し国の負担において実施することを要望しているところですが、引き続き要望してまいります。

（要望）

３.新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料及び介護保険料減免の全額財政支援の継続

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料及び介護保険料減免に対する財政支援においては、多くの自治体に対して、十分な支援措置が図られていない状況にあることから、令和２年度と同様、国の責任下において全額の財政支援の継続となるよう国に働きかけること。

（回答）

国民健康保険料及び介護保険料の減免への財政支援については、保険者が保険料の減免を実施するためには、国からの財政支援が不可欠であることから、減免額の全額を財政支援するよう国へ要望しています。

なお、令和３年 11 月 26 日付厚生労働省保険局国民健康保険課及び令和３年 11 月 19 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡において、減免額の 10 分の 10 に相当する額を災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金により交付するとの連絡があったところです。

（要望）

４.成年後見制度における「中核機関」の設置等に向けた支援

認知症等で判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において、相談窓口となり関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置に当たっては、専門職員による継続的な支援等が求められることから、地域の実情に応じた専門性・柔軟性を踏まえた適正な人員体制の確保が図れるよう、必要な財源措置をするよう国に働きかけること。

（回答）

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成 30 年度から普通交付税措置がなされました。

これに加え、令和２年度には、中核機関等で適切な後見人候補者を推薦するための受任者調整会議の開催に必要な経費や市民後見人等の支援を専従で行う相談員の配置に必要な経費に対する国庫補助が創設されました。

県としても、令和３年度に「かながわ成年後見推進センター」において、市町村（中核機関等）の要請に基づき、後見人候補者の検討、選任等の事前検討及び受任者調整を行うなどの業務を新たに位置付けるとともに、中核機関等が行う相談支援・チーム支援を含む会議やセミナー等のオンライン化を推進するための補助事業を創設するなど、市町村の体制整備に向けた支援を拡充しております。

今後も市町村において、地域の実情に応じた専門性・柔軟性を踏まえた適正な人員体制の確保が可能となるよう、引き続き、国の予算措置に関する動向を注視しつつ、必要に応じて国に対し要望してまいります。

（要望）

５.公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援の充実について

公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援の充実のため、「当該計画推進に係る国庫補助金メニューの創設」、「令和３年度までとなっている「公共施設等適正管理推進事業債」の年限の延長及び交付税措置の拡充」、「事業期間の終了した「市町村役場機能緊急保全事業債」の復活」について、国に働きかけること。

（回答）

「公共施設等総合管理計画」に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設等の総合管理に対する新たな支援制度の創設や公共施設等適正理管理推進事業債の財政支援の拡充、対象期間の延長について、県としても国に働きかけております。

また、国の市町村役場機能緊急保全事業については、平成 29 年度から令和２年度までの４年間が時限とされたところであり、県としても延長の働きかけを行ってまいりましたが、令和２年度までで終了となりました。

しかしながら、災害発生時に庁舎は業務継続のための重要な拠点となることから、その財政支援については、県としても国に働きかけております。

（要望）

６.街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村において、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、該当する補助制度がないため、補助制度を創設すること。

（回答）

国土交通省の交付金には、小規模都市公園においても活用可能なメニューがありますが、そうした制度を活用する場合は、計画への位置づけなど多くの要件を満たす必要があるため、町から具体な相談をいただいた際は、できるだけ速やかに内容を精査し、必要な助言や国土交通省との調整などの対応を行ってまいります。

なお、県の補助金として、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

（要望）

７.ＧＩＧＡスクール構想の実現について

ＧＩＧＡスクール構想に伴う児童・生徒への１人１台の機器整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストについて、財政支援をお願いしたい。

また、５年後の機器の再整備について、全額自治体負担とならないように、補助制度などを創設すること。

（回答）

ＧＩＧＡスクール構想に基づく一人一台端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用については、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、

国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望してまいります。また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

加えて、令和３年度２月補正予算を計上し、ＩＣＴを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

（要望）

８.広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

小田原市から真鶴、湯河原の１市２町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の効率化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした地域の活性化を推進するとともに、国道 135 号及び県道 740 号が通行不可となった際の防災上の観点においても、早期に完成されること。

（回答）

広域農道小田原湯河原線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置づけ、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指してまいります。

（要望）

９.海岸保全施設整備の推進について

防護水準を満たしていない門川地区の埋立地の海岸護岸の老朽化対策、新崎川の河川堤防の嵩上げの整備を進めていただいているが、計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。

また、災害時に海岸から速やかに避難するために重要となるスロープが、現在は西側の１箇所のみであるため、人命にも大きく係わることから東側にもスロープを設置するための予算を確保すること。

加えて、令和２年度に「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」が改定されており、砂浜侵食対策として、計画的な養浜供給をするための予算を確保すること。

（回答）

門川地区の海岸護岸においては、令和３年度から、老朽化対策に着手し、順次、整備を進めていく予定です。

また、新崎川の河川堤防についても、海岸護岸の設計を踏まえて、必要な嵩上げを行う予定です。

スロープの設置については、早期に実施できるよう必要な予算確保に努めてまいります。

侵食対策については、湯河原海岸などのように砂浜の侵食が進んだ海岸もあることから、

より効果的な対策を進めるため、令和３年３月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を改定しており、本計画に基づき、今後も引き続き、しっかりと養浜を実施してまいります。

（要望）

10. ニホンザルの群れ（Ｔ１群）による被害防止のための積極的な対策の実施についてＴ１群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。

令和３年６月 16 日に公布された改正鳥獣被害防止特措法第８条第２項に規定する必要な財政上の措置について、Ｔ１群に対する対策についても必要な措置を講ずること。

西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。

神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第５次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護していくべきか除去するべきか方針を検討すること。

（回答）

Ｔ１群の対策については、令和２年度に実施した県による加害個体捕獲の成果及び課題を検証し対策に生かすとともに、追い上げや加害個体の捕獲を行いながら、県は技術支援を継続し、学識者やＮＰＯなどの協力も得ながら、農作物や地形などを考慮した効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討してまいります。

財政上の措置については、鳥獣被害対策の推進に向け、令和４年度も引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を計上しました。

また、西湘地域個体群については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を図るとともに、国の動向等も踏まえ、第５次管理計画の策定に向け「地域個体群」の定義やあり方などを多角的に分析してまいります。そのうえで、Ｔ１群としての保護または除去について方針を検討してまいります。

（要望）

11. 特別減収対策債の継続及び活用範囲の拡大について

令和４年度以降も引き続き活用可能とするとともに、地方財政法第５条ただし書きの規定によって地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、通常の起債を充当した残余、または通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分以外の部分にかかる不足についても、起債を充当することが可能となるよう、働きかけること。

（回答）

特別減収対策債については、減収補てん債の対象外である入湯税等について、投資的経費の範囲内で発行可能となっているもので、令和２年度に創設され令和３年度まで延長されているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は今も続いていることから、時限の

延長及び充当可能な経費の拡大について、県としても国に働きかけております。

愛川町

（要望）

１.県道 54 号における道路改良整備及び交差点改良整備・バスベイ設置の促進について

県道 54 号は、相模原市内から本町の東西方向を貫き、国道 412 号にアクセスする主要な幹線道路であるほか、緊急輸送道路に指定されている。

はじめに、本路線の半原日向交差点から田代交差点までの区間は、道路幅員が狭く、大型車両と他の車両とのすれ違いが困難であることや、歩行者通行帯の確保がされていないことから、路線バスの運行にも支障が生じているほか、沿線住民にとっては、常に危険な状況下となっており、加えて付近小中学校への児童・生徒の通学は遠回りを余儀なくされている。

こうしたことから、円滑な道路交通や歩行者の安全を確保するため、歩道を含めた道路改良整備を要望する。

次に、本路線の角田バス停前の交差点について、県道の緩やかなカーブ上で、町道が鋭角に合流しているため、県道及び町道からの直進・右左折車両などによる事故が度々発生している。

また、県道のカーブ上及びカーブ手前には、横断歩道やバス停が設置されているほか、交差点にコンビニエンスストアが隣接するなど、歩行者の横断や店舗への車両出入り等の交錯による事故の発生が懸念されることから、交差点改良及びバスベイの設置を要望する。

（回答）

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、道路改良を進めることは困難です。

なお、沿線の町有地などを活用した交通安全上の必要な対策については、愛川町と調整を進めてまいります。

角田バス停前の交差点改良、バスベイ設置については、愛川町などの関係機関と調整を進めながら、検討してまいります。

（要望）

２.県道 63 号における歩道整備及び交差点改良整備の促進について

県道 63 号は、厚木市・本町・相模原市を結ぶ産業経済の動脈的機能の高い幹線道路として、極めて重要な路線である。これまで、県においては、歩行者の安全を確保するため、歩道整備を行っていただいているが、中津地区の桜台交差点から坂本水路橋先の約 300 メートルの区間が未整備となっており、歩行者の通行に危険が生じている。

特に、朝夕の通勤通学時間帯においては、高校生等をはじめとする自転車利用者と歩行者

の交錯による事故も懸念され、地元地域からも歩道整備を求める声が高まっていることから、歩行者が安全・安心に通行できるよう、この区間の歩道整備を要望する。

なお、歩道整備に当たっては、沿線に住宅や店舗が建ち並んでいる箇所があるなど課題もあり、短期的に全区間を整備することは難しいものと理解しておりますので、住宅等が支障とならない区間を先行して整備することも含め、検討を要望する。

また、歩道整備済みの区間においては、擦り付け部が急勾配となっている箇所が点在しており、車イス等の利用者が通行に支障を来たしていることから、バリアフリー化した歩道の再整備を要望する。

さらに、本路線の桜台、中津郵便局先Ｔ字路、愛川郵便局入口の３箇所の交差点につきましては、右折レーンが無いため、ボトルネックとなっていることから、交通渋滞の解消が図られるよう、付加車線化等の着実な交差点改良整備を要望する。

（回答）

桜台交差点から坂本坂水路橋先の歩道整備については、事業計画はありませんが、交通安全上の必要な対策については、愛川町の御意見を伺いながら、必要性や実現の可能性などを検討してまいります。

歩道整備済区間のバリアフリー化については、具体的な箇所を御相談いただければ、現地の状況を踏まえ検討してまいります。

「桜台」、「中津郵便局Ｔ字路」及び「愛川郵便局入口」交差点については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを見ながら検討してまいります。

（要望）

３.高田橋際交差点地区の交通渋滞と交通安全対策の促進について

高田橋際交差点は、相模原市、厚木市及び愛川町の２市１町を結ぶ、県道 54 号及び 63 号、511 号が合流している交差点となっており、圏央道へのアクセス道路としてのポテンシャルも高く大型車両の交通量も多いことなどから、交通渋滞の発生や交通安全上支障が生じている。これまでに、県において、県道 54 号及び県道 63 号の東西方向で右折レーン設置による交差点改良、及び一部の箇所において歩道整備がなされたが、県道 54 号においては、相模原市から愛川町に向かう車線では、県道 63 号への左折のための減速による交通渋滞や、県道 63 号及び県道 511 号では、愛川町から相模原市に向かう県道 54 号への右折車両による交通渋滞が発生しているため、県道 511 号の渋滞を避ける車両が、日常的に通学路を含む生活道路に進入するなど、地域住民や通学児童等の歩行にも危険な状況となっている。

現在、県において、交差点における県道 511 号について、線形改良を検討しているが、引き続き、着実に進めるとともに３つの県道及び周辺地区における道路計画などを総合的に検討し、本地区の交通渋滞の解消と、交通安全の確保を促進するよう要望する。

（回答）

高田橋際交差点については、引き続き、関係市町と連携を図りながら、交差点の改良計画

について検討してまいります。

（要望）

４.県道 65 号における交差点改良整備の促進について

県道 65 号は、国道 129 号から中津地域の市街地を南北に通過し、三増トンネルを経て相模原市（津久井）へ至り、圏央道相模原インターチェンジにアクセスする幹線道路である。また、本路線は、中津・高峰地域のメイン道路であり、周辺には高等学校をはじめ、役場庁舎、文化会館及び病院等の公共公益施設が立地しているほか、バス路線のターミナルである愛川バスセンターも設置されているなど、自動車はもとより、歩行者及び自転車などの交通量も多く、特に県道 54 号に右折する車両などによる交通渋滞も慢性化している。

こうした中、本路線と県道 54 号が交差する箕輪交差点については、県道 54 号側の広幅車線化による交差点改良が平成 26 年度に完了したところであるが、本路線側についても、交通渋滞の解消に向けた付加車線化等による交差点改良整備を要望する。

（回答）

箕輪交差点においては、これまでに県道 54 号（相模原愛川）の広幅車線化を実施しており、県道 65 号（厚木愛川津久井）の付加車線設置等については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

（要望）

５.河川区域内における環境保全について

県におかれましては、河川区域内の草木について、平成 22 年度から予算を増額し、定期的に伐採などを実施されているところである。一方で、本町においても、河川美化パトロールをはじめ、ごみ・ゼロクリーンキャンペーン時には住民と一体となって、河川清掃等に取り組むなど、河川環境の保全に努めている。

しかしながら、河川全域でみると、河道内における樹林域が繁茂及び拡大している箇所も見受けられるため、景観の保全はもとより、火災や流下能力の低下による治水上の問題も懸念されることから、県においては、引き続き、更なる草木の除草及び伐採に努められるよう要望する。

（回答）

樹木の伐採については、樹林化対策として平成 17 年度から実施しており、令和３年度は約６万㎡の伐採を予定しています。

また、除草については、堤防など河川管理施設の管理上または河川利用や防火・防犯の観点から実施しているところです。

今後も、樹木の伐採を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

（要望）

６.横断歩道等の交通安全施設整備の促進について

交通安全施設については、交通事故防止の観点から重要であると認識しているところだが、町内でも経年劣化等により横断歩道等の道路標示が不鮮明となっている箇所が散見されることから、横断歩道をはじめとする道路標示の補修につきましては、今後とも継続して、特段の予算措置を講じるとともに、早期整備を行われるよう要望する。

（回答）

県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修が実施できる予算の確保に努めてまいります。

（要望）

７.公共施設等適正管理推進事業債の財源確保と拡充について

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた公共施設等の老朽化対策はじめ、適正管理を推進するために活用が可能な「公共施設等適正管理推進事業債」については、長寿命化事業の対象事業が拡充され、地方債計画額も増加しているところだが、自治体が適正管理を進めるためには、地域住民や施設利用者に対する丁寧な説明を行う必要があるほか、継続的かつ多大な費用を要することが懸念される。

対策等を推進するための十分な地方財政計画の計上額を確保し、地方財政措置を更に拡充するほか、現在令和３年度までの時限措置で起債が認められている対象期間の確実な延長について、国への働きかけを要望する。

（回答）

「公共施設等総合管理計画」に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

県としては、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充や対象期間の延長について、県としても国に働きかけております。

（要望）

８.学校施設環境改善交付金の財源確保と制度の拡充について

活用可能な学校施設環境改善交付金については、整備項目毎に対象事業費の下限額が定められており、一定額以下の事業に対しては、交付基準がない状況にある。

また、近年では全国の地方公共団体からの整備要望が国の予算を大幅に上回り、当初予算で採択されないケースが多い状況となっていることから、当該交付金の下限事業費の見直しや十分な補助金総額の確保について、国への働きかけを要望する。

（回答）

学校施設環境改善交付金を含む国の公立学校施設整備費については、令和３年度において補助単価が引き上げられましたが、実際の工事に要する経費と国の算定する経費に乖離

があります。

県教育委員会では、引き続き国に対して、学校設置者が計画する全ての事業が採択されるよう、必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しや、対象事業の拡充を図るよう、働きかけてまいります。

（要望）

９.国民健康保険料（税）の 18 歳以下の被保険者に係る均等割免除制度の創設について

国民健康保険料（税）均等割額については、未就学児はもちろんのこと、就学児にも当然課税されており、就学児を養育している世帯負担も非常に重くなっていることを踏まえると、少子化対策及び子育て支援施策の観点からも、子育て世帯の更なる負担軽減が必須であると思料されますので、保険者として県全体の国民健康保険財政の責任主体となっている県においては、18 歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除する支援制度を国の負担において創設することについて、国への働きかけを要望する。

（回答）

先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 66 号）では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料（税）における子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和４年度から実施されることになりました。

子どもの均等割保険料の軽減は、平成 30 年度も国保制度改革にあたり、財政支援策の一つとして国と地方の協議のなかで検討するとしてきた課題であり、今回の制度創設は評価できるものですが、子ども・子育て支援策は、国・地方とも就学児ないし 18 歳以下の子どもを対象としており、そうした政策の均衡を考えた場合、未就学児までに限定することは、問題であると考えております。

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、全国知事会等において、国に対し国の負担において実施することを要望しているところですが、引き続き要望してまいります。

（要望）

10.新型コロナウイルス感染症対策に係る適切な広域的総合調整及び各種支援について

新型コロナウイルス感染症の収束に向けては、感染症対策の切り札として全国的に速やかなワクチン接種が進められており、本町にあっては、高齢者の接種について７月中の完了に向け、また、64 歳以下についても希望する方全員への速やかな接種ができるよう取り組んでいるところだが、国からの五月雨式の情報提供や希望に沿ったワクチン供給量が確保できていないところであり、その対応に苦慮している。

したがって、これまでの課題を検証し、適切な情報提供やスケジュールの確保など、スム

ーズな対策が可能となるような仕組みづくりと財源措置及び経済対策について、国への働きかけを要望する。

（回答）

県としても、国の方針転換などに苦慮しているところであり、今後も定期的な接種が続くことも想定し、円滑な接種に向け、必要に応じて国へ働きかけてまいります。

一方、県では幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施することや、一時支援金及び月次支援金の拡充や要件緩和などを、全国知事会を通じて要望してまいりました。

その結果、過去最大規模となる事業規模 78.9 兆円の経済対策が策定されるとともに、同経済対策において、地域・業種を限定しないかたちで、売上高 30%以上の減少までを対象に要件を緩和し、事業規模に応じて支給する「事業復活支援金」を実施することとなりました。

（要望）

11. ＧＩＧＡスクール構想の持続的な財政支援について

ＧＩＧＡスクール構想を持続可能なものとするために、国の責任において端末整備完了後の機器保守管理をはじめ、端末更新に係る経費等を国庫補助の対象とするなど、継続的な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

（回答）

県教育委員会としては、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し、全国都道府県教育委員会連合会等を通じ要望しており、引き続き要望してまいります。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

（要望）

12. 愛川ふれあいの村体育館の耐震化について

県立愛川ふれあいの村の体育館は、これまで、愛川町の川北、宮本、両向地区（３地区合計：住民 2,888 人）の広域避難所として位置づけていたが、耐震が不十分であったことから、現在は、当該施設を除外している。しかしながら、当該地区では、被災者想定人数に対して各指定避難所の収容人数が飽和様態となっており、またコロナ禍における分散避難の観点からも安全な避難場所の確保が課題となっている。

今年度、県では、愛川ふれあいの村体育館の耐震診断が予定されるなど、耐震化に向けて対策を進められているが、当該施設を再度指定避難所として使用させていただくことが地域住民の安全・安心の観点から必要であることから、施設の耐震化工事の早期実現について要望する。

（回答）
　県立愛川ふれあいの村体育館については、令和３年度において、耐震診断調査を実施しているところです。今後は、耐震診断調査の結果を踏まえて、必要な対応を適切に実施してまいります。

（要望）
13. 小田急多摩線の延伸促進について
　県においては、県土の総合的な交通ネットワークの形成を図るための交通施策の基本的な考えを示す「かながわ交通計画」において、改訂の際には小田急多摩線の上溝以西への延伸について位置づけるとともに、上溝までの早期事業化に向けた取組の促進を要望する。
（回答）
　小田急多摩線の延伸については、広域交通ネットワークが強化され、地域の活性化につながるものと認識していますので、現在改定作業を進めている「かながわ交通計画」に新たに構想路線として位置づける予定です。
　また、小田急電鉄には、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、延伸の要望を行うほか、国に対しては、鉄道整備費等の助成制度の拡充を働きかけているところであり、引き続き関係者と連携して、小田急多摩線の延伸に向けた取組をしっかりと支援してまいります。

（要望）
14. 残土規制の強化について
　熱海市の災害では、計画以上の盛り土と産業廃棄物が混入されるなど、不適切な行為によって、甚大な被害が発生し、早速、国では造成地の総点検について検討が始められたが、残土の埋立てにあっては不適正な処理がされやすく、監視をうまく逃れる中で行われることが多いことからも末端行政の町の指導だけでは中々、厳しいところがある。
　ついては、国の一元的な法規制が必要であるので、より一層の規制強化に向けて国に働きかけるとともに、県におかれましても許可や審査にかかる基準等について、見直しの検討をするよう要望する。
（回答）
　建設発生土、いわゆる残土の適正処理は、県域を越える広域的な課題であり、多くの地方自治体に共通するものであるため、必要な規制や手続きが全国一律に導入されるよう、法律の制定を国に、毎年、要望してきたところであり、７月 20 日には、全国知事会の危機管理・防災特別委員会委員長として、防災担当大臣に対して、８月４日には国土交通副大臣・環境副大臣に対して、９月７日にはあらためて防災担当大臣に対して、知事が直接要望を行いました。
　また、内閣府が設置した有識者会議「盛土による災害の防止に関する検討会」による要望

内容についてのヒアリングが 10 月 29 日に行われ、知事が上記委員長の立場で、事前に全国知事会が実施した都道府県アンケートの結果や本県の取組を紹介しながら、早期の法制化の必要性について説明を行いました。

国は、盛土の規制を強化する関連法案を令和４年の通常国会に提出する方針を示していることから、今後も国の動向をよく注視していくとともに、法整備後に、条例の必要な改正に速やかに取りかかれるよう、市町村や近隣都県とも情報交換しながら、必要な準備を進め、県民の安全・安心を確保してまいります。

清川村

（要望）

１. 県水源環境保全・再生事業の継続と水源地域への新たな支援について

県が平成 19 年度から全国に先駆け進めてきた、かながわ水源環境保全・再生施策大綱は、令和８年度で終期を迎えることから、水源環境保全・再生施策の継続と水源地域が担う水質保全の取組への新たな支援を要望する。

（回答）

県では、平成 19 年以降 20 年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和４年度からは、施策大綱に示した最後の計画となる「第４期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」の取組を進めていくこととなりました。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向け、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、「森林の保全・再生」を始めとした特別対策事業を着実に推進していきたいと考えております。

また、この計画推進の主な財源である水源環境保全税は、個人県民税の超過課税として期限を設け、県民の皆様に特別に御負担いただいていることから、恒久的に必要となる維持管理費用等に充てることは、現在、考えておりませんが、施策大綱期間終了後の施策については、施策大綱に基づく取組の到達状況や成果等を検証・評価した上で、第４期計画期間中に市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

（要望）

２. 宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

宮ヶ瀬ダム完成から 20 年が経過し、施設の老朽朽化や観光ニーズが多様化する中、時代の変化に影響されない魅力の創出を実現するため、日本版ＤＭＯの着実な事業展開に向けた県の支援を要望する。

（回答）

県では、平成 28 年度から宮ヶ瀬湖周辺地域（相模原市の一部、厚木市の一部、愛川町及び清川村）を計画区域とした「地域再生計画」に基づき、日本版ＤＭＯ法人である公益財団

法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下、「財団」という。）や地元市町村等と連携して地域活性化に取り組んでおり、令和４年度からは、宮ヶ瀬湖周辺地域の周遊性の向上に資するため地域公共交通の実証実験に取り組んでいきます。

また、財団は、地域活性化を図るため、「宮ヶ瀬湖周辺ＤＭＯネットワーク会議」やワーキング部会を開催し、地元関係者との意見交換や地域連携事業の検討を行っており、県も同会議のオブザーバーとして財団の取組に協力しています。

今後とも、日本版ＤＭＯ法人である財団の着実な事業展開に向けて、県は施設を良好な状態で維持するとともに、国、周辺市町村とともに連携・協力しながら支援してまいります。

（要望）

３.自殺対策について

県内の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、令和２年は急増しており、多くの橋梁が点在する本村においても、自殺と思われる事例が急増している。

県民の命を守る取組として、橋梁からの飛び込み自殺を防止するため、県道の橋梁への転落防止柵等の整備を要望する。

（回答）

令和２年の自殺者数の状況については、長期化するコロナ禍の影響を受けており、現在もなお、自殺者が多い深刻な状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、これまで「こころの電話相談」に加え、ＬＩＮＥ相談の開設など相談窓口の拡充を図るとともに、相談窓口の普及啓発等の取組の強化を図ってきたほか、ゲートキーパー養成やうつ病対策にも取り組み、宮ヶ瀬湖の自殺多発地域については、厚木保健福祉事務所で定期的な巡回パトロールを行っています。

今後、県では、自殺統計データや相談内容の詳細な分析を行い、自殺のリスク要因等を把握し対策につなげる等、より効果的な自殺対策の推進に向け、取り組んでまいります。また、地域の実情に応じた取組については、こうした分析の結果を市町村とも共有する等、連携し進めてまいります。

また、自殺対策について、御要望を踏まえ、村と連携し、警察を交えた現場確認を行っており、転落防止柵の設置などの必要な対策に取り組んでまいります。

（要望）

４.村内緊急輸送道路における安全対策について

村内の緊急輸送道路の安全対策樹木の伐採・道路照明灯を要望する。

・第１次緊急輸送道路県道 64 号（伊勢原津久井）

・第２次緊急輸送道路県道 60 号（厚木清川）

（回答）

村内の緊急輸送道路である県道 64 号（伊勢原津久井）及び県道 60 号（秦野清川）の行政

境界付近において、現地の樹木を確認し、台風などの異常気象時に倒木などが予見される箇所については、速やかに伐採等の対応を行い、通行遮断防止に努めてまいります。

その他の区間においても、日常のパトロールなどで注意深く点検し、異常を確認次第、対応してまいります。

道路照明灯については、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部など、交通安全上の対策が必要な箇所に設置していますが、具体的に視認性が悪く、災害発生時の通行に危険が伴う箇所を御相談いただければ、設置を検討してまいります。

（要望）

５.県道 64 号（伊勢原津久井）及び県道 70 号（秦野清川）の整備について

村内の主要県道２路線について、次の安全対策等を要望する。

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井）

・「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進

・道の駅清川前への信号機の設置

・村道山岸外周線が接続する丁字路への信号機の設置

(2) 県道 70 号（秦野清川）

・札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備

（回答）

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井）の古在家バイパスについては、全体計画延長約 1.2km のうち､第Ⅰ期区間として、北側約 0.8 ㎞の整備を進めています。

この区間には、３つの橋が計画されており、このうち２橋が完成しており、残る１橋を令和３年度に完成させ、令和４年度の開通を目指しています。

引き続き、村と連携して事業進捗に努めてまいります。

(2) 県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和７年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、拡幅改良整備を進めることは困難です。

また、御要望箇所への信号機設置については、交通状況等に鑑みると、現状での設置は困難です。

（要望）

６.土砂災害警戒区域等における安全対策について

土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等につきまして、土砂災害対策の実施にかかる具体的なロードマップの提示及び土砂災害防止施設砂防施設早期完成に向けた事業推進を要望する。

（回答）

土砂災害の防災工事については、県内全体で対策が必要な箇所が多数あることに加え、土砂災害防止施設の整備に多大な費用と日時を要することから、ロードマップをお示しすることは難しいですが、県では、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備にあたり、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

今後も、市町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

（要望）

７.片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について

効果的な治山事業の展開により、山林の崩壊といった災害を未然に防止し、住民の安全・安心な地域の実現について要望する。

（回答）

片原・柳梅地区の山林の崩落防止対策については、現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討してまいります。

（要望）

８.登山者の安全対策について

本村は面積の約 90%が山林で、丹沢山・三峰山・仏果山などの登山ルートが多数設置されていることから、登山を目的とした来訪者が増加傾向にあるため、登山者の安全対策について要望する。

（回答）

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園内の県管理の登山道については、かながわパークレンジャー等の職員や県が委嘱している自然公園指導員が巡視活動を行っており、危険箇所を発見した場合は、通行止め等の対応を行うほか、随時、簡易な補修等の対応をしております。

今後も、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全を図るため、利用形態や現地の状況に基づく優先度を踏まえて、計画的な維持管理及び整備に努めてまいります。